

福岡市環境配慮指針

素案

平成 28 年 5 月 16 日

はじめに

<目 次>

第1部 環境配慮指針の趣旨	1
第1章 環境配慮指針の概要	2
1. 目的	2
2. 位置づけ	2
3. 指針の対象	5
4. 指針の使い方	6
第2章 環境配慮の考え方	7
1. 環境配慮における基本的な考え方	7
2. 配慮対象とする環境要素	9
3. 地域特性区分	11
4. 事業特性区分	13
5. 環境配慮の推進に向けて	16
(1) 環境配慮に取り組む意義	16
(2) 環境配慮の推進イメージ	17
第2部 環境配慮事項	21
第1章 地域特性別環境配慮事項	22
1. 海洋域	22
2. 島しょ部	25
3. 沿海部（自然的地域）	29
4. 沿海部（中心市街地・港湾地域）	33
5. 内陸部（市街住宅地域）	37
6. 内陸部（里地里山・田園地域）	40
7. 内陸部（山地・丘陵地域）	44
8. 河川部	48
第2章 事業特性別環境配慮事項	51
1. 道路整備事業	52
2. 河川改修・水辺整備事業	56
(1) ダム・堰・池	57
(2) 河川・水路	60
3. 鉄道・軌道整備事業	64
4. 飛行場・関連施設整備事業	68
5. 発電電関連施設整備事業	72
(1) 風力発電所	73
(2) 太陽光発電所	76
(3) 発電所(太陽光・風力以外)・関連施設	79

(4) 送電線路	82
6. 廃棄物最終処分施設整備事業	86
7. 埋立・干拓事業	90
8. 土地区画整理事業	94
9. 流通業務団地造成事業	98
10. 公園・緑地・運動場整備事業	102
11. 住宅団地の造成の事業	106
12. 土石の採取の事業	110
13. 上下水道・都市ガス整備事業	114
(1) 施設整備	115
(2) 管路整備	118
14. ごみ焼却施設整備事業	120
15. 工場・事業場整備事業	124
16. 住宅整備事業	128
17. 商業・業務・公共施設整備事業	132
18. 港湾施設整備事業	136
19. 前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業	140
第3部 環境関連情報	145
資料編	資料 - 1
1. 環境保全関連の指定地域の概要図	資料 - 2
(1) 都市地域	資料 - 2
(2) 農業地域	資料 - 3
(3) 森林地域	資料 - 4
(4) 自然公園地域及び自然保全地域	資料 - 5
2. 生物多様性の保全	資料 - 6
3. 環境配慮関連情報	資料 - 8
(1) 福岡市内での環境配慮事例	資料 - 8
(2) 参考・関連情報	資料 - 14
4. 出典(情報の入手先)	資料 - 16
(1) 自然環境調査	資料 - 16
(2) 環境情報関連のホームページ	資料 - 18
5. 用語集	資料 - 19

第1部

環境配慮指針の趣旨

第1部 環境配慮指針の趣旨

第1章 環境配慮指針の概要

1. 目的

福岡市は、北に博多湾、玄界灘やそこに浮かぶ島々、南に標高1000m級の脊振・三郡山系など海や山に囲まれ、これらを多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちであり、150万もの人が暮らしています。私たちの健やかで快適な生活は、先人から受け継いだこの豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており、私たちは、この豊かな環境を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

福岡市環境配慮指針は、福岡市が環境基本計画（第三次）で掲げた環境像「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へいのちつなぐまち」を実現するために、事業者の皆様に対して福岡市内の自然環境や生活環境の情報などを提供し、自己評価に基づく自主的な環境配慮に取り組んでいただくことを目的としています。

2. 位置づけ

本指針は、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」、「計画」、「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境との調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として平成4年3月に策定されました。

その後、平成8年9月に制定された福岡市環境基本条例第7条で規定された「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するため、同条例第8条の規定に基づき、都市基盤整備事業や民間の開発事業などにおける環境配慮を誘導するためのガイドラインとして、人と自然との共生の視点に重点をおいて改訂しました。

また、平成18年に策定された「福岡市環境基本計画（第二次）」を踏まえ、前指針をもとに、自然環境情報などの更新や、新たな視点として地域の生態系や里地里山などへの配慮事項を盛り込むかたちで改訂しました。

今回の改定では、平成26年策定の「福岡市環境基本計画（第三次）」や平成24年策定の「生物多様性ふくおか戦略」を踏まえたほか、平成23年4月の環境影響評価法の改正及び平成24年12月の福岡市環境影響評価条例の改正と整合を図る方向で改定しています。

福岡市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める「福岡市環境基本計画（第三次）」では、分野別横断型施策の主要な施策の一つとして、本指針の適切な運用が求められています。

なお、本指針は、環境情報等の蓄積に基づく新たな知見及び社会状況の変化に合わせて、必要に応じて見直すこととします。

また、本指針は、事業者の環境保全に対する意識を高め自主的な行動を引き出し、良好な環境の保全と創造を誘導するためのものであり、規制法令の枠を超えて禁止や制限を定め市民や事業者には義務を課すというものではありません。

福岡市環境基本条例(抜粋)

(環境への配慮の推進)

第8条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施する場合は、当該事業者がその事業の立案及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図り、及び環境に配慮することを推進するため、必要な配慮を講じるものとする。

2 市長は、市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るため、当該事業及び市が行う他の事業又は施策との調整に努めなければならない。

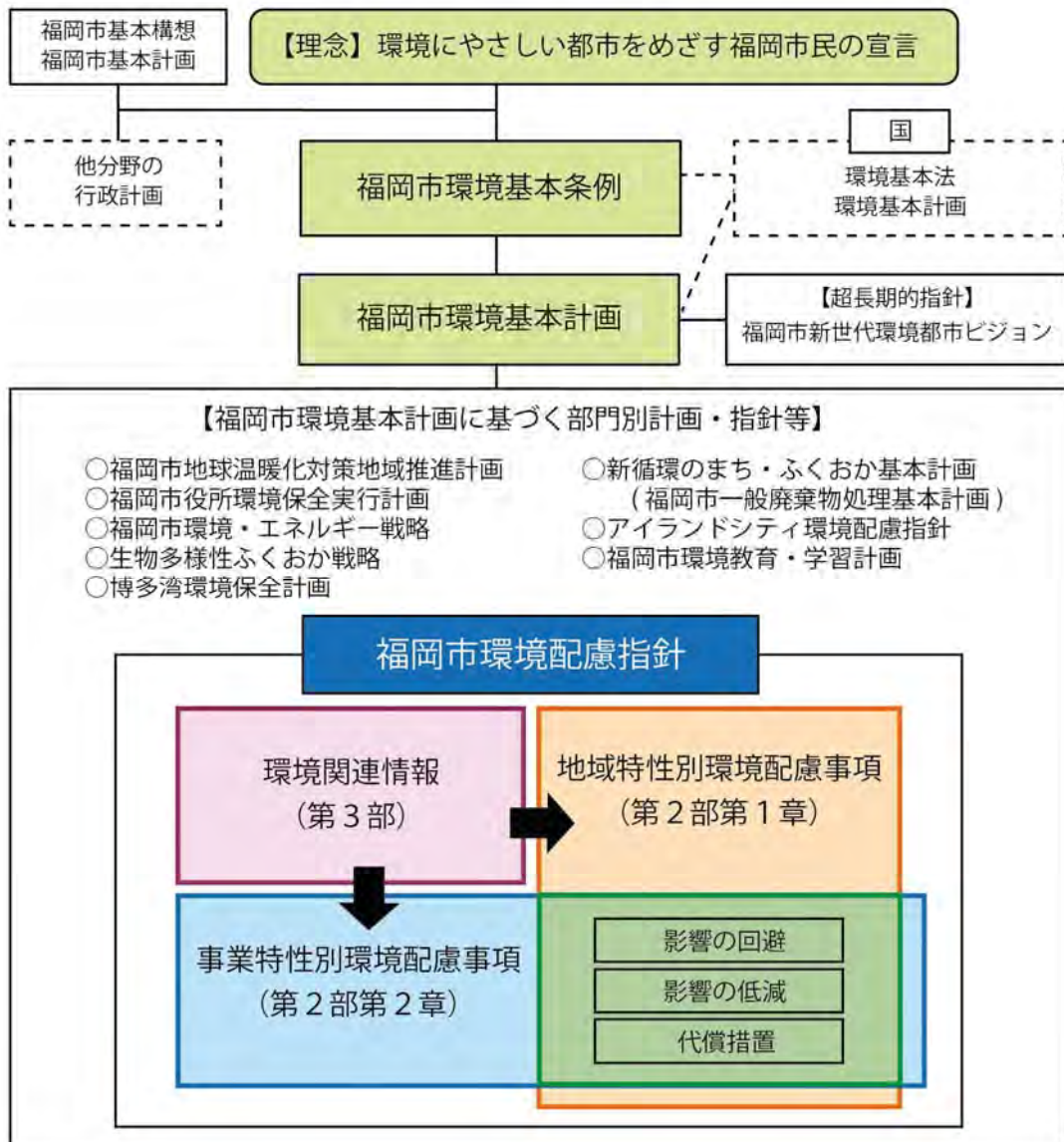


図 本指針の位置づけ

○福岡市環境基本計画(第三次)がめざすまちの姿

豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち

○分野別施策

- ・快適で良好な生活環境のまちづくり
- ・市民がふれあう自然共生のまちづくり
- ・資源を活かす循環のまちづくり
- ・未来につなぐ低炭素のまちづくり

○分野横断型施策

- ・環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり
- ・環境の保全・創造に向けたしくみづくり
→主要な施策として「福岡市環境配慮指針の適切な運用」が挙げられている。
- ・ふくおかから九州・アジアへ

※分野横断型施策：福岡市環境基本計画（第三次）では、めざすまちの姿を実現するため、4つの分野別の施策と、分野間相互の連携により相乗的な効果を引き出すことを目的に3つの分野横断型施策が設定されています。

今回の改定の概要

- ① 福岡市環境基本計画（第三次）及び部門別計画との連携・調整に関わる変更
 - ・福岡市環境基本計画（第三次）との整合を図る。
 - ・生物多様性ふくおか戦略の地域別目標像を踏まえた地域特性区分とする。
- ② 環境影響評価制度の改正等に関わる変更対応
 - ・計画段階配慮等環境影響評価手続きの基礎資料としての使用を想定した構成とする。
 - ・福岡市環境影響評価条例等の対象事業及び福岡市の主な開発関連事業を考慮した事業特性区分とする。
- ③ 環境関連情報の更新
 - ・環境関連情報を最新のデータに更新する。市内の貴重・希少生物等のリスト及び確認地図について、最新のデータを提供できる仕組みとする。地図をメッシュデータで整理する。

3. 指針の対象

福岡市内で一定の規模以上の開発事業を行おうとする場合、環境影響評価法・福岡市環境影響評価条例に基づいて環境への影響を評価（環境アセスメント）し、影響を低減するための対策を講じなければなりません。

環境アセスメントの対象とならない事業であっても、豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくために、環境への配慮を行うことが期待されています。すべての事業者が、本指針を活用して適切な環境配慮に取り組んでください。

- ・対象者 : 公共、民間の区分なく福岡市域で事業を行うすべての事業者とします。
- ・対象事業 : 福岡市内で実施されるすべての事業及び福岡市が市外で実施するすべての事業とします。

表 環境影響評価、福岡市環境調整会議での調整を必要とする法令等

対象事業	根拠法・条例・規則等	対象者
環境影響評価法・条例対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法(平成9年法律第81号) ・福岡市環境影響評価条例(平成10年福岡市条例第18号) 	公共、民間の区分なく福岡市域で事業を行うすべての事業者
その他法令、条例等により環境配慮の検討が必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条の規定による開発行為 ・建築基準法第48条及び第51条の規定による許可 ・福岡県環境保全条例に関する条例による許可等 ・砂利採取法および採石法による採取計画の許可 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第14条による埋め立て許可 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査 	
上記以外で福岡市が行う環境に影響を及ぼすおそれがある事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市環境基本条例第8条第2項 ・福岡市環境調整会議規則第2条 ・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮に関する要綱 ・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮に関する事務取扱要領 	福岡市

事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

4. 指針の使い方

本指針は3部構成になっています。

第1部では本指針の位置づけや環境配慮の考え方について解説しています。福岡市内で事業を構想・計画している事業者の方はまずご一読ください。

第2部では、地域特性別の環境配慮事項と事業特性別の環境配慮事項を掲載しています。事業対象地の周辺の環境の特徴の把握、事業が周りの環境に与える影響の把握、事業に適した環境配慮事項の選定を行うために、該当する地域特性区分・事業特性区分のページをご確認ください。

第3部では、環境関連情報として、法令などの指定状況、貴重・希少生物の一覧と確認状況、文化財やレクリエーション施設などの快適環境の情報を一覧できるようにしています。事業対象地周辺の状況を確認するために利用してください。

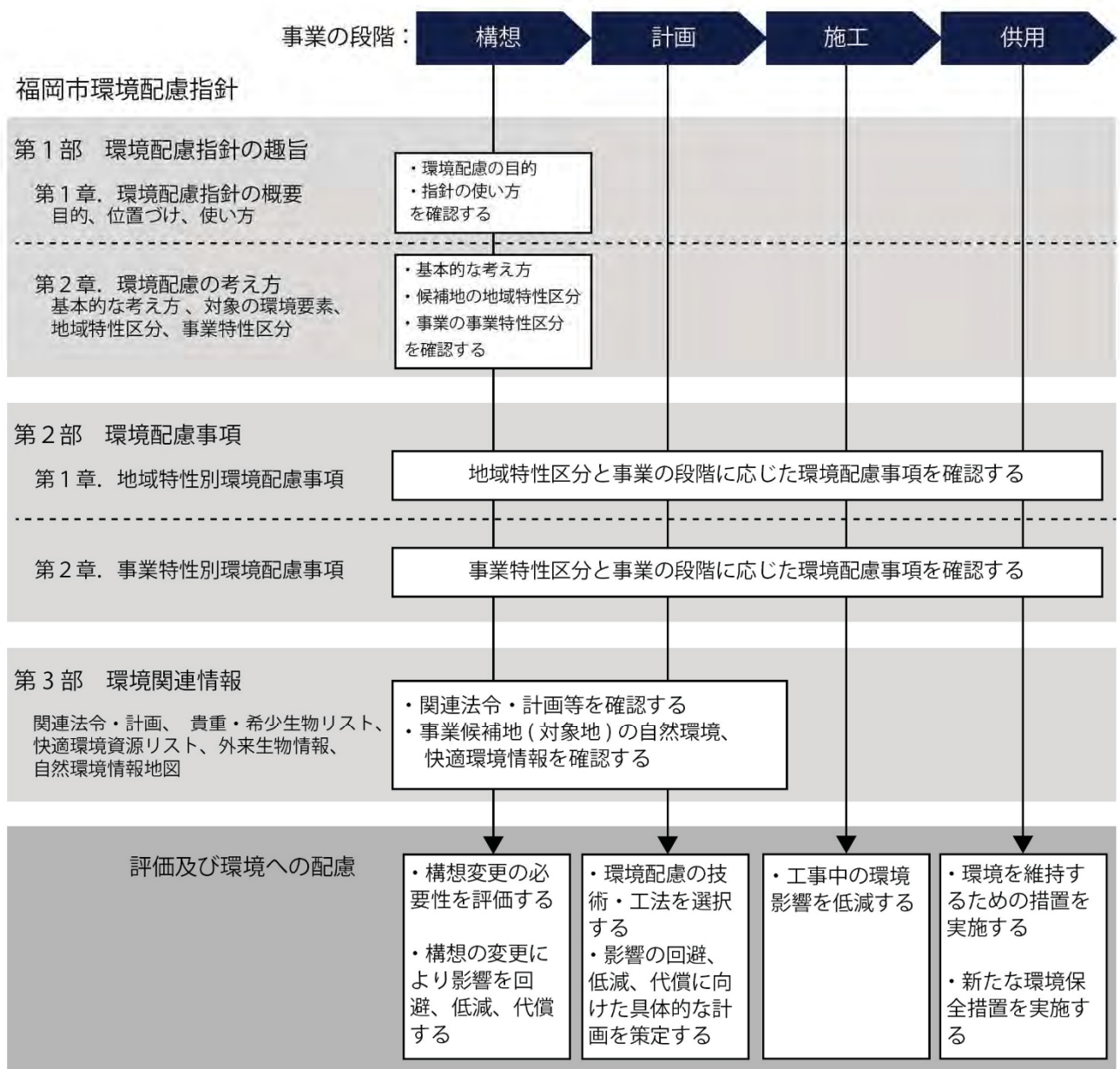


図 本指針の使い方

第2章. 環境配慮の考え方

本章では、環境配慮における基本的な考え方や、環境配慮事項を示すにあたり前提となる事項(対象とする環境要素、地域特性区分、事業特性区分)を示します。事業を実施する地域の特性や事業の特性を把握した上で、その特性にあわせた環境配慮に取り組んで下さい。



1. 環境配慮における基本的な考え方

(1) なぜ環境配慮を行うのでしょうか

福岡市は、北に博多湾、玄界灘やそこに浮かぶ島々、南に標高 1000m級の脊振・三郡山系など海や山に囲まれ、これらを多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ、豊かな自然に恵まれたまちであり、150 万もの人が暮らしています。私たちの健やかで快適な生活は、先人から受け継いだこの豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており、私たちは、この豊かな環境を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

その責務を果たすため、私たちは様々な活動の中で環境影響の低減に努めていく必要があります、環境への配慮が必要となるのです。本指針においては、私たちが暮らす生活環境や周辺の自然環境、景観等に対し、開発事業等が及ぼす影響をできるだけ少なくすることを目的としています。

(2) 環境配慮はどのように行うのでしょうか

開発事業等を実施する際、その構想・計画などのより早い段階において、環境に及ぼす影響について検討し、どのような環境配慮が必要か考えることが第一歩です。以下のことについて検討しましょう。

①事業を実施する地域やその周辺の環境の特性を把握する。

どんな生きものが生息・生育しているか、水がどこへ流れるか、風はどのように吹くか、地形、景観、歴史的・文化的環境の有無など。

②事業が環境に与える影響を把握する。

機械の騒音、排気ガス、排水、土地の造成、地下水のくみ上げ、樹木の伐採など。

③事業を実施する地域や事業の特性を踏まえ、事業段階に応じた適切な環境配慮を考える。

(3) 環境配慮にはどのような方法があるのでしょうか

環境アセスメントでは、事業を行うことでその地域の将来の環境にどのような影響があるか予測し、影響を回避・低減するための対策を実施します。事業による環境に対する影響を軽減するために行う保全行為を環境保全措置(ミティゲーション)といいます。

環境保全措置(ミティゲーション)には、①影響の回避、②影響の低減(最小化、修正・修復、軽減)、③代償措置があり、この順で、実現可能な範囲で環境保全の効果が最大になる方法を検討します。

環境アセスメントは事業の規模に応じて法や条例に基づき実施が義務づけられていますが、法や条例の対象でない事業においても、事業を行う地域の将来の環境が良好なものとなるように、目標となる将来像を定めてそれに向けた環境配慮を行うことが期待されます。

表 環境保全措置（ミティゲーション）の優先順位

①回避		<p>行為の全体または一部を実行しないことにより影響を避けます。</p> <p>例：貴重・希少な生物の生息・生育場所を保全するために、事業の立地対象地を変更する。</p>	
	最小化	<p>行為の実施にあたり、規模や程度を制限して影響を最小化します。</p> <p>例：山に道路を新設する際、山を切り崩さずトンネルにすることにより、土地の改変量を最小化する。</p>	
②低減	修正・修復	<p>影響を受けた環境を修復、回復、復元により影響を修正します。</p> <p>例：住宅地造成で盛土した法面に、在来の植物を植樹する。</p>	
	軽減	<p>行為の実施期間中、保全や維持管理を行うことにより、影響を継続的に軽減または除去します。</p> <p>例：道路にボックスカルバートを設置し、動物の移動経路を確保する。</p>	
③代償		<p>代替資源や環境を置き換えて提供して、影響を代償します。</p> <p>例：事業により消失する水辺環境の代替地としてビオトープを創出する。</p>	

環境影響評価法や条例の対象外の事業、例えば住宅整備事業などの小規模な事業ではこの表に示すような環境保全措置を行うことは困難だと思われるかもしれませんが、しかし、そのような小規模な事業でも以下に示すような環境配慮が大小様々あるのです。

例) 住宅整備事業（建設する予定地が既に決まっている場合）

- 事業実施予定地に貴重・希少生物等の生息・生育地がある場合の配慮
 - ・生息・生育地が減少しないような住宅配置の検討を行う。（回避）
 - ・生息・生育地を改変する場合は、改変面積を極力少なくする。（低減）
 - ・供用後、病虫害駆除のため農薬を散布する場合は、適量と適切な方法で実施する。（低減）
 - ・予定地全面を改変する場合は、生息・生育地となるような植栽帯等を設ける。（代償）
- 工事中の周辺環境に対する配慮
 - ・騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた工法を採用する。（低減）
 - ・降雨により敷地内から土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が近隣の水路等の公共用水域に流出しないよう配慮する。（低減）
 - ・再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で使用する。（低減）

また、環境配慮を実施したら、その効果を確認して、効果が十分でない場合は環境配慮の方法を見直しましょう。

2. 配慮対象とする環境要素

本指針で環境配慮の対象とする環境要素は、福岡市環境影響評価条例等で示す考え方にに基づき、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合いの確保」、「環境への負荷の低減」の4つの面から整理し、表に掲げるとおりとします。

《配慮対象とする環境要素の区分の概要》

① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

人が健康に生活していくために必要不可欠な大気、水、土壌などの生活環境の確保に関わる環境要素です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、ダイオキシン類等の有害化学物質などに関する公害規制法を遵守するとともに、環境基準を考慮して、環境への排出負荷の低減に努めます。

② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

生態系、生物種、生物の遺伝的多様性の確保や自然環境の保全に関わる環境要素です。生物多様性の保全には、地域の生態系の構造、特性に合った配慮を行う必要があります。里地里山のように自然を持続的に利用することで保全される環境もあることから、環境配慮の方向性を把握しておく必要があります。

③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保

景観や人と自然の触れ合いの活動の場に関わる環境要素です。景観資源と眺望地点、触れ合いの場と活動のための諸条件の確保など、人と自然の豊かな触れ合いに必要な要素のすべてを対象とします。

④ 環境への負荷の低減

廃棄物や地球温暖化など、地球全体に影響を及ぼし、顕在化している環境問題に関わる環境要素です。資源の循環や廃棄物の適正処理、温室効果ガスの排出抑制などを通して、環境への排出負荷の低減に努めます。

表 環境配慮の対象とする環境要素

大項目	中項目	小項目	細項目	
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	
			二酸化硫黄	
			浮遊粒子状物質	
			粉じん等	
			有害物質	
		騒音	騒音	
			超低周波音	
		振動		
		悪臭		
		その他の大気環境		
	水環境	水質	水の汚れ (生物化学的酸素要求量、 化学的酸素要求量)	
			水の濁り (浮遊物質)	
			富栄養化 (全窒素、全りん)	
			有害物質	
		底質		
		地下水		
		その他の水環境		
	土壌環境、 その他の環境	地形・地質		
		地盤		
		土壌		
その他環境		日照障害		
		風況		
	シャドーフリッカー			
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物			
	植物			
	生態系			
人と自然との豊かな触れ 合いの確保	景観			
	人と自然との触れ合いの活動の場			
環境への負荷の低減	廃棄物等	廃棄物等		
		残土		
	温室効果ガス等	二酸化炭素		
		その他の温室効果ガス		

3. 地域特性区分

福岡市には、脊振山地などの山々、多々良川、室見川などの河川とそれを取り囲む福岡平野、博多湾とその沿岸地域など、様々な環境があります。

事業が自然環境に与える影響を考える時は、貴重・希少な生物の生息・生育地が改変されるかどうかだけでなく、周辺地域も含めた生態系に与える影響についても考える必要があります。生態系とは、自然環境を水の流れや炭素の物質循環、生きもの同士の競争といった「関係性」に注目して捉える考え方です。地域の地形や土地利用、そこに生息・生育する生きもの同士の関係性等が類似していれば、事業によって受ける影響も類似したものになります。

このため、本指針では生物多様性の観点から、福岡市を8つの特性に従って区分し、それぞれの区分に応じた環境配慮事項を示します。事業を実施する場所がどの地域特性にあてはまるか確認して、環境配慮に取り組んで下さい。

なお、地域特性の分類にあたっては「生物多様性ふくおか戦略」における地域特性区分との整合性に配慮しています。

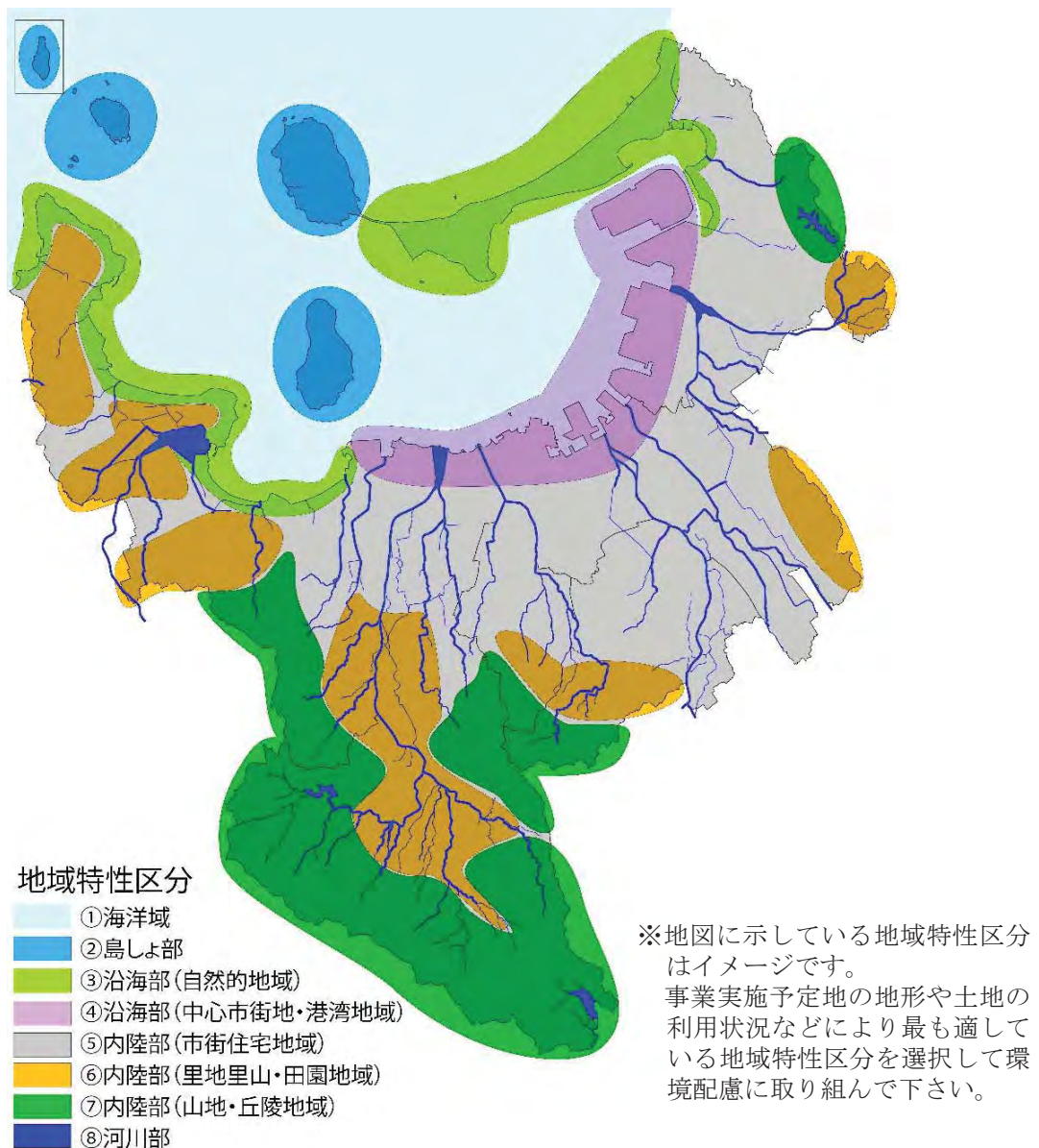


図 地域特性区分(イメージ)

表 地域特性区分概要

地域特性区分	対象区							地域特性の概要	環境配慮の要点
	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区		
①海洋域	○	○	○				○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性の高い博多湾内では、特に水質汚濁の防止に配慮 ・浚渫残土等の適正処理
②島しょ部	○							○	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁物質など、環境負荷の海域への流出防止 ・住居が密集した集落付近では騒音・振動など公害の発生へ配慮 ・島しょ部特有の特殊な生態系や景観の保全
③沿海部 (自然的地域)	○							○	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り鳥や海生生物の重要な生息環境を保全 ・野外レクリエーション地としての利用を考慮
④沿海部 (中心市街地・港湾地域)	○	○	○				○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁などの公害発生を抑制 ・多々良川、室見川などの河川・河口は生物の生息・生育場所として、人の安らぎの場として、ヒートアイランド現象の緩和の場として重要であり、その機能を考慮した環境配慮
⑤内陸部 (市街住宅地域)	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁などの公害発生を抑制 ・周辺緑地や水辺環境を利用する生物の生息・生育環境の創出や生態系ネットワークの形成
⑥内陸部 (里地里山・田園地域)	○	○		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、住宅地への野鳥やトンボなど身近な生物の供給源として重要な地域であり、田園環境の保全、周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備、管理が必要 ・市民農園などのレクリエーション利用を考慮
⑦内陸部 (山地・丘陵地域)	○			○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川の源流域であることから、水源涵養力の低下、水質汚濁などの公害を発生させないよう留意 ・生物の生息・生育環境の保全のため、樹林地規模、多様な植生の確保が必要
⑧河川部	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質の保全に留意 ・多様な水生生物の生息・生育環境の保全のため、水域の連絡性の確保や河床構造が単調にならないよう配慮

4. 事業特性区分

事業が環境に与える影響は、事業ごとに異なります。本指針では福岡市環境影響評価条例等の対象事業及び福岡市の主な開発関連事業を考慮し、事業を特性に応じ19に区分して、環境配慮事項を整理しています。なお、1つの事業特性区分の中でも特性となる影響要因が大きく異なる事業が含まれる場合は、細区分を設けています。下記の表を参考に、実施しようとする事業が当てはまる事業特性区分を確認してください。

表 事業特性区分の概要

事業特性区分 ()は福岡市環境影響評価条例での事業区分名	主要な事業	事業特性の概要	環境配慮の要点
①道路整備事業 (道路の新設及び改築の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の新設・改築 道路建設に伴う橋梁の架設 道路建設に伴うトンネルの建設 	[主目的]移動基盤の整備 既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を線的に行い、道路などの構造物を新設・改築する。事業は福岡市内全域で行われる。	<ul style="list-style-type: none"> 供用後の車両通行に伴う大気環境（大気質、騒音・振動）の悪化を軽減 自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮
②河川改修・水辺整備事業 (ダムの新築、堰の新築及び改築その他の河川工事の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ダムの新設・改築・周辺整備 堰の新設・改築 河川の河床改修・護岸整備・河川敷整備・管理施設整備 水路整備 ため池整備 	[主目的]治水、利水 河川及び河川周辺の自然環境の改変を行い、構造物などを新設・改築する。主に河川沿いで工事が行われるが、ダムは周辺地域を含め広範囲に開発が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> 水生生物の生息・生育環境の改変を最小化（利水を目的とする事業で改変が必要な場合は、生態系保全に配慮） ダム、堰の存在による土砂動態の変化やそれに伴う影響への配慮
③鉄道・軌道整備事業 (鉄道及び軌道の建設及び改良の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道・軌道の新設・改築 鉄道建設に伴う橋梁の架設 鉄道建設に伴うトンネルの建設 	[主目的]移動基盤の整備 既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を線的に行い、鉄道などの構造物を新設・改築する。既存路線の改良や延伸が中心となる。	<ul style="list-style-type: none"> 供用後の車両通行に伴う大気環境（大気質、騒音・振動）の悪化を軽減 自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮
④飛行場・関連施設整備事業 (飛行場及びその施設の設置又は変更の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路・ヘリポートの新設・改築 飛行場施設・航空保安施設の新設・改修 	[主目的]移動基盤の整備 既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、滑走路（面的な整備）と関連施設などの整備・改築を行う。集客施設でもあり、安全性の確保が重要である。	<ul style="list-style-type: none"> 供用後の航空機運行に伴う大気環境（大気質、騒音など）の悪化を軽減 自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の減少・分断・消失への配慮
⑤発電電関連施設整備事業 (発電所の設置又は変更の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 発電所(火力・水力・風力・太陽光など)の新設・改修 電気供給施設・変電所の新設・改修 送電線の建設 	[主目的]発電、電力供給 発電の種類(火力・水力・風力・太陽光など)により、開発地域や開発行為の内容が異なる。施設の開発という点的な側面と、送電という線的な側面がある。	<ul style="list-style-type: none"> 火力発電では大気汚染への影響軽減、風力発電では騒音や影の影響軽減、太陽光発電では光害への配慮など、施設の種類に応じて異なる環境配慮が必要
⑥廃棄物最終処分施設整備事業 (一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場の建設・改修 産業廃棄物最終処分場の建設・改修 	[主目的]廃棄物最終処分 既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、廃棄物の埋立地を造成する。周囲を覆うなどの遮断対策や保有水の漏出管理を厳重に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の発生、漏出による地下水や河川水の汚染を回避 施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

事業特性区分 ()は福岡市環境影響評価条例での事業区分名	主要な事業	事業特性の概要	環境配慮の要点
⑦埋立・干拓事業 (公有水面の埋立て及び干拓の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て 干拓 	<p>[主目的]新たに利用可能な土地の創出 埋立てでは公有水面に土砂などを積み上げ、新しく陸地を造成する。干拓では開発場所の水を排水して陸地を造成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水質や底質の良好な状態の維持 海域に生息・生育する生物の環境を維持
⑧土地区画整理事業 (土地区画整理事業)	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 	<p>[主目的]土地の利用増進 既に利用されている土地の区画形質を変更し、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの活動の場の確保が重要 施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)の分断、消失への配慮
⑨流通業務団地造成事業 (流通業務団地造成事業)	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務団地の造成 流通業務団地に関連する道路などの公共施設・公益的施設の整備 	<p>[主目的]流通機能の向上、交通流の円滑化 山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、地ならしを行い、流通業務施設を整備するための土地の造成や必要な公共施設の整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通利便性の高い場所に立地することが多いため、供用後の交通流への影響を低減 供用後の自動車交通公害を軽減するよう配慮
⑩公園・緑地・運動場整備事業 (運動場又はレクリエーション施設の建設の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 運動場・野外レクリエーション施設の新設・改築 公園・緑地の新設・改築 ゴルフ場の新設・改築 墓園の新設・改築 	<p>[主目的]自然との触れ合いの場、レクリエーション活動の場 山林、農地、市街地などにおいて土地の改変を行い、目的にあわせた構造物を設置する。既存の自然との共生や、新たな緑地や水辺の創出を行うことが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)との共生 人と自然との触れ合いの活動の場としての機能 新たに良好な景観を創出
⑪住宅団地の造成の事業 (住宅団地の造成の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅団地の造成 住宅団地に関連する道路などの公共施設・公益的施設の整備 	<p>[主目的]住宅街の整備 山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、地ならしを行い、住宅を整備するための土地の造成や必要な公共施設の整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの場所の確保が重要 施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)の分断、消失への配慮
⑫土石の採取の事業 (土石の採取の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 岩石の採取 砂利の採取 	<p>[主目的]土石の採取 山林などにおいて樹木を伐採し、土地を切り崩して土石を採取する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 採取事業による大気環境(大気質、騒音・振動など)への影響や自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)の損傷、景観の保全への配慮 土石採取後の土地の活用
⑬上下水道・都市ガス整備事業 (下水道終末処理場の新設の事業)	<ul style="list-style-type: none"> 下水施設(下水道終末処理場・下水道ポンプ場・下水管路・汚泥再生プラント)の新設・改修 上水施設(浄水場・海水淡水化施設・上水道配水場・水道管路)の新設・改修 ガス施設(製造所・貯蔵施設・供給設備)の新設・改修 	<p>[主目的]水やガスの供給、下水処理 河川周辺域などにおいて既設の構造物を撤去し、樹木を伐採して地ならしを行い、水やガスの供給・処理施設を整備する。管路敷設の工事は市街地や住宅街など、福岡市内全域で行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備事業による海と河川の水質保全 管路敷設など、市街地や住宅街での工事では住民の生活への影響に配慮 施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)の分断、消失への配慮

事業特性区分 ()は福岡市環境影響評価条例での事業区分名	主要な事業	事業特性の概要	環境配慮の要点
⑭ごみ焼却施設整備事業 (ごみ焼却施設の新設の事業)	・ごみ焼却施設の新設・改修	[主目的]ごみ処理 既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、ごみ焼却施設を整備する。焼却炉や排ガスを排出する煙突が設置される。	・ダイオキシン類などの有害物質の排出抑制 ・焼却熱エネルギーの有効利用や廃棄物の再資源化 ・施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)の分断、消失への配慮
⑮工場・事業場整備事業 (工場又は事業場の建設の事業)	・工場・事業場の新設・改修 ・研究施設の新設・改修	[主目的]製造・研究 既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、工場や研究施設を整備する。供用開始後の工程で有害物質の排出や騒音・振動を伴う場合は、対策・処理設備も併せて整備する。	・施設が大気や水質の汚染物質、騒音・振動の発生源となる可能性がある。 ・施設利用に伴う車両の往来などが大気汚染、騒音・振動の発生源となる。
⑯住宅整備事業	・住宅整備 ・高層住宅整備	[主目的]住宅建築 戸建住宅や集合住宅などを建築する。高層マンションなど、規模により施工方法が大きく異なる。市街地や住宅街の中で事業が行われることが多い。	・居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの場所の確保が重要 ・環境共生型住宅の推進 ・住宅街での工事では周辺住民の生活への影響に配慮
⑰商業・業務・公共施設整備事業	・商業系施設(商業店舗、複合施設、大規模高層建築物、卸売市場)の新設・改修 ・業務系施設(倉庫・ターミナルなどの流通業務施設、農産物生産関係施設、畜産関係施設、通信系施設)の新設・改修 ・公共・共有施設(教育・文化・医療・保育・介護・社会福祉・集会所)の新設・改修	[主目的]商業・業務・公共施設の整備 市街地などにおいて既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、商業・業務・公共施設を整備する。交通の利便性が良く、人が集まる場所で事業が行われることが多い。	・生活基盤となる施設が整備されることで、人の移動や物資の流通が変化し、新たな環境負荷が発生することが想定 ・施設への環境対策技術・省エネルギー技術の導入推進 ・人と自然との触れ合いの活動の場を創造 ・周辺住民の生活への影響に配慮
⑱港湾施設整備事業	・護岸・海岸整備 ・港湾施設の新設・改築	[主目的]港湾利用の利便性強化 海域や沿岸域の自然環境を改変する事業や、沿岸域に構造物などを新設・改築する事業となる。施設の存在により海況が変化する。	・貨物の輸送に伴う自動車交通公害を軽減 ・海況や水質に与える影響を低減
⑲前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業 (前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業)	・圃場整備	[主目的]土地の新しい利用 山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、樹木を伐採して地ならしを行い、新たな施設を整備するための土地を造成する。	・施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水脈など)の分断、消失への配慮

5. 環境配慮の推進に向けて

(1) 環境配慮に取り組む意義

豊かな環境を次の世代へ引き継いでいく責務を果たすため、開発事業等を実施する際はその事業等が及ぼす影響をできるだけ少なくすることを目的として、事業者は自主的に環境配慮に取り組むこととしていますが、環境配慮に取り組んだ結果、環境への影響を低減する他にどのような効果があるのでしょうか。

「自主的な環境配慮の取組事例集(環境省)」に挙げられている事例では、環境配慮に取り組んだ結果、得られた効果として、以下の事項が挙げられています。

- ・ 開発業者としての社会的説明責任を果たすことができた。
- ・ 地域住民との良好な関係を構築することができ、事業への協力を得ることができた。
- ・ 地方公共団体や専門家が関与することにより、事業者の取組が客観的に評価された。
- ・ 義務付けられている事項以上の取組を実施したことに対して、事業者に対する社会的評価・評判が上がった。



地域の方々とのより良い関係の構築、事業者の社会的評価の向上に役立ちます。

- ・ 専門的な検討を行うことにより、実施すべき環境対策が明らかになった。
- ・ 広く意見を聴くことにより、事業者単独では気づかなかった地域の環境上の問題に気づくことができた。



より環境に、より地域の実情に配慮した事業計画の策定に役立ちます。

- ・ 事業による環境影響の程度が明らかにされたことにより、事業計画の合理的な見直しができるようになった。



環境影響を懸念して事業に反対するの方々との対話のきっかけづくりができます。

予め環境影響を回避することで、事業実施による環境そのものへの影響だけでなく、地域社会への影響も避けることができます。

※参考文献：自主的な環境配慮の取組事例集(平成 27 年、環境省)

(2) 環境配慮の推進イメージ

開発事業等を実施する事業者と行政が、環境配慮を積極的に推進します。

① 事業者の取組み

- ・本指針や関連法令を十分に理解して、環境配慮に積極的に取り組みます。
- ・行政の施策に協力します。

② 行政の取組み

- ・率先して環境配慮を実践します。
- ・事業者が環境配慮に積極的に取り組めるよう、適切な情報提供やサポートを行います。



図 環境配慮の推進イメージ

本指針では、開発事業等を実施する事業者を対象としていますが、市民もその活動を理解して協力するなど、事業者・行政・市民が連携して環境配慮に取り組んでいくことが重要です。

また、日常生活の中で取り組むことができる環境配慮は数多くあります。この豊かな環境を大切に守り育て、将来の世代へ引き継いでいくため、日頃から意識して行動しましょう。

<日常生活での環境配慮行動例>

- 日常生活において節電等の省エネに努める。
- 日常生活においてできるだけごみを出さないようにする。
- 不用品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユースにまわす。
- ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする。
- 運転の際には、不必要なアイドリングや空ぶかし、急発進はしない。
- 日常生活において節水に努める。
- 油や食べかすなどを排水口から流さない。
- 買い物の時は、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる。
- 物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する。
- 地域における環境保全のための取組に参加する（緑化、美化、自然保護、リサイクル、省エネ、地域の計画策定等）。
- 体験型の環境教育・環境学習活動に参加する。
- 講習会等で得た環境保全に関することを実践する。
- 環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする。
- 旬のもの、地のあるものを選んで購入する。

※参考文献：「環境にやさしいライフスタイル実態調査 平成26年度調査」（環境省）
環境配慮行動の実施移行調査項目より

<コラム> 事業者の環境配慮取組み例 1 - 住宅整備事業

住宅事業を行っている A さんの会社で、戸建分譲住宅（15 戸）の開発を行った際の環境配慮取組み例です。事業の実施にあたり、環境配慮指針を参考にして様々な環境配慮を行いました。

1. 構想段階

開発場所の候補地は南区の内陸部（市街住宅地域）にあります。A さんはまずはじめに、環境配慮指針の地域別環境配慮事項（37～39 ページ）と自然環境情報地図（212～216 ページ）を参照して、環境の特徴を確認しました。近辺にはまとまった樹林地や池を有する公園があり、貴重な生物（キビタキ、キイトトンボなど）も生息しているようです。周辺住民にも、自然との触れ合いの場として、レクリエーション活動の場として、よく利用されていることが分かりました。

また、この候補地は公共施設の跡地であり、自然的地形や歴史的遺産の改変はありません。

これらの確認結果をふまえ、周辺の自然環境に配慮しながら、この候補地で開発を進めることにしました。

2. 計画段階

A さんは、事業特性格別環境配慮事項（128～131 ページ）も参考に、設計を進めます。

街区全体の計画では、住宅の配置を工夫して、涼しい風の通り道を作り、太陽の光が住宅に当たりやすくします。また、貴重・希少生物の生息・生育環境への配慮のため、周辺にも自生するヤブツバキ、ホルトノキ、カクレミノを庭木に使用するなど、周辺の緑とつながりを持たせることにしました。

住宅の設計では、廃棄物の削減のために、耐久性の向上や維持管理のしやすさなど、長寿命化に努めます。また、温室効果ガスの排出削減のために、太陽熱を空調や給湯に活用するパッシブソーラーシステムを採用しました。

そしてこのような環境性能を客観的に評価するため、CASBEE 戸建評価認証を取得する予定です。

3. 施工段階

建設工事が始まりました。既存の公共施設の解体では、廃棄物の削減・資源の循環利用のために分別解体や適正処分を徹底します。また、周辺の生活環境に配慮するため、騒音・粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用したり、建設作業機械や運搬車両の運行が集中しないように管理しながら工事を進めました。

4. 供用段階

完成した住宅への入居がはじまりました。入居者は、太陽熱の活用や LED 照明の採用により、省エネルギーで温室効果ガスの排出が少なく、地球環境への負荷が少ない生活を送っています。

また、周辺に生息する貴重な生物も事業実施前と同じように生息が確認されています。



※この取組み例は架空のもので、実在する事業ではありません。

<コラム> 事業者の環境配慮取組み例 2 — 工場・事業場整備事業

Bさんの会社では福岡市内に新しく工場を建設する予定です。Bさんは建設にあたり環境配慮の担当になりましたが、何をすれば良いのかわかりません。

市役所に問い合わせたところ「環境影響評価の対象ではありませんが、事業実施にあたっては環境配慮指針を参考に環境に配慮してください。」といわれました。



1. 構想段階

新工場計画では3か所の候補地があり、まだ用地選定の段階です。候補地は、早良区の山林、西区の雑木林や休耕田、東区の古い工場跡地と周辺の土地です。

Bさんは、まず環境配慮指針の地域特特別環境配慮事項(37～47 ページ)と自然環境情報地図(191～241 ページ)を参照して、候補地の環境の特徴を整理しました。



表 候補地の環境の特徴(例)

	早良区の候補地	西区の候補地	東区の候補地
地域特性区分	山地・丘陵地域	里地里山・田園地域	市街住宅地域
地形	大きな尾根や谷が無くほぼ一様な山裾の斜面	谷の上部のなだらかな斜面(里地里山)	平地で用地内に用水路あり
植生	スギ・ヒノキ植林	シイ・カシ二次林、竹林と休耕地雑草群落	市街地と開放水域
周辺に生息・生育する貴重・希少生物	サシバ、クロツグミ、トノサマガエル	キツネ、サシバ、キビタキ、ヒバカリ、ニホンアカガエル、ヘイケボタルなど	カスミサンショウウオ、メダカ、ニッポンバラタナゴ
快適環境	近くに文化レクリエーション施設あり	近くに指定文化財あり	近くに文化レクリエーション施設あり

3つの候補地を比較してみた結果、西区の候補地では環境に配慮するためにより多くのコストがかかることが分かりました。

早良区と東区の候補地では環境配慮のコストに大差はありませんが、早良区の候補地の場合、自然的地形の改変面積が大きく、貴重・希少生物への影響も大きいことが予測されます。

東区の候補地は、一部が工場跡地であり自然的地形の改変面積は最も少なくなります。周辺に住宅地域があり、供用後の騒音、排気などの影響が考えられます。そこで、供用後の影響を予め予測して、周囲への影響を抑えるよう施設の配置などを検討しました。それを踏まえて周辺住民への説明会を開き、理解が得られたことから、東区の候補地を新工場用地として選定しました。

2. 計画段階

新工場の設計がはじまりました。事業特特別環境配慮事項（124～127 ページ）を参照して、環境に配慮した工場を設計していきます。工場の騒音や排気、排水が規制基準を満たすように防音や処理設備を導入することも設計段階での重要な環境配慮です。また、太陽光発電設備を導入して使用電力の一部をまかなうことにしました。さらに、工場の周囲には在来種で緑地帯を作ったり、用地内を横切る水路を暗渠にせず従来形で残したりすることで自然環境への配慮も行うことにしました。

3. 施工段階

新工場の建設工事が始まりました。引き続き、事業特特別環境配慮事項（124～127 ページ）を参照して、環境に配慮した工事を進めます。工事では周辺への騒音、粉じんなどの影響を軽減するため、建設作業機械の運行が集中しないように工程管理をおこないます。用地の造成では、手をつけないで残す水路周辺を除いて、高いところの土を削って低いところへ運び用地を均し、用地外からの土砂の搬出・搬入がないようにしました。建設廃棄物のリサイクルも行い、可能な限り資源の循環利用を行うようにしています。

4. 供用段階

いよいよ新工場が稼働しました。今日は近くの小学生が工場見学に来ます。Bさんは広報担当として小学生に新工場を案内します。低騒音の最新式機械が動くクリーンな工場や、副産物のリサイクルが可能な排水処理施設などを見学した後、Bさんは敷地内を流れる小川に小学生を連れてきました。

小川にはメダカが群れになって泳いでいる姿が見えます。もちろん放流したわけではなく新工場ができる前からここに生息していたものです。用地内の一部にあったコンクリート張りの水路も石積みに替えたため、砂がたまって在来種のカワナが増え、以前は見られていた外来種（186～189 ページ）のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）もすっかり少なくなりました。



※この取組み例は架空のもので、実在する計画ではありません。

第 2 部

環境配慮事項

第2部 環境配慮事項

環境配慮事項とは、事業を実施する地域や事業の特性に応じて取り組むべき具体的な環境配慮の内容です。

第1章. 地域特性格別環境配慮事項

地域特性区分毎に、求められる環境の例（「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋）、地域を特徴づける環境要素の状況、事業の実施に伴いチェックすべき事項を示します。

1. 海洋域

博多湾、玄界灘（玄界島周辺～志賀島周辺～海の中道・奈多・三苫の北側海域、小呂島周辺）に特徴づけられる地域です。

波穏やかで内湾的な性質の博多湾は、中枢港湾として九州の経済を支える一方で、閉鎖性の高さから特に水質の悪化が懸念される地域です。航路浚渫や埋立などの事業では、水環境への負荷を極力抑える配慮が必要です。

対馬海流が流れる外洋的な性質の玄界灘では特に、藻場や魚介類など海洋生態系への配慮が必要です。

《求められる環境の例》

- ・博多湾の水質・底質は良好に保たれ、新鮮で質の高い藻類など含めた湾内の漁業生産品が市内外で流通している
- ・韓国や中国、さらには太平洋諸国などの関係国との連携が図られ、長距離を移動・回遊する魚類などの生息環境の改善が進んでいる
- ・水産資源などの現存量が科学的・客観的に把握されるとともに、それらのデータを基に、漁獲量をはじめとする国際法などに則った持続可能な漁業が行われ、各国の水産資源が適正に確保されている
- ・生態系に影響を与える有害物質等の流出による海洋汚染の防止などが進むほか、各国が気候変動防止の取り組みを積極的に行うことで、海洋生物への影響が最小限に抑えられ、資源管理型漁業が行われている

※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋

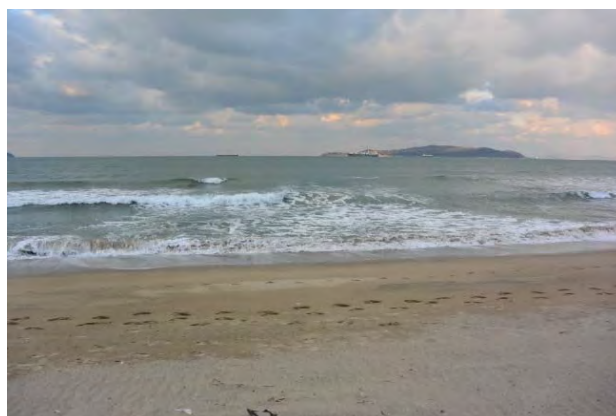



写真 海洋域

海洋域の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	河川などを通じて環境負荷が集積しやすい場所です。特に閉鎖性の高い博多湾内では、排出負荷の削減を図り、水質汚濁などの公害発生の防止に努めて下さい。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	海生生物や渡り鳥の生息環境として重要です。生息場所の改変を避けるとともに、水質などの保全に努めます。また、博多湾は海の玄関口となっており、外来生物の侵入をいち早く受ける場所です。侵入・定着させないための配慮が必要です。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	船釣りが行われたり、海釣り公園などの施設があります。豊かな自然を保全し、触れ合いの活動の妨げとならないための配慮が必要です。
環境への負荷の低減	工事用資材・浚渫残土等の再利用、適正処理が求められます。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	博多湾は平均水深 10m、最大水深 23m、湾口の幅が 7.7km の閉鎖性が高い浅い内湾。玄界灘は福岡県西部から佐賀県の北岸の海域で大陸棚が広がり対馬海流が流れる。
生物多様性	<p>福岡県のレッドデータブックでは 2014 年から海洋域の生物が記載されるようになり、水産資源として重要な種類が含まれている。水産資源を持続的に利用していくために、資源管理とともに生息・生育環境の保全が重要と考えられている。また、繁殖期以外の長い時間を海上で過ごす海鳥の数種が福岡市の近海に生息している。</p> <p><海洋域を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>魚類：イカナゴ、トラフグ、クエ</p> <p>貝類：リシケタイラギ、オオノガイ</p> <p>植物：アマモ、エビアマモ、スギモク</p> <p>鳥類：カンムリウミスズメ、アカエリカイツブリ、シロエリオオハム、カンムリカイツブリ</p> <p>空荷で航行する船舶を安定させるためにバラスト水と呼ばれる海水を船に積んで運ぶことがある。荷積み時に放流されるバラスト水に含まれる甲殻類や貝類などの幼生による海中の外来生物問題が懸念される。</p>
	
	カンムリカイツブリ
●社会的条件	
生活環境	<p>博多湾では、大型船が入港できるように能古島一大岳間以東で東航路水深 15m を確保するため航路浚渫が行われている。</p> <p>博多湾は公共用水域であり、東部海域、中部海域、西部海域各 3～4 地点で定期的な水質測定が行われている。水質測定結果は毎年福岡市環境局から公表されている。</p> <p>過去の土砂採取による海底の窪地が愛宕沖にあり、海水交換が阻害されて水質が悪化することが懸念されているため、航路浚渫土砂による埋め戻しが予定されている。</p> <p>西部海域ではカキいかだによる養殖漁業が行われている。</p> <p>博多湾内では毎年、赤潮や貧酸素水塊の発生が確認されている。</p>
景観・歴史	<p>かつての博多湾は水深が浅く大型船が入港できなかったため、港湾としての利用は 1960 年代以降の航路浚渫により発展した。</p> <p>博多湾内では船釣りが行われている。</p>
その他	洋上風力発電等施設の設置対象地として注目されている。

環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 □ 汚水処理施設などによって汚水を適正に処理して放流する。 □ 浚渫や床掘工事では汚濁防止膜、汚濁防止グラブ枠、汚濁防止カバーなどを設置する。 □ 浚渫土砂の埋立にあたっては、土砂が周辺海域に流出しないように、岸壁・護岸を先行して築造し、埋立地を締め切った後に行う。 □ 周辺に汚濁防止膜を設置するなど、施工区域外への濁りの拡散を抑制する。 □ グラブ式浚渫船による浚渫及び掘削作業時にはグラブ枠を設置するなど、濁りの拡散を抑制する。 □ ポンプ式浚渫船による浚渫時には、必要に応じて汚濁防止カバーを設置するなど、濁りの拡散を抑制する。 □ 埋立工事に伴う余水については、埋立地内に設置した余水処理施設により適正に処理した後、埋立地外へ排出する。 □ 埋立地の地表面への堆砂垣の設置や散水の実施など、工事による粉じん、飛砂の発生・拡散を抑制する。 □ 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排気ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
藻場や魚介類などの海洋生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 □ 現在の海況や水質の保全あるいは維持のための措置を施し、魚介類、海生生物、鳥類の生息に必要な環境条件を確保する。 □ 必要に応じて魚類・海生生物の産卵期や渡り鳥の渡来時期など、生物の生息条件に影響を与える時期の施工を控える。 □ 浅瀬、磯場、藻場を残した改修・整備など、魚介類、海生生物、鳥類の生息・生育地の改変面積を極力少なくする。
貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ バードサンクチュアリなどの人の立入りを制限した生物保護地域を設ける。 □ 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 □ 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 必要に応じてバラスト水処理設備の設置を行う。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	
眺望景観・人と自然の触れ合い活動における資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 埋立地や施設の配置や形状を工夫することによって、海況・海岸地形への影響を極力少なくする。 □ 浚渫する場合は、海況への影響を極力少なくする。
環境への負荷の低減	
浚渫残土等の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> □ 浚渫残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。

2. 島しょ部

西区の能古島、玄界島、小呂島、東区の志賀島に特徴づけられる地域です。

内陸部に比べて、集落などの生活空間は狭く密集しており、事業活動による騒音・振動、水質汚濁の発生など、生活環境への影響を受けやすい地域です。特に水環境では、急傾斜地が多く海までの距離が短いことから、樹木の伐採や地形改変による土砂、事業活動に伴う排水は直接海域へ流出する傾向にあります。

また海により移動が制限されるため、島に特有の生物が生息・生育するほか、海蝕洞などの特有の地形は景観資源としても重要です。事業実施の際にはこれらに留意する必要があります。

《求められる環境の例》

- ・能古島、玄界島、小呂島、志賀島などの島しょ部には、岩礁や砂浜など自然海岸が残され、多種多様な生きものが生息・生育している
- ・小呂島のハチジョウススキ群落や玄界島のハマオモト群落など、離島の特性から高い固有性を持つ生物相を有している
- ・能古島の「白鬚神社おくんち行事」、志賀島の「山誉漁獵祭（やまほめかりすなどりさい）」など、島に伝わる祭事が島の人々によって代々継承されている
- ・玄界島の砂浜・礫浜や能古島南岸の砂嘴などの優れた自然景観、志賀島のウミスズメなど希少価値の高い生きもの、各島に伝わる固有の文化を活かして、環境に配慮されたエコツアーが盛んに行われ、交流の拠点が形成されている
- ・これらの交流が、島に住む人々に島の貴重な生態系や固有の文化などの保全の重要性を再確認させ、その保全に寄与している


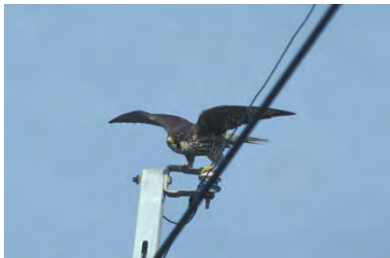
※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋



写真 島しょ部

島しょ部の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	急傾斜地が多く、海までの距離が短いことから、土砂や水質汚濁物質などの環境負荷は直接海域に流出する傾向にあります。また生活域が密集するため、騒音・振動、大気汚染などの公害の発生に気をつける必要があります。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	海によって移動が制限されるため、特殊な生物が生息します。また島しょ部の生態系は外来生物などの侵入により容易にバランスを崩す可能性があります。貴重・希少生物の保全の他、島外より持ち込む生物の管理・取り扱いには十分気をつけて下さい。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	玄海国定公園の指定地域を含み、変化に富んだ美しい海岸線が特徴的な地域です。景観資源の直接改変を避け、レクリエーション活動の妨げとならないための配慮が必要です。
環境への負荷の低減	島しょ部の廃棄物処理は、処理施設や輸送手段の確保などさまざまな制約を受けます。廃棄物の発生抑制の他、適正処理に努める必要があります。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	<p>沿岸部から山林への急な傾斜。河川らしい定常的な水の流れはほとんどない。流路が短いことから河川への流入物は直接海域へ流出する傾向にある。</p> <p>海岸線は岩礁、礫浜が多く、小規模な砂浜や砂嘴が形成されている所もある。</p> <p>志賀島は満潮時以外に干出する砂州で本土と陸繋する。</p> <p>玄界島周辺には玄武岩質の無人島や岩礁が点在し、柱島の柱状節理や大机島の海蝕洞など特徴的な自然景観が形成されている。また、小呂島にも海蝕洞が存在する。</p> <p>海域に面した立地のため、風の影響を受けやすい。</p>
植生	<p>沿岸部には草地（ハチジョウススキ群落）、低木林（マサキートベラ群集）が成立し、内陸はタブノキまたはマテバシイを主体とした樹林になることが多い。</p>
生物多様性	<p>島しょ地域を特徴づける貴重・希少生物は、「岩礁、礫浜、岩崖のある海岸」、「海風の影響を受ける低地の樹林」のいずれかの環境に生息・生育するものが多い。自然的沿岸地域や里山・田園地域と共通する生物が多いが、周囲を海洋に囲まれている島しょ地域にのみ飛来してくる生物もいる。</p> <p><島しょ地域を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>哺乳類：ヒナコウモリ [大机島]</p> <p>鳥類：ウチヤマセンニュウ [大机島、沖津島]、ハヤブサ、カラスバト、クロサギ</p> <p>昆虫類：クロツバメシジミ（九州沿岸亜種）</p> <p>植物：イヨカズラ [小呂島]、クワノハエノキ、ハマオモト、トウオオバコ</p> <p>能古島周辺の波の静かな砂泥層にアマモ場などの藻場が確認されている。</p> <p>海によって移動が制限されるため、哺乳類、爬虫類、両生類の出現種が限られている。そのような環境で外来生物が持ち込まれると、競合する生物がいないために生態系に大きな影響を与える場合がある。例えば、能古島のため池ではウシガエルの増加により希少な水生昆虫がみられなくなっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ハマオモト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ハヤブサ</p> </div> </div>

●社会的条件	
生活環境	<p>島の重要なライフラインとして港湾設備が整備されている。どの島も漁業が主要な産業となっている。</p> <p>志賀島は橋で本土とつながっており沿岸に周回道路が通るなど、島内の道路網も発達している。能古島も南部の港から北部のアイランドパークまでバス路線があり、観光産業が盛んである。玄界島と小呂島は港の周辺に集落がまとまって存在する。</p> <p>小呂島以外の3島は水道、電気は本土から直接送られている。小呂島では電気はA重油を燃料とする内燃力発電所、水道は海水淡水化設備で造水し供給されている。</p> <p>玄界島にはごみ焼却場、小呂島には生ごみ処理場がある。</p>
景観・歴史	<p>志賀島は国宝「金印」の出土地として知られており、古代からの大陸との交流を示す歴史的資産が残されている。志賀島の志賀海神社、玄界島の小鷹神社、小呂島の嶽の宮神社など由緒ある社が多い。</p> <p>玄海国定公園の指定地域がある。</p> <p>平成17年3月20日の福岡県西方沖地震では玄界島を中心に大きな被害を受けた。</p>
その他	プラスチックの漂着ごみがみられる。
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
狭く密集した島内住宅地への騒音や振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>沿道に遮音壁を設置する。 <input type="checkbox"/>道路を排水性舗装にする。 <input type="checkbox"/>施工規模に見合った低公害型・省エネルギー型の建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/>作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/>資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/>防音パネル・シートを設置し、施工時の騒音の拡散を抑制する。
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>適切な作業・防じん対策、アスベスト対策、ダイオキシン類対策を実施する。 <input type="checkbox"/>路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/>作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 <input type="checkbox"/>汚水処理施設などによって汚水を適正に処理し、海への流出を抑制する。 <input type="checkbox"/>コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 <input type="checkbox"/>施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。 <input type="checkbox"/>農薬、肥料などを適切に使用する。 <input type="checkbox"/>土置き場への防じんネット・シート、碎石の敷設、散水の実施などによって、粉じん・飛砂の発生・拡散を抑制する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
藻場や魚介類などの海洋生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 <input type="checkbox"/>濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 <input type="checkbox"/>自然地形を活かしたルートへの変更など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/>コンクリート擁壁やブロックの設置によって、土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/>護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。

<p>貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 貴重な生物の生息・生育地は保護区域に指定して、人の立入りも制限するなど、ゾーン分けを行う。 □ 動物の繁殖期及び冬眠時期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、配慮対象とする貴重・希少生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 □ バードサンクチュアリなど、人の立入りを制限した生物保護地域を設ける。 □ 原生林・二次林・海岸林・植林地など、それぞれの樹林地のタイプに応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 □ 必要に応じて人工の藻場、魚礁など、魚介類、海生生物、鳥類の新たな生息・生育環境を創造する。 □ 堤防・護岸には、巨石など多様な空隙構造をもつ材料を使用する。 □ 護岸・防波堤の改良・整備にあたっては、魚巣ブロックや自然石の石組みによる自然環境や親水性を回復・確保する。 □ 建設作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 □ 一部這い出し口の付いたU字溝や集水柵を設置する。 □ 立入防止フェンスやネット、道路擁壁などの侵入防止施設を設置する。 □ 落葉は腐葉土化するなど、土壌に還元する。 □ 人工光による影響を軽減するために光が道路外に漏れない灯具や適正な明るさの照明、前照灯を設置する。 □ 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 □ 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
<p>外来生物対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。 □ 果樹や花木、緑化植物が自然林内に広がらないように適正な管理を行う。
<p>人と自然との豊かな触れ合いの確保</p>	
<p>貴重な地形・自然景観、文化財・歴史的資産の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 自然地形を活かした施設配置など、貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
<p>人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動を考慮した施設を整備する。 □ 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備し、パブリックアクセスを確保する。 □ 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 □ 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。 □ 自然素材の導入や自然的構造物を設置する。
<p>環境への負荷の低減</p>	
<p>島の環境容量を考慮した計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 施工方法の工夫や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 □ 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 □ 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 □ 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 □ 熱帯木材型枠の使用を削減する。 □ 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 □ 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 □ 雨水利用、燃料電池などの再生可能エネルギー利用施設の導入など、島の既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

3. 沿海部（自然的地域）

今津干潟、和白干潟、長浜海岸、海の中道などの砂浜など、陸域と汽水域などのエコトーン（移行帯）を含む地域です。

生物の重要な生息・生育環境となっており、貴重・希少生物が多くみられます。特に干潟は国内有数の鳥類の渡りの中継地・越冬地で、干潟の保全のほか後背地の環境整備や連絡性の確保に留意する必要があります。

《求められる環境の例》

- ・自治会、農協、NPO等活動団体、学校、事業者、県、市などの多様な主体の共働により、干潟や藻場を始めとした沿岸生態系が保全され、多様な海生生物が生息しているほか、カブトガニなどの生息も確認されている
- ・福岡市はシギ・チドリ類をはじめ国内有数の鳥類の渡りの中継地・越冬地となっており、野鳥公園を整備するとともに、国内外の中継地や越冬地と連携して、鳥類とその生息・生育環境の保護に積極的に取り組んでいる
- ・流域での一体的な水質改善による漁場の確保や、各国と協力した海岸線の再生に取り組んでいる
- ・多くの市民が潮干狩りを楽しみ、市外からも多くの観光客が豊かな自然景観を楽しむために訪れている



※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋



写真 沿海部（自然的地域）（和白干潟）

沿海部(自然的地域)の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	古くからの集落が分布する場所が多く、生活域に隣接する場所では、騒音・振動、大気汚染などの公害の発生に気をつける必要があります。特に道路幅の狭い場所では交通渋滞の緩和に努めて下さい。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	和白の前浜干潟(東区)、瑞梅寺川の河口干潟(西区)は、シギ・チドリ類などの渡り鳥やカブトガニを始めとする貴重・希少生物の重要な生息環境となっています。干潟の保全のほか、行動圏の広い鳥類などの生息環境の確保のため、環境の整備や干潟との連続性の確保に留意する必要があります。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	玄海国定公園の指定地域を含み、変化に富んだ美しい海岸線が特徴的な地域です。また、潮干狩りや散策、海水浴などの海洋性のレクリエーションが盛んです。景観資源の直接改変を避け、レクリエーション活動の妨げとならないための配慮が必要です。
環境への負荷の低減	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のほか、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討して下さい。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	<p>主に東区、西区の2区に分布する。東区では志賀島から海の中道にかけて砂浜、磯浜が分布し、和白には砂泥質からなる約80haの前浜干潟が発達している。</p> <p>西区では生の松原、今宿、長浜海岸などの海岸線に砂丘が発達している他、瑞梅寺川の河口部は砂泥質からなる約80haの河口干潟が発達している。また長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈(国天然記念物)、今山の玄武岩、毘沙門山の玄武岩・変成岩などの価値の高い地質が見られる。</p>
植生	<p>水際に近い部分には草地(河川河口部からその周辺のヨシクラス、塩沼地植生、砂浜部の砂丘植生など)、内陸側には広くクロマツ群落が発達する。また海岸断崖地にはマサキトベラ群集、オニヤブソテツ-ハマビワ群落が発達する。</p> <p>クロマツ群落は、マツノザイセンチュウによる松枯れの被害が著しく、林内は荒廃している。</p>
生物多様性	<p>沿海部(自然的地域)を特徴づける貴重・希少生物は、「河川河口部、前浜に発達した干潟と周辺塩沼地」、「海岸線に発達した砂丘、砂丘草原」に生息・生育するものが多い。後背地のエコトーンには、里山・田園地域と共通する生物が多いが、干潟と一体的に利用している鳥類や、低平地に特有の植物も見られる。</p> <p><沿海部(自然的地域)を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>爬虫類：アカウミガメ [海の中道]</p> <p>鳥類：シギ・チドリ類、ガン・カモ類、クロツラヘラサギ [和白干潟、今津干潟]</p> <p>昆虫類：ハマベウスバカゲロウ、カワラハンミョウ、ハマバツチカメムシ、ニッポンハナダカバチ</p> <p>甲殻類その他：カブトガニ、ハクセンシオマネキ</p> <p>植物：ヒトモトススキ、ハマニンニク、ウラギク、ハマサジ [和白干潟、今津干潟]、フクド [今津干潟]、ナンゴクデンジソウ [今津干潟周辺]</p> <p>沿海部(自然的地域)の生物多様性を特徴付ける鳥類は、干潟とその後背地を生息環境としている。そのため干潟の保全の他、後背地の環境整備や連絡性の確保に留意する必要がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>クロツラヘラサギ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ナンゴクデンジソウ</p> </div> </div>

●社会的条件	
生活環境	<p>博多湾東部海域の水質は、博多湾の他の海域に比べると汚濁が進んでいる。水域の閉鎖性は高く、和白干潟を中心にアオサが堆積するため、毎年除去作業を行っている。</p> <p>潮干狩りや散策、海水浴など、海浜性レクリエーションの場としての利用が盛んに行われている。土日やシーズンには沿線道路での渋滞発生がしばしば見られるが、アイランドシティに付随する道路建設や福岡都市高速路線の環状化により緩和されてきている。</p> <p>上下水道整備は行われているが、古くからの集落では地下水の利用を行っている地域もある。事業による地下水のくみ上げでは、地下水と海水のバランスを崩さないよう配慮する必要がある。</p>
景観・歴史	<p>海の中道の北側周辺は玄海国定公園に指定されており、砂浜、磯浜、植生などが良好な海岸景観を形成している。</p> <p>生の松原、長垂、今山、今津の海岸には元寇防塁の遺構が残されており、国の文化財に指定されている。</p>
その他	プラスチックの漂着ごみがみられる。
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
周辺住宅への騒音や振動、車両の走行による渋滞の助長対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 沿道に遮音壁を設置する。 <input type="checkbox"/> 道路を排水性舗装にする。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型・省エネルギー型の建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 防音パネル・シートを設置し、施工時の騒音の拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 工事は休日を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切な作業・防じん対策、アスベスト対策、ダイオキシン類対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/> 作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 <input type="checkbox"/> 汚水処理施設などによって汚水を適正に処理し、海への流出を抑制する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 <input type="checkbox"/> 施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。 <input type="checkbox"/> 土置き場への防じんネット・シート、碎石の敷設、散水の実施などによって、粉じん・飛砂の発生・拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 事業活動による地下水利用の抑制を検討する。

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
干潟や魚介類などの近海域の生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 □ 濁りの発生が少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 □ 自然地形を活かした施設計画への変更など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 □ コンクリート擁壁やブロックの設置によって、土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。 □ 護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。
貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 貴重な生物の生息・生育地は保護区域に指定して、人の立入りも制限するなど、ゾーン分けを行う。 □ 動物の繁殖期及び冬眠時期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、配慮対象とする貴重・希少生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 □ 希少野生生物の生息・生育地としての環境利用を考慮し、後背地との連絡性を確保する。 □ 植生管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 □ 必要に応じて人工の藻場、魚礁など、魚介類、海生生物、鳥類の新たな生息・生育環境を創造する。 □ 堤防・護岸には、巨石など多様な空隙構造をもつ材料を使用する。 □ 護岸・防波堤の改良・整備にあたっては、魚巢ブロックや自然石の石組みによる自然環境や親水性を回復・確保する。 □ 建設作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 □ 一部這い出し口の付いたU字溝や集水柵を設置する。 □ 立入防止フェンスやネット、道路擁壁などの侵入防止施設を設置する。 □ 落葉は腐葉土化するなど、土壌に還元する。 □ 人工光による影響を軽減するために光が道路外に漏れない灯具や適正な明るさの照明、前照灯を設置する。 □ 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 □ 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。 □ 果樹や花木、緑化植物が自然林内に広がらないように適正な管理を行う。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	
貴重な地形・自然景観、文化財・歴史的資産の保全	<ul style="list-style-type: none"> □ 自然地形を活かした施設配置など、貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	<ul style="list-style-type: none"> □ 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動を考慮した施設を整備する。 □ 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備し、パブリックアクセスを確保する。 □ 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 □ 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。 □ 自然素材の導入や自然的構造物の設置を検討する。
環境への負荷の低減	
環境負荷の低減を考慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> □ 施工方法の工夫や破砕、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 □ 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 □ 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 □ 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 □ 熱帯木材型枠の使用を削減する。 □ 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 □ 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 □ 雨水利用、燃料電池などの再生可能エネルギー利用施設の導入など、既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

4. 沿海部（中心市街地・港湾地域）

港湾・流通施設、商業施設、レクリエーション施設、文化施設や集合住宅など、多様な機能が高度に集積した地域です。アイランドシティ、香椎パークポート、箱崎ふ頭、東浜ふ頭、博多ふ頭、中央ふ頭、長浜などの港湾地区、千早、馬出、天神、地行、百道、西新、姪浜などに特徴づけられます。

これらの地域では、事業の実施により発生する大気、水質などへの環境負荷を低減し、公害を発生させないように留意する必要があります。また、ヒートアイランド現象の軽減や生物の生息・生育環境の創出につながるみどりや水辺の整備では、周辺の資源とのネットワーク効果を勘案しながら検討する必要があります。

《求められる環境の例》

- ・ 2020年代に人口のピークを迎えたのを契機に市街地がコンパクトに集積され、市街地や港湾地域の中にあり、利用がなされてこなかった土地には、まとまった緑地が創出・育成されている
- ・ 公共交通機関の発達や自家用車の減少などによって交通機能に余裕のできた道路には、厚みのある植樹帯が適正に維持管理され、市街地を流れる河川沿いにも緑地が連続して形成され、公共施設だけでなく、商業・業務ビルの屋上や壁面にも緑化がなされている
- ・ これにより生態系ネットワークが形成され、シジュウカラやコゲラ等の野鳥をはじめ、多くの生物を見ることができる
- ・ こうした緑が「風の道」として機能して、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するとともに、風格と潤いのある都市景観を形成している
- ・ 人々が身近に生き物とふれあうことができるビオトープが市街地に多くつくられ、子どもや大人たちがそうした場所の維持管理を自ら行うことで、生物の多様性の大切さや自然とのつきあい方などを学んでいる


※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋



写真 沿海部（中心市街地・港湾地域）

沿海部(中心市街地・港湾地域)の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	排水による水質汚濁、幹線道路沿線での大気汚染、騒音・振動の公害発生の抑制に努めます。また、ヒートアイランド現象緩和のため風の道を確保するなど、建築物の配置を検討して下さい。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	多々良川河口(東区)、室見川河口(西区)は、シギ・チドリ類などの渡り鳥やシロウオを始めとする貴重・希少生物の重要な生息環境となっています。河口域の保全のほか、海域と河川域を行き来する種の水域の連絡性に留意する必要があります。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	海浜の人工緑地、屋上緑化や街路の緑、河川沿いの水辺空間等を利用して、生物の生息空間の創出、生態系ネットワークの形成、人の安らぎの場の形成を検討して下さい。
環境への負荷の低減	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のほか、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討して下さい。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	主に東区、博多区、中央区、早良区、西区に分布する。 博多湾に面した埋め立てによる造成地が大半を占める。福浜、地行浜、百道浜、愛宕浜には、人工海浜が整備されている。 人工的な環境に隣接して、室見川河口には約26haの砂質の河口干潟が、多々良川河口には約26haの砂泥質の河口干潟が発達している。
植生	埋め立てによる造成地がほとんどであり、植樹された樹木以外は路傍雑草が見られるのみである。 アイランドシティ中央公園、シーサイドももち海浜公園では、計画的な緑化が進められており、周辺緑地との緑のネットワークの形成が図られている。
生物多様性	沿海部(中心市街地・港湾地域)を特徴づける貴重・希少生物は、「河川河口部と河口干潟」に生息することが多い。 <沿海部(中心市街地・港湾地域)を特徴づける貴重・希少生物> 鳥類：シギ・チドリ類、ガン・カモ類 [多々良川河口、室見川河口]、コアジサシ 魚類：シロウオ [室見川河口] 昆虫類：ヨドシロヘリハンミョウ [多々良川河口] 甲殻類その他：ハクセンシオマネキ [多々良川河口] シロウオのように海域と河川域を行き来する種への配慮には、遡上時期や水域の連絡性を考慮する必要がある。 
	コアジサシ

●社会的条件	
生活環境	<p>博多湾東部海域の水質は、博多湾の他の海域に比べると汚濁が進んでおり、赤潮・貧酸素水塊の発生が見られる。</p> <p>幹線道路の沿線では自動車交通による沿道大気汚染、騒音・振動の発生影響が見られる。</p> <p>ヒートアイランド現象が確認されており、海からの風の道の確保するように建物・緑地を配置することなどが期待されている。</p> <p>名島公園やアイランドシティ中央公園などの大規模緑地、小さな緑地や街路の緑、那珂川河川沿い水辺空間などが貴重な安らぎの場となっている。</p> <p>各埠頭は、魚釣りなどのレクリエーション利用がなされている。</p>
景観・歴史	<p>ベイサイドプレイス博多埠頭、マリンメッセ福岡、福岡ドームなどウォーターフロントの整備が行われるとともに、港湾施設の集積が進み、港の活気にあふれる機能的な景観が形成されている。</p> <p>東区宮松、西区小戸の海岸には元寇防塁の遺構が残されており、国の文化財に指定されている。</p>
その他	<p>国外との物流の拠点となる施設が多く、セアカゴケグモなどの侵略的外来生物の侵入経路の一つとなっている可能性がある。</p>
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
周辺環境への大気汚染、騒音や振動、車両の走行による渋滞の助長対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 沿道に遮音壁を設置する。 □ 道路を排水性舗装にする。 □ 施工規模に見合った低公害型・省エネルギー型の建設作業機械を導入する。 □ 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 □ 資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 □ 防音パネル・シートを設置し、施工時の騒音の拡散を抑制する。 □ 工事は休日进行を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 適切な作業・防じん対策、アスベスト対策、ダイオキシン類対策を実施する。 □ 路面の改良・補修を適宜実施する。 □ 作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 □ 汚水処理施設などによって汚水を適正に処理し、海への流入を抑制する。 □ コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 □ 施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。 □ 土置き場への防じんネット・シート、碎石の敷設、散水の実施などによって、粉じん・飛砂の発生・拡散を抑制する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
干潟や魚介類などの近海域の生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 □ 濁りの発生が少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 □ 自然地形を活かした施設計画など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 □ コンクリート擁壁やブロックの設置によって、土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。 □ 護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。

<p>貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 貴重な生物の生息・生育地は保護区域に指定して、人の立入りも制限するなど、ゾーン分けを行う。 □ 動物の繁殖期及び冬眠時期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、配慮対象とする貴重・希少生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 □ 希少野生生物の生息・生育地としての環境利用を考慮し、後背地との連絡性を確保する。 □ 周辺緑地や水辺環境との連絡性を考慮した緑地整備を行うとともに、植樹のタイプに応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 □ 堤防・護岸には、巨石など多様な空隙構造をもつ材料を使用する。 □ 護岸・防波堤の改良・整備にあたっては、魚巢ブロックや自然石の石組みによる自然環境や親水性を回復・確保する。 □ 建設作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 □ 立入防止フェンスやネット、道路擁壁などの侵入防止施設を設置する。 □ 落葉は腐葉土化するなど、土壌に還元する。 □ 人工光による影響を軽減するために光が道路外に漏れない灯具や適正な明るさの照明、前照灯を設置する。 □ 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 □ 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
<p>外来生物対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。 □ 物資の輸送の際には、車や荷物に付着した外来生物を拡散させないように注意する。
<p>人と自然との豊かな触れ合いの確保</p>	
<p>人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備し、パブリックアクセスを確保する。 □ 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 □ 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。 □ 自然素材の導入や自然的構造物の設置を検討する。
<p>環境への負荷の低減</p>	
<p>環境負荷の低減を考慮した計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 施工方法の工夫や破砕、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 □ 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 □ 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 □ 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 □ 熱帯木材型枠の使用を削減する。 □ 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 □ 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 □ 雨水利用、中水道利用、燃料電池などの再生可能エネルギー利用施設の導入など、既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

5. 内陸部（市街住宅地域）

平野や丘陵に市街地、住宅地が面的に広がり、まとまった樹林地を有する規模の大きな公園が点在する地域です。香椎、吉塚、比恵、大橋、六本松、七隈、橋本などに特徴づけられます。

人の居住・生活空間に隣接するため、事業の実施により発生する大気、水質などへの環境負荷を低減し、公害を発生させないように留意する必要があります。またみどりや水辺の整備では、ヒートアイランド現象の軽減や生物の生息・生育環境の創出のほか、街並み景観にも配慮する必要があります。

《求められる環境の例》

- ・油山から鴻巣山などをつなぐ丘陵地や段丘崖沿いの緑地、多々良川や室見川など市街地を流れる河川等を軸として、都市内の樹林地や水辺地が保全、再生され、生態系ネットワークやコリドー、風の道などが形成されている
- ・風致地区や特別緑地保全地区など都市計画の諸制度の活用によって、大きな社寺林や鎮守の森、屋敷林、宅地の緑などが保全され、都市型鳥類などの身近な生き物の生息生育空間が保全・再生されている
- ・浸透性舗装や住宅地への雨水浸透施設の設置など、まちづくりの中で雨水浸透施策が実施され、健全な水循環が確保されている
- ・都市公園の整備や市民緑地の指定・整備などによって、子どもたちが土に親しむ場が確保されている
- ・かつて人工的に創り出され、人の手によって維持されてきた大濠公園、動・植物園、西公園、さらには護国神社などの緑は、市街地に残された緑の拠点となっており、地域住民が積極的に維持管理を行うことで地域コミュニティも強化されている


※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋



写真 内陸部（市街住宅地域）

内陸部（市街住宅地域）の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	排水による水質汚濁、幹線道路沿線での大気汚染、騒音・振動の公害発生の抑制に努めます。また、ヒートアイランド現象緩和のため風の道を確保するなど、建築物の配置を検討して下さい。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備・管理を行い、生物の生息空間の創出、生態系ネットワークの形成を検討して下さい。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	山地・丘陵地域から連なる緑のネットワークを分断しないように緑地や水辺空間を適切に配置して下さい。
環境への負荷の低減	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のほか、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討して下さい。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	福岡市内各区に分布する。 多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、七隈川、室見川によって形成された沖積平野の中・下流域に位置する部分と、標高 50m前後の起伏のある小丘陵よりなる。
植生	自然に成立した植生は少ないが、香椎宮などの社叢や福岡城跡、市街地に点在するため池など、起源の古い施設には自然性の高い樹林地や水辺植生が成立する。
生物多様性	<p>内陸部（市街住宅地域）を特徴づける貴重・希少生物は、「起源の古い社叢林やため池」に生息・生育することが多い。</p> <p><内陸部（市街住宅地域）を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>植物：ツクシオオガヤツリ [福岡城濠、野間大池等]</p> <p>魚類：メダカ（ミナミメダカ）</p> <p>昆虫類：アカシジミ [南公園]</p> <p>筥崎宮、香椎宮、山王公園、東公園、大濠公園、舞鶴公園、南公園、老松神社、照天神社など、都心に点在する緑地空間は主要な生物の生息・生育環境となっており、その機能を維持するため、これらを核とした緑、水辺のネットワークの形成が望まれる。</p>
	 <p>メダカ（ミナミメダカ）</p>
●社会的条件	
生活環境	<p>下水道整備が進んでおり、河川への汚濁負荷の流入は減少しているが、河川流量も同様に減少している。</p> <p>室見川、那珂川、多々良川は水道水源として利用されている。</p> <p>幹線道路の沿線では自動車交通による沿道大気汚染、騒音・振動の発生影響が見られる。</p> <p>ヒートアイランド現象が確認されており、海からの風の道の確保するように建物・緑地を配置することなどが期待されている。</p> <p>山王公園、東公園、大濠公園、舞鶴公園、南公園、室見川河畔公園、友泉亭公園など、規模の大きな公園が多く、レクリエーションの場として親しまれている。</p>

景観・歴史	<p>都心部には主要な商業、業務、公共施設が高度に集積しており、活気あふれる都市景観を形成している。</p> <p>箱崎、御供所、姪浜などの歴史的まちなみのほか、春吉、西新などでは古くから地域に密着してきた商店街が点在している。</p> <p>六本松、桜坂などでは、多くの場所が風致地区に指定され、人と自然との調和に配慮した住宅地が形成されている。</p>
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
周辺環境への 大気汚染、騒音や振動、車両の走行による渋滞の助長対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 沿道に遮音壁を設置する。 <input type="checkbox"/> 道路を透水性舗装にする。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型・省エネルギー型の建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 防音パネル・シートを設置し、施工時の騒音の拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 工事は休日を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切な作業・防じん対策、アスベスト対策、ダイオキシン類対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/> 作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 <input type="checkbox"/> 施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺や壁面、屋上の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 <input type="checkbox"/> 自然地形を活かした施設計画など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺緑地や水辺環境との連絡性を考慮した緑地整備を行うとともに、植樹のタイプに応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 建設作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	
人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。
環境への負荷の低減	
環境負荷の低減を考慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材型枠の使用を削減する。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 <input type="checkbox"/> 雨水利用、中水道利用、燃料電池などの再生可能エネルギー利用施設の導入など、既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

6. 内陸部（里地里山・田園地域）

山地丘陵部の自然性の高い地域と沿岸部の都市的地域の中間に位置する地域です。蒲田、立花寺、金隈、桧原、柏原、内野、脇山、今宿、元岡、小田などに特徴づけられます。

水田、ため池などの湿地や草地に生息・生育する生物の生息・生育環境として重要な地域です。市街地の公園のみどりや水辺への生物の供給源として、これらの生物に配慮する必要があります。

《求められる環境の例》

- ・多くの二次林が自然の遷移にゆだねられ、一部の二次林では、多様な主体の協力によって積極的な維持管理が行われ、明るく親しみやすい森林として保全されている
- ・飯盛山や叶岳などでは、林業従事者の高齢化にともなう山の荒廃防止や国土保全の観点から、森林空間整備事業が進められ、市民、NPO等活動団体、事業者などと行政の連携・協力により間伐や雑草の除去、作業道や登山道の整備が行われ、自然観察などに適した明るい森が形成されている
- ・九州大学伊都キャンパスの生物多様性保全ゾーンをはじめ、市民のレクリエーション、里山文化や生物の多様性の大切さを学ぶ場が形成されている
- ・国内外に販路を拡大してブランド化に成功した農業により、農地の減少は鈍化し、多様な生物の生息生育環境が保たれる環境保全型農業が採用されている
- ・里地里山の価値が広く市民に認識され、市民、NPO等活動団体、事業者などが主体的・自発的にその保全に取り組み、里地里山が再生・創出・活用されている


※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋



写真 内陸部（里地里山・田園地域）

内陸部(里地里山・田園地域)の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	排水による水質汚濁、幹線道路沿線での大気汚染、騒音・振動の公害発生の抑制に努めて下さい。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	市街地、住宅地の公園の緑や水辺に生物を供給するため、周辺緑地や水辺環境との連続性を考慮した緑地整備・管理を行い、生態系ネットワークの形成を検討して下さい。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	田園景観が市民の憩いとなっているほか、市民農園などのレクリエーション地としても利用されています。施設等の配置やデザインを地域の状況にあったものに検討して下さい。
環境への負荷の低減	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のほか、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討して下さい。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	東区、博多区、南区、城南区、早良区、西区に分布する。 多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川によって形成された沖積平野の中流域に位置する部分と、標高50m前後よりなる山地麓の扇状地が台地化した部分よりなる。
植生	河川沿いに開けた低平地では水田・休耕田が、山地、丘陵地寄りの標高の高い立地環境には畑・果樹園が分布している。近年、放置された果樹園には竹林が侵入しており、竹林の拡大が懸念されている。 ため池、社寺林が点在しており、水生植物群落をはじめ、自然性の高い植生が成立している。
生物多様性	<p>内陸部(里地里山・田園地域)を特徴づける貴重・希少生物は、「起源の古い社叢林やため池」に生息・生育することが多い。</p> <p><内陸部(里地里山・田園地域)を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>鳥類：ケリ、アマサギ、フクロウ 両生類：カスミサンショウウオ、ニホンアカガエル 魚類：ドジョウ、ミナミメダカ 植物：ハンノキ、ギンラン、ミズオオバコ 昆虫類：トゲアリ、ミズカマキリ、ヘイケボタル</p> <p>氾濫原に形成された環境であり、主に水田、ため池などの湿地や草地から構成されているため、トンボなどの水生昆虫、魚類、両生類などにとって重要な生息環境となっている。市街住宅地の公園などの緑や水辺への生物の供給源として機能させるため、緑、水辺のネットワークの形成が望まれる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>ケリ</p> </div>

●社会的条件	
生活環境	室見川、那珂川、多々良川は水道水源として利用されている。 幹線道路の沿線では自動車交通による沿道大気汚染、騒音・振動の発生影響が見られる。 博多区の空港付近では、航空機の進入ルート付近で、離発着による騒音の発生が見られる。
景観・歴史	水田地帯に点在する集落やその後背地に見える山地、丘陵地によって構成される田園景観は市民の憩いとなっており、市民農園や市民のレクリエーション地として利用されている。 西区は丸隈山古墳、大塚古墳、吉武高木遺跡など数多くの歴史的な資産に恵まれている。
その他	「生態系被害防止外来種リスト」には“産業管理外来種”として、牧草、養蜂の蜜源植物、果樹、施設栽培の受粉用資材など、農業に関連した種が記載されている。福岡市内で使用されているものもあり、適切な管理や利用の抑制が求められている。
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
周辺環境への大気汚染、騒音や振動、車両の走行による渋滞の助長対策	<input type="checkbox"/> 沿道に遮音壁を設置する。 <input type="checkbox"/> 道路を透水性舗装にする。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型・省エネルギー型の建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 防音パネル・シートを設置し、施工時の騒音の拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 工事は休日を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。
大気汚染や水質汚濁などの公害発生の防止	<input type="checkbox"/> 適切な作業・防じん対策、アスベスト対策、ダイオキシン類対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/> 作業機械は良質燃料を使用し、整備点検を適宜行う。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 <input type="checkbox"/> 施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
生態系への影響の軽減対策	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺や壁面、屋上の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 <input type="checkbox"/> 自然地形を活かした施設計画など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全	<input type="checkbox"/> 周辺緑地や水辺環境との連絡性を考慮した緑地整備を行うとともに、植樹のタイプに応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 建設作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<input type="checkbox"/> 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	
人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	<input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。

環境への負荷の低減	
環境負荷の低減を考慮した計画	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材型枠の使用を削減する。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 <input type="checkbox"/> 雨水利用、中水道利用、燃料電池などの再生可能エネルギー利用施設の導入など、既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

7. 内陸部（山地・丘陵地域）

福岡市の南側、東側の市域界を形づくる標高の高い地域で、自然性の高い樹林地が存在します。立花山周辺、油山周辺、脊振山地、叶岳、高祖山、飯盛山周辺などに特徴づけられます。

自然性の高いまとまった規模の樹林は生物の重要な生息・生育環境となっているほか、市域の水源涵養林として重要な役割を担っています。また傾斜がきつく土壌の流出、土地の崩壊を引き起こしやすい地形であることから、樹木の伐採、土地の造成は最小限にとどめる必要があります。

これらの地域ではキャンプ場や市民の森など森林資源を活かしたレクリエーション活動もさかんです。工事用車両の走行ルートを検討など、活動の妨げにならない配慮も必要です。

《求められる環境の例》

- ・脊振山地、油山などまとまりのある自然性の高い森林が残されている
- ・尾根沿いには登山道があり、アカガシやブナの天然林が残り、貴重な種が見られるほか、優れた自然景観を有している
- ・自然性の高い森林が、ニホンイノシシやキツネなどの中・大型哺乳類を始め、ヤマネやノウサギなど多様な生物の生息生育場所となっており、定期的なモニタリングなどにより、特定の種の増加や外来種の侵入を監視し、適切な対応がとられている
- ・施業が行われなくなった二次林は、自然の遷移にゆだねて自然林に移行され、竹林の拡大やササ類の繁茂など天然更新が困難な一部の地域では、市民、事業者、NPOなどの協力によって適正な維持管理が行われ、自然の遷移を助けている
- ・市街地近傍の豊かな自然環境は、多くの市民がハイキングなどの野外レクリエーションや環境学習の場として、また、市外からも都市近郊型エコツアーの場として、自然環境保全とのバランスを図りながら適正に利用されている
- ・水源涵養林として用地取得、間伐・造林などの整備による水源涵養機能の向上がみられる

※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋

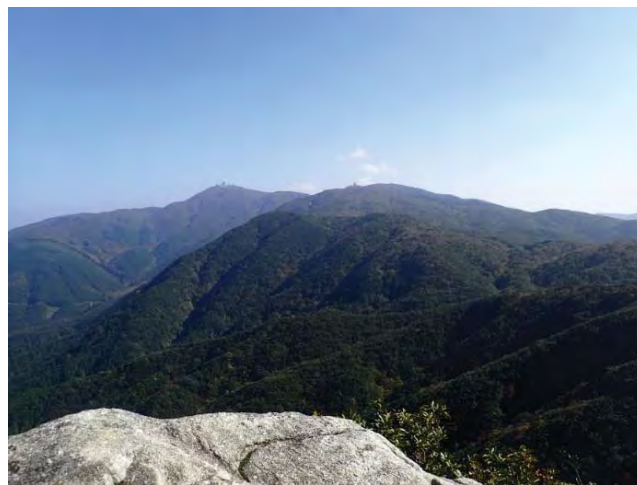



写真 内陸部（山地・丘陵地域）

内陸部(山地・丘陵地域)の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	市内河川の源流として重要な地域です。水源涵養力の低下、濁りや水質汚濁などの公害を発生させないよう留意する必要があります。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	自然性の高い樹林地の存在する山地・丘陵地域では、市街地や公園には見られない種が生息します。これらの種の保全のためには、連続する大面積の樹林地やモザイク状に入り組んだ多様な植生の確保を検討して下さい。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	遊歩道、キャンプ場、市民の森など、森林資源を活かした施設が整備されています。これら施設の利用やアクセスを妨げないよう、配慮して下さい。
環境への負荷の低減	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のほか、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー施設・燃料電池・雨水利用施設の導入等を検討して下さい。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	主に東区、南区、城南区、早良区、西区に分布する。 主として花崗岩を基岩とするが、三日月山、脊振主陵付近は結晶片岩によって構成されている。野河内溪谷には石灰岩が分布している。
植生	標高の低い丘陵地、低山地には、スギ・ヒノキ植林の他、シイ・カシ林が混在する。標高約700m以上にはアカガシ林、シデ林など自然性の高い樹林地が分布している。 重要な植物群落として、分布の局限される脊振主稜部のブナ・ミズナラ林、立花山のクスノキ林などがある。
生物多様性	<p>内陸部(山地・丘陵地域)を特徴づける貴重・希少生物は、「自然性の高い樹林地」に生息・生育することが多い。</p> <p><内陸部(山地・丘陵地域)を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>哺乳類：ニホンカワネズミ 鳥類：オシドリ、アカショウビン 両生類：ブチサンショウウオ 昆虫類：キリシマミドリシジミ [脊振山地] 貝類：ミヤザキムシオイガイ [立花山] 植物：キエビネ、ムラサキセンブリ [油山]</p> <p>まとまった規模を持つ樹林地には、市街地や公園には見られない種が生息・生育する。自然性の高い植生では樹林地の構成種も多様化し、植物に依存する昆虫の種類も多様化する。樹林地の規模の確保、多様な植生の確保が望まれる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>ブチサンショウウオ</p> </div>

●社会的条件	
生活環境	<p>水道水源として長谷ダム、曲淵ダム、脊振ダムなどが利用されているほか、福岡市内河川の源流として重要な地域となっている。</p> <p>立花山と叶岳周辺は玄海国定公園に指定されている。</p> <p>遊歩道やキャンプ場、市民の森など森林資源を活かした施設が整備されている油山、脊振山、今宿野外活動センターなどは、身近なレクリエーションの場として親しまれている。</p>
景観・歴史	<p>福岡市の市域界を形成する標高の高い地域であり、市街地の広がる低平地からは、景観形成上重要なランドマーク、スカイラインとして認識されている。</p> <p>立花山山頂付近の立花城跡、高祖山などの歴史的資産に恵まれている。</p>
その他	<p>「急傾斜地の崩壊危険区域」、「砂防指定地域」、「地すべり防止区域」、「土砂災害特別警戒区域」など法律に基づき指定された地域及びその周辺における土地の扱いには十分注意する必要がある。</p>
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
水質汚濁などの公害発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事は休日を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。 <input type="checkbox"/> 路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。 <input type="checkbox"/> 施設などにおいて、最新の環境保全設備の導入を図り、環境汚染物質の排出を抑制する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
生態系への影響の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路を透水性舗装にする。 <input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺や壁面、屋上の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 <input type="checkbox"/> 自然地形を活かした施設計画など、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置によって、土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。
貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 動物の繁殖期及び冬眠時期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、配慮対象とする貴重・希少生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 周辺緑地や水辺環境との連絡性を考慮した緑地整備を行うとともに、植樹のタイプに応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 建設作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 人工光による影響を軽減するために、光が道路外に漏れない灯具や適正な明るさの照明、前照灯を設置する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公園樹木、緑化植物は、公園の性格・特性にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。

人と自然との豊かな触れ合いの確保	
人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	<input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。
環境への負荷の低減	
環境負荷の低減を考慮した計画	<input type="checkbox"/> 施工方法の工夫や破砕、焼却、脱水、乾燥などによって廃棄物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 路床材や舗装骨材、枕木は、極力再生品を調達する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材型枠の使用を削減する。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 工程で発生した廃棄物の再使用、再利用を図る。 <input type="checkbox"/> 雨水利用、中水道利用、燃料電池などの再生可能エネルギー利用施設の導入など、既存のライフラインに依存しない仕組みを検討する。

8. 河川部

多々良川、那珂川、室見川などの二級河川、準用河川、普通河川及び農業用水路を対象とします。

生物の生息・生育環境、人の生活空間に潤いと安らぎを与える資源として期待される地域です。

貴重・希少生物の生息・成育には多様な環境や河川の連続性の確保が必要です。河川改修などで河川の形状を変更する際は環境の均質化を避け、環境の復元を速やかに誘導する必要があります。

また親水整備が行われている区間では、利用の妨げにならない配慮が必要です。

《求められる環境の例》

- ・多自然川づくりなどの取り組みにより、陸域から水域に緩やかに移行するエコトーンが再生され、汽水域や湿地などの多様な環境に多様な生物が生息している
- ・水路・池沼・農地と河川の連続性、上流から河口の連続性が改善され、生物の移動経路が確保されている
- ・かつて、人も近寄らない排水路と化していた小河川や水路は、河川環境整備が進み、潤いや親水性を回復し、多様な生物の生息環境を提供している
- ・多様な主体の協力により、外来種のモニタリングや駆除が継続的に行われ、ニッポンバラタナゴやメダカなどの在来種の確認種も回復してきている
- ・汚濁負荷の削減が一層進み、源流部から河口部まで生態系が確保され、博多湾の水質改善にも寄与している
- ・合流する大小さまざまな河川、湖沼や池といった水系全体の健全な水循環によって良好な水環境が形成され、シロウオなどの在来種の生息数が回復し、本市の食文化の継承を支えている
- ・良好な河川景観が街並みに潤いを与え、世代を超えたレクリエーションに活用されている



※「生物多様性ふくおか戦略」より抜粋



写真 河川部

河川部の環境配慮の要点

環境配慮の対象とする環境要素	環境配慮の要点
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	河川延長が短く勾配が急なため、濁りが発生しやすく、河川に流入した水質汚濁物質は自浄作用を受ける前に海域に到達しやすい状況にあります。濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質の保全に努めて下さい。
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	多様な水生生物が生息するためには、多様な環境が必要です。河床浚渫の際には、河川断面に変化をつけるよう、工夫して下さい。また海域と河川域を行き来する種の保全ため、水域の連絡性に留意する必要があります。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	潤いのある生活空間の形成のため、親水性の高い河川整備を行っている区間もあります。これらの施設の利用やアクセスを妨げないよう、配慮して下さい。
環境への負荷の低減	工事用資材・浚渫残土等の再利用、適正処理が求められます。

地域特性	
●自然的条件	
地形等	<p>河川延長は短く勾配が急なため、降雨が短時間で海へ流出する。</p> <p>河川は概ね博多湾に流れ込む。感潮域に近い低平地に形成された市街地を経由するため、集中豪雨があった場合に氾濫しやすい。</p> <p>中、下流域では土砂が堆積しやすく、多々良川河口には約 26ha の砂泥質の河口干潟、室見川河口には約 26ha の砂質の河口干潟、瑞梅寺川河口には約 80ha の砂泥質の河口干潟が発達している。</p>
植生	<p>河川の植生は土砂の堆積状況など植生の成立基盤となる河床構造によって変化する。上流から中流域では不安定な砂礫上に成立するツルヨシ群落、中流から下流感潮域にはマコモ、ヨシなどを中心とする植生、感潮域、干潟域には塩沼地植物群落などが見られる。</p> <p>重要な植物群落として、瑞梅寺川河口の塩沼地植物群落がある。</p>
生物多様性	<p>河川部の貴重・希少生物は、河川の連続性や環境の多様さに依るところが大きい。河川間には横のつながりが少ないため、水系特有の種も存在する。</p> <p><河川部を特徴づける貴重・希少生物></p> <p>魚類：シロウオ [多々良川、室見川]、カジカ (陸封型)、スナヤツメ [室見川]、アカザ、アリアケギバチ [那珂川]、オヤニラミ、カネヒラ、ドジョウ [那珂川、室見川]</p> <p>河川環境の多様さは、流速、底質、瀬・淵などの河床構造、植生の有無などにより決定する。短期スパンでの変化を特性とする環境であるが、環境の均質化を避け、環境復元を速やかに誘導することが望まれる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>シロウオ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>アリアケギバチ</p> </div> </div>

●社会的条件	
生活環境	公共下水道などの整備により、公共用水域への生活系、産業系の汚濁負荷の流入が抑制され、類型指定されたすべての河川で環境基準を達成している一方、基底流量は減少している。水道水源として室見川、那珂川、瑞梅寺川、多々良川の水が使われているほか、工業用水として御笠川の水が使われている。
景観・歴史	那珂川の百年橋から番托堰までの区間、那珂川合流点から水車橋までの区間で河川景観に配慮した親水性の高い環境整備が行われているほか、金屑川では水辺の楽校プロジェクトとして親水護岸の整備が行われている。
その他	特定外来生物の中には、オオフサモ、ボタンウキクサ、ブラジルチドメグサのように河川環境に侵入し、急激に分布を拡げる可能性のある水生植物が含まれている。これらは取り扱いの方法によっては、種の拡散に寄与することになるため、注意が必要である。
環境配慮事項	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	
水質汚濁などの公害発生の防止	<input type="checkbox"/> 作業に伴う、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 資材等搬入搬出車両、建設作業機械は、騒音・振動、排気ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事は休日を避けるほか、工事車両の走行は一般車両の多い時間帯を避ける。 <input type="checkbox"/> 路面の改良・補修を適宜実施する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水を中和処理する。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	
生態系への影響の軽減対策	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。 <input type="checkbox"/> 濁りの発生の少ない工法を採用するなど、水質を保全する。 <input type="checkbox"/> 河床浚渫の際には、全面を一様に行うのではなく、河川断面に変化を付けるように工夫する。
貴重・希少野生生物の生息・生育環境の保全	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期及び冬眠時期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、配慮対象とする貴重・希少生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 作業機械による保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 工事区間内での捕獲個体をできるだけ上下流側の工事区間外に放流するほか、必要に応じて代替地の創造や移植を行う。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、供用後のモニタリング調査を実施する。
外来生物対策	<input type="checkbox"/> 緑化植物は、用途にあった在来植物種を選定し、外来種を避ける。 <input type="checkbox"/> 特定外来生物の成育が確認された場合には、下流側への拡散防止のためのネットを設置するほか、浚渫土砂を系外に持ち出さないようにする。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	
人と自然との触れ合いを考慮した施設構造の検討	<input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や護岸、コンクリート施設などの配置やデザインや形状、色彩を工夫する。
環境への負荷の低減	
環境負荷の低減を考慮した計画	<input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体作業が発生する場合は分別解体に努め、再資源化率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材型枠の使用を削減する。

第2章. 事業特性格環境配慮事項

事業特性区分毎に、環境配慮の要点や環境アセスメントの対象要件、事業により影響を受ける環境要素例、環境配慮事項などを示します。

事業特性格環境配慮事項の構成

○. □□□□事業

①主要な事業

②事業特性の概要

③環境配慮の要点

④環境アセスメント対象

⑤事業により影響を受ける環境要素例

影響要因の区分		工事の実施		存在・供用	
環境要素	影響要因	建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	構造物の存在	自動車の走行
大気環境	大気質	二酸化窒素			● A-1-1
		二酸化硫黄			● A-2-1
		浮遊粒子状物質			● A-1-1
	騒音	粉じん等			
騒音		● A-3-1	● A-3-1		● A-2-1
自然環境の体系的保全					
人と自然との豊かな触れ合いの確保				● C-1-1	
環境への負荷					
	廃棄物等	●			
	温室効果ガス等				●

影響を受ける環境要素例に記載の番号と環境配慮事項の番号が対応しています。

⑥環境配慮事項・参考手法

A. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

1. 構想段階での配慮

A-1-1 : _____

A-1-2 : _____

2. 計画段階での配慮

A-2-1 : _____

A-2-2 : _____

3. 施工段階での配慮

A-3-1 : _____

A-3-2 : _____

4. 供用段階での配慮

A-4-1 : _____

A-4-2 : _____

B. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

: _____

: _____

C. 人と自然との豊かな触れ合いの確保

: _____

: _____

D. 環境への負荷の低減

: _____

: _____

①主要な事業	実施する事業の事業特性区分を確認して下さい。
②事業特性の概要	事業の特性を確認して下さい。
③環境配慮の要点	環境配慮にあたっての要点を確認して下さい。
④環境アセスメント対象	実施する事業が環境アセスメント対象となっているか確認して下さい。 該当する場合には法・条例に従って下さい。
⑤事業により影響を受ける環境要素例	環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。 ※表内の番号(例：A-1-1)は環境配慮事項の番号と対応しています。
⑥環境配慮事項・参考手法	環境配慮事項・参考手法を確認し、環境配慮に取り組んで下さい。 ※環境配慮事項の番号は以下のように整理しています。

例： A - 1 - 1

4つの視点：

A…環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

B…生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

C…人と自然との豊かな触れ合いの確保

D…環境への負荷の低減

環境配慮を行う時期：

1…構想段階

2…計画段階

3…施工段階

4…供用段階

1. 道路整備事業

【主要な事業】

- ・道路の新設・改築
- ・道路建設に伴う橋梁の架設
- ・道路建設に伴うトンネルの建設

【事業特性の概要】

- ・既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を線的に行い、道路などの構造物を新設・改築する。
- ・事業は福岡市内全域で行われる。

【環境配慮の要点】

- ・供用後の車両通行に伴う大気環境（大気質、騒音・振動）の悪化を軽減
- ・自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	<p>[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none">・高速自動車国道…すべて・首都高速道路など…4車線以上のもの・一般国道…4車線以上かつ10km以上・林道…幅員6.5m以上かつ20km以上 <p>[第二種事業]</p> <p>※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業</p> <ul style="list-style-type: none">・一般国道…4車線以上かつ7.5km～10km・林道…幅員6.5m以上かつ15km～20km
福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none">・高速自動車国道…すべて（法対象事業を除く）・自動車専用道路…すべて・森林基幹道…すべて・その他の道路…4車線以上かつ延長3km以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－道路整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素	影響要因の区分		影響要因	工事の実施		存在・供用		自動車の走行	
				建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	構造物の存在 (地上式)	(高架式)		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					● A-1-1 A-2-1 A-4-1	
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						● A-1-1 A-2-1 A-4-1
			粉じん等 有害物質	● A-3-1	● A-3-1				
		騒音	騒音	● A-3-1	● A-3-1				● A-2-1 A-4-1
			超低周波音						● (橋梁又は高架橋連の場合に限る) A-2-1 A-4-1
		振動		● A-3-1	● A-3-1			● A-1-1 A-2-1 A-4-1	
	悪臭 その他の大気環境								
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						
			水の濁り(浮遊物質量)						
			富栄養化(全窒素, 全りん)						
			有害物質						
		底質 地下水 その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質		● B-2-1		● A-1-2 A-2-3	● A-1-2 A-2-3		
			地盤 土壌						
		その他の環境	日照障害					● A-2-1	
			風況 シャドーフリッカー						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				● B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3	● B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3			
		植物	● B-3-1 B-3-2			● B-2-4 B-2-5 B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4	● B-2-4 B-2-5 B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4		
	生態系								
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1	● C-1-1 C-2-1 C-4-1		
		人と自然との触れ合いの活動の場				● C-1-2 C-2-2 C-4-2	● C-1-2 C-2-2 C-4-2		
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス等	廃棄物等 残土	● D-3-1						
		二酸化炭素 その他の温室効果ガス							

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法 - 道路整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 交通流の円滑化ができる道路構造(立体交差、緩勾配化など)を採用する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 自然地形を活かしたルートとするなど、地形の変更面積や切土・盛土の土工量を極力少なくするよう努める。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮したルートの検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への騒音・振動、日照障害、電波受信の影響を考慮した高架構造物の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 築堤、緩衝緑地帯、遮音壁などの設置や低騒音舗装、排水性舗装を行うことを検討する。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。 <input type="checkbox"/> 夜間の照明により健康被害や農作物被害などが発生しないよう、適切な光度や数量の照明を採用する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。 <input type="checkbox"/> ポンエルフ道路の設置など、車両交通と人の移動路との分離・融和を図る。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、隔離の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 工事中の車線規制や通行止め時間帯や期間を最小化した工程管理を行う。 <input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造を改良(立体交差、車線の改良、緩勾配化など)して交通流の円滑化を図る。 <input type="checkbox"/> 築堤、緩衝緑地帯、遮音壁などの設置や低騒音舗装、排水性舗装への変更を行う。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。 <input type="checkbox"/> 健康被害や農作物被害などが発生しないよう適切な光度や数量の照明へ変更する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するようルートの検討を行う。 <input type="checkbox"/> 橋脚の少ない橋梁構造やトンネル、片棧道方式、垂直擁壁など、構造を工夫し、自然環境保全上重要な場所を回避あるいは変更面積を極力少なくするよう努める。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 遮光板や遮光トンネル、遮光植栽、遮光用ルーバーを設置を検討し、車両のヘッドライトによる生物への影響を低減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 空を低く飛翔する鳥類が走行車両に衝突しないように誘導植栽を設置する。 <input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネット、道路擁壁、動物注意標識など、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 道路沿いに生物の棲める水路、緑地を創出するよう検討する。 <input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創設や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病虫害駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。 <input type="checkbox"/> 遮光板や遮光トンネル、遮光植栽、遮光用ルーバーを設置し、自動車のヘッドライトによる生物への影響を低減する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネット、道路擁壁、鳥類の誘導植栽、動物注意標識を設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するようルートを検討を行う。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避したルートの検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工作物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や街路灯、ガードレールなどの施設のデザインや形状、色彩を工夫し、周辺の景観との調和を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 眺望の良好な空間においては展望施設を設置する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 緑地の維持管理で発生した剪定枝などはチップ化し堆肥にするなどの再資源化を図る。

2. 河川改修・水辺整備事業

【事業特性区分の細分化と主要な事業】

環境への影響の違いから、河川改修・水辺整備事業に分類される事業を以下のとおり細分化して、環境配慮事項を示します。

分類名	主要な事業
(1) ダム・堰・池	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの新設・改築、周辺整備 ・堰の新設・改築 ・ため池整備
(2) 河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の河床改修・護岸整備 ・河川敷整備・管理施設整備 ・水路整備

【事業特性の概要】

- ・河川及び河川周辺の自然環境の改変を行い、構造物などを新設・改築する。
- ・主に河川沿いで工事が行われるが、ダムは周辺地域を含め広範囲に開発が行われる。

【環境配慮の要点】

- ・水生生物の生息・生育環境の改変を最小化（利水を目的とする事業で改変が必要な場合は、生態系保全に配慮）
- ・ダム、堰の存在による土砂動態の変化やそれに伴う影響への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	<p>[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰…湛水面積 100ha 以上 ・放水路、湖沼開発…土地改変面積 100ha 以上 <p>[第二種事業]</p> <p>※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰…湛水面積 75ha～100ha ・放水路、湖沼開発…土地改変面積 75ha～100ha
福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰…湛水面積 10ha 以上 ・河川改修…2 級河川で改修延長 1 km 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

(1) ダム・堰・池

【事業により影響を受ける環境要素例－河川改修・水辺整備事業(ダム・堰・池)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因	建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	ダムの存在・供用	堰の存在・供用		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	● A-3-1	● A-3-1		
			有害物質				
		騒音	騒音	● A-3-1	● A-3-1		
			超低周波音				
	振動	● A-3-1	● A-3-1				
	悪臭						
	その他の大気環境						
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				
			水の濁り(浮遊物質量)	● A-3-2		● A-2-1 A-4-1	● A-2-1 A-4-1
			富栄養化(全窒素, 全りん)			● A-2-1 A-4-1	● A-2-1 A-4-1
			有害物質				
		底質				● A-2-1	
		地下水				● A-2-1	
		その他の水環境					
	土壌環境, その他の環境	地形・地質			● A-1-1 A-2-2	● A-1-1 A-2-2	
		地盤					
		土壌					
		その他の環境	日照障害				
			風況				
			シャドーフリッカー				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	● B-3-1 B-3-2		● B-1-1 B-2-1	● B-1-1 B-2-1		
	植物			● B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5	● B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5		
	生態系			● B-4-1 B-4-2 B-4-3	● B-4-1 B-4-2 B-4-3		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観			● C-1-1 C-2-1 C-4-1	● C-1-1 C-2-1 C-4-1		
	人と自然との触れ合いの活動の場	● C-3-2		● C-1-2 C-2-2 C-4-2	● C-1-2 C-2-2 C-4-2		
環境への負荷	廃棄物等	● D-3-1					
	温室効果ガス等	● D-3-1					
		● D-3-1					
		● D-3-1					
		● D-3-1					
		● D-3-1					

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－河川改修・水辺整備事業(ダム・堰・池)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 湛水区域の存在により水質汚濁、底質変化、水温変化が生じる可能性があるため、構造、放水方法の工夫、曝気循環施設の設置などの対策を講じるよう努める。 <input type="checkbox"/> 地下水流動を妨げない工法の選択、遮水による地下水変化の制御を行う。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透レンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を 방지、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-3	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 水の濁りの発生が少ない工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 浚渫や床掘り工事で汚濁防止膜、汚濁防止枠、汚濁防止カバーなどを設置し、施工区域外への濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 施工速度を落とす、濁りを発生する工事が重複しないようにするなど、工事工程を管理して濁りの発生を抑制する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透レンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。 <input type="checkbox"/> 河川維持流量の確保や選択取水設備の整備により、下流域の水質を保全する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 水質や流況の保全あるいは維持のための措置を施し、魚介類、水生生物、鳥類の生息に必要な環境条件を確保する。 <input type="checkbox"/> バードサンクチュアリなど、人の立入りを制限した生物保護地域を設ける。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 土石の採取地以外の盛土・切土用の土採り場周辺、土捨て場周辺の自然環境の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 河道内の堰に多段式階段、スロープ式、蛇行式など魚類の誘導・休息に配慮した魚道を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺に樹木の密生地や草原地、湿地、ワンドなど多様な環境条件を保全・創造する。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。 <input type="checkbox"/> 施工場所や工法の工夫によって、貴重・希少生物の生息・生育地周辺の地下水位や水深、塩分濃度、濁度などの環境条件の変化を防止する。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来種の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 護岸、コンクリート施設などのデザインや形状、色彩を工夫し、周辺の景観との調和を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 堤防上や河岸、ため池の水際に、良好な景観を展望できる場所を確保する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。 <input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。 <input type="checkbox"/> レクリエーションゾーンを予め設置して、他のゾーンとの利用分けを図る。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
C-3-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺にある人と自然が触れ合う場所の利用性や快適性への影響を回避又は極力低減するよう工事を行う。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 緑地の維持管理で発生した剪定枝などはチップ化し堆肥にするなどの再資源化を図る。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

(2) 河川・水路

【事業により影響を受ける環境要素例－河川改修・水辺整備事業(河川・水路)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分				工事の実施		存在・供用
環境要素			影響要因	建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	河川護岸の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
			浮遊粒子状物質			
			粉じん等	●	●	
		有害物質	A-3-1	A-3-1		
		騒音	騒音	●	●	
			超低周波音	A-3-1	A-3-1	
	振動		●	●		
	悪臭		A-3-1	A-3-1		
	その他の大気環境					
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			
			水の濁り(浮遊物質量)	●		
			富栄養化(全窒素, 全りん)	A-2-1 A-3-2		
			有害物質			
		底質				
	地下水					
	その他の水環境					
土壌環境, その他の環境	地形・地質				● A-2-2	
	地盤					
	土壌					
	その他の環境	日照障害 風況 シャドーフリッカー				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				● B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5	
	植物		● B-3-1 B-3-2		B-3-1 B-3-2 B-3-3 B-3-4 B-3-5	
	生態系				B-4-1 B-4-2	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1	
	人と自然との触れ合いの活動の場		● C-3-2		● C-2-2 C-4-2	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●			
	温室効果ガス等	残土 二酸化炭素 その他の温室効果ガス	D-3-1			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－河川改修・水辺整備事業(河川・水路)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
2. 計画段階での配慮		
A-2-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。
A-2-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 自然の水辺の流れ、河床を活かした改修・整備など、貴重な地形、自然的流況の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。
3. 施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 水の濁りの発生が少ない工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。 <input type="checkbox"/> 浚渫や床掘り工事では汚濁防止膜、汚濁防止枠、汚濁防止カバーなどを設置し、施工区域外への濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 施工速度を落とす、濁りを発生する工事が重複しないようにするなど、工事工程を管理して濁りの発生を抑制する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
B. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1. 構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2. 計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 水質や流況の保全あるいは維持のための措置を施し、魚介類、水生生物、鳥類の生息に必要な環境条件を確保する。 <input type="checkbox"/> 自然の水辺の流れ、河床、底泥を活かした改修・整備を行う。 <input type="checkbox"/> バードサンクチュアリなど、人の立ち入りを制限した生物保護地域を設ける。 <input type="checkbox"/> ヨシなどの水辺植物・河川敷の草本類・林縁群落など、水辺の植物を保全する。 <input type="checkbox"/> 河川の浚渫の際、既存の滞筋を改変しないよう施工する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 土石の採取地以外の盛土・切土用の土採り場周辺、土捨て場周辺の自然環境の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 河川沿いの緑地をつながりのある形で残すよう計画する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 河道内の堰に多段式階段、スロープ式、蛇行式など魚類の誘導・休息に配慮した魚道を設置する。 <input type="checkbox"/> 堤防を横断するボックスカルバートやパイプカルバートなど、河川構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による堤防・河川敷の緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。 <input type="checkbox"/> 早瀬や淵・淀みなど、河川の自然的な流況や水深を保全・創造する。 <input type="checkbox"/> 捨石工、木工沈床、空石積、蛇籠工など、河床・湖沼に空隙や変化を作る。 <input type="checkbox"/> 魚巢ブロックや自然石の石組み、土手の確保、ヨシなどの水辺植物の植栽を行う。 <input type="checkbox"/> 周辺に樹木の密生地や草原地、湿地、ワンドなど多様な環境条件を保全・創造する。 <input type="checkbox"/> 水制には、淀みや深みなど多様な流れが生じる形状、巨石など多様な空隙構造をもつ材料を採用する。 <input type="checkbox"/> 河川やため池、細い水路などのネットワーク化を図る。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。 <input type="checkbox"/> 施工場所や工法の工夫によって、貴重・希少生物の生息・生育地周辺の地下水位や水深、塩分濃度、濁度などの環境条件の変化を防止する。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3. 施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立ち入や踏みつけに注意する。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 堤防や河川敷の樹木・草本は、生物に配慮して計画的に伐採する。
B-4-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 護岸、コンクリート施設などのデザインや形状、色彩を工夫し、周辺の景観との調和を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 堤防上や河岸、ため池の水際に、良好な景観を展望できる場所を確保する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。 <input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。 <input type="checkbox"/> 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備し、パブリックアクセスを確保する。 <input type="checkbox"/> レクリエーションゾーンを予め設置して、他のゾーンとの利用分けを図る。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
C-3-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺にある人と自然が触れ合う場所の利用性や快適性への影響を回避又は極力低減するよう工事を行う。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 堤防を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 緑地の維持管理で発生した剪定枝などはチップ化し堆肥にするなどの再資源化を図る。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

3. 鉄道・軌道整備事業

【主要な事業】

- ・鉄道・軌道の新設・改築
- ・鉄道建設に伴う橋梁の架設
- ・鉄道建設に伴うトンネルの建設

【事業特性の概要】

- ・既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を線的に行い、鉄道などの構造物を新設・改築する。
- ・既存路線の改良や延伸が中心となる。

【環境配慮の要点】

- ・供用後の車両通行に伴う大気環境（大気質、騒音・振動）の悪化を軽減
- ・自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業 ・新幹線鉄道…すべて ・鉄道、軌道…長さ 10km 以上 [第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業 ・鉄道、軌道…長さ 7.5km～10km
福岡市環境影響評価条例	・鉄道、軌道…延長 1km 以上・連続立体交差事業

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－鉄道・軌道整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素			影響要因の区分		工事の実施		存在・供用				
			影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	構造物の存在 (地上式) (高架式)		列車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素								
			二酸化硫黄								
			浮遊粒子状物質								
			粉じん等	●	●	A-3-1	A-3-1				
			有害物質								
		騒音	騒音	●	●	A-3-1	A-3-1			● (地下を走行する場合を除く) A-1-1 A-2-1 A-4-1	
			超低周波音							● (橋梁又は高架構造の場合に限る) A-1-1 A-2-1 A-4-1	
		振動			●	●	A-3-1	A-3-1		● A-1-1 A-2-1 A-4-1	
		悪臭									
		その他の大気環境									
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)								
			水の濁り(浮遊物質)								
			富栄養化(全窒素, 全りん)								
			有害物質								
			底質								
	地下水										
	その他の水環境										
	土壌環境, その他の環境	地形・地質			●				●	●	
					B-2-1				A-1-2 A-2-3	A-1-2 A-2-3	
		地盤									
土壌											
その他の環境	日照阻害							●			
		風況									
		シャドーフリッカー									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物							●	●		
								B-1-1 B-2-1	B-1-1 B-2-1		
								B-2-2	B-2-2		
	植物			●							
				B-3-1					B-2-3 B-2-4	B-2-3 B-2-4	
				B-3-2					B-2-5 B-4-1	B-2-5 B-4-1	
	生態系								B-4-2 B-4-3	B-4-2 B-4-3	
									B-4-4	B-4-4	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観							●	●		
								C-1-1 C-2-1	C-1-1 C-2-1		
								C-4-1	C-4-1		
	人と自然との触れ合いの活動の場							●	●		
							C-1-2 C-2-2	C-1-2 C-2-2			
							C-4-2	C-4-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等		●							
		残土			●						
	温室効果ガス等	二酸化炭素									
		その他の温室効果ガス									

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－鉄道・軌道整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 高架化、地下化、線路のロングレール化など鉄道・軌道構造を工夫する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 自然地形を活かしたルートとするなど、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくするよう努める。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮したルートの検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への騒音・振動、日照障害、電波受信の影響を考慮した高架構造物の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 築堤、緩衝緑地帯、遮音壁などの設置や低騒音舗装、排水性舗装を行うことを検討する。 <input type="checkbox"/> 夜間の照明により健康被害や農作物被害などが発生しないよう、適切な光度や数量の照明を採用する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 工事中の車線規制や通行止めの時間帯や期間を最小化した工程管理を行う。 <input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 高架化、地下化、線路のロングレール化など構造を改良し、交通流の円滑化を図る。 <input type="checkbox"/> 築堤、緩衝緑地帯、遮音壁などの設置や低騒音舗装、排水性舗装への変更を行う。 <input type="checkbox"/> 健康被害や農作物被害などが発生しないよう適切な光度や数量の照明へ変更する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するようルートの検討を行う。 <input type="checkbox"/> 橋脚の少ない橋梁構造やトンネル、片栈道方式、垂直擁壁など、構造を工夫し、自然環境保全上重要な場所を回避あるいは改変面積を極力少なくするよう努める。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 遮光板や遮光トンネル、遮光植栽、遮光用ルーバーを設置を検討し、車両のヘッドライトによる生物への影響を低減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 空を低く飛翔する鳥類が走行車両に衝突しないように誘導植栽を設置する。 <input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネット、道路擁壁、動物注意標識など、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 道路沿いに生物の棲める水路、緑地を創出するよう検討する。 <input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創設や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には「生態系被害防止外来種リスト」などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。 <input type="checkbox"/> 遮光板や遮光トンネル、遮光植栽、遮光用ルーバーを設置し、自動車のヘッドライトによる生物への影響を低減する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネット、道路擁壁、鳥類の誘導植栽、動物注意標識を設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するようルートを検討を行う。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避したルートの検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や街路灯、ガードレールなどの施設のデザインや形状、色彩を工夫し、周辺の景観との調和を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 眺望の良好な空間においては展望施設を設置する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 緑地の維持管理で発生した剪定枝などはチップ化し堆肥にするなどの再資源化を図る。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。

4. 飛行場・関連施設整備事業

【主要な事業】

- ・滑走路、ヘリポートの新設・改築
- ・飛行場施設、航空保安施設の新設・改修

【事業特性の概要】

- ・既設建造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、滑走路(面的な整備)と関連施設などの整備・改築を行う。
- ・集客施設でもあり、安全性の確保が重要である。

【環境配慮の要点】

- ・供用後の航空機運行に伴う大気環境(大気質、騒音など)の悪化を軽減
- ・自然環境(生物の生息・生育地、植生、地下水など)の減少・分断・消失への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業 ・飛行場…滑走路長 2,500m以上 [第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業 ・飛行場…滑走路長 1,875m~2,500m
福岡市環境影響評価条例	・飛行場の新設…すべて ・滑走路新設・延長に伴う変更…すべて ・ヘリポート…面積 1ha 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－飛行場・関連施設整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施		存在・供用			
環境要素	影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用	
			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	● A-3-1	
二酸化硫黄								
浮遊粒子状物質								
粉じん等	● A-3-1	● A-3-1						
有害物質								
騒音	騒音	● A-3-1		● A-3-1		● A-1-1 A-2-1 A-4-1		
	超低周波音							
振動	● A-3-1	● A-3-1						
悪臭								
その他の大気環境								
水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						● A-2-2 A-4-2
		水の濁り(浮遊物質)		● A-3-2				
		富栄養化(全窒素, 全りん) 有害物質						
	底質							
	地下水 その他の水環境							
土壌環境, その他の環境	地形・地質					● A-1-2 A-2-3		
	地盤							
	土壌							
	その他の環境	日照阻害						
	風況							
	シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				● B-1-1 B-2-1 B-2-2			
	植物				● B-2-3 B-2-4 B-2-5			
	生態系				● B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4			
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場				● C-1-2 C-2-2 C-4-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等 残土	● D-3-1					
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス					● D-2-2 D-4-1	

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法—飛行場・関連施設整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 築堤、緩衝緑地帯、遮音壁などの設置や低騒音舗装、排水性舗装を行うことを検討する。 <input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 地上動力装置を導入し、排ガスや騒音を低減する。 <input type="checkbox"/> 騒音監視施設を設け、常時監視するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 室内建材には、ホルムアルデヒドなどの有害物質の発生が抑制される素材を採用するとともに適切な換気システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 集客施設に適切な規模の駐車場を設置し、車両の渋滞による周辺への大気汚染、騒音被害の影響低減に努める。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。 <input type="checkbox"/> 施設から排出水を放流する場合には、排出処理施設の設置など、適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 洗砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 築堤、緩衝緑地帯、遮音壁などの設置や低騒音舗装、排水性舗装への変更を行う。 <input type="checkbox"/> 公共交通の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用後に発生する自動車交通による環境への影響に配慮する。 <input type="checkbox"/> 夜間の運用を制限するなど、運用管理により騒音の影響を軽減する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。 <input type="checkbox"/> 鳥類の飛翔傾向を調査し、鳥類の衝突を極力避けるよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。 <input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 眺望の良好な空間においては展望施設を設置する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうおいを創出する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> バッテリーソーラーシステムなどでの自然エネルギーの利用や雨水・中水利用システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> ルーバー、高機能窓ガラス、樹木の利用などにより、日射の調整を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 施設を断熱構造化するなど、冷暖房に係るエネルギーの消費量の削減を図る。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明の調整や、空調の温度設定など、省エネ運用・管理を行う。

5. 発電電関連施設整備事業

【事業特性区分の細分化と主要な事業】

環境への影響の違いから、発電電関連施設整備事業に分類される事業を以下のとおり細分化して、環境配慮事項を示します。

分類名	主要な事業
(1) 風力発電所	風力発電所
(2) 太陽光発電所	太陽光発電所
(3) 発電所(風力・太陽光以外)・関連施設	発電所(太陽光・風力以外)、電気供給施設、変電所
(4) 送電線路	送電線路、送電鉄塔

【事業特性の概要】

- ・発電の種類(火力・水力・風力・太陽光など)により、開発地域や開発行為の内容が異なる。
- ・施設の開発という点的な側面と、送電という線的な側面がある。

【環境配慮の要点】

- ・火力発電では大気汚染への影響軽減、風力発電では騒音・影の軽減、太陽光発電では光害への配慮など、種別に応じて異なる環境配慮が必要

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	<p>[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電所…出力3万kW以上 ・火力発電所…出力15万kW以上 ・地熱発電所…出力1万kW以上 ・原子力発電所…すべて ・風力発電所…出力1万kW以上 <p>[第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電所…出力2.25万kW～3万kW ・火力発電所…出力11.25万kW～15万kW ・地熱発電所…出力7,500kW～1万kW ・風力発電所…出力7,500kW～1万kW
福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> ・火力発電所…出力5万kW以上 ・風力発電所…出力1,500kW以上 ただし、特定区域(※)及び500m以内に住環境などがある地域は出力1,000kW以上 ・太陽光発電所(土地造成を伴うもの)… 市街化区域：面積20ha以上、市街化調整区域：面積10ha以上、 特定区域(※)：面積5ha以上 <p>(※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標高80m以上の地域 2. ため池若しくは治水池(池面積2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

(1) 風力発電所

【事業により影響を受ける環境要素例－発送電関連施設整備事業(風力発電所)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分				工事の実施		存在・供用	
環境要素		影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	施設の存在	施設の移動
				環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素
二酸化硫黄							
浮遊粒子状物質							
粉じん等	●	●					
有害物質	A-3-1	A-3-1					
騒音	騒音	●	●				●
	超低周波音	A-3-1	A-3-1				A-1-1 A-2-1
振動		●	●				
悪臭		A-3-1	A-3-1				
その他の大気環境							
水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)					
		水の濁り(浮遊物質量)	●				
		富栄養化(全窒素, 全りん)	A-3-2				
		有害物質					
	底質						
	地下水 その他の水環境						
土壌環境, その他の環境	地形・地質						●
							A-1-2 A-2-3
	地盤 土壌						
	その他の環境	日照阻害					
風況 シャドーフリッカー						● A-1-1 A-2-1	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					● B-1-1 B-2-1 B-2-2	
	植物					● B-2-3 B-2-4 B-2-5	
	生態系					● B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					● C-1-1 C-2-1 C-4-1	
	人と自然との触れ合いの活動の場					● C-1-2 C-2-2	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●				
		残土	D-3-1				
	温室効果ガス等	二酸化炭素				● D-2-2 D-4-1	
		その他の温室効果ガス					

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－発送電関連施設整備事業(風力発電所)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 超低周波音を含めた騒音、風車の影の影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への騒音、日照障害、電波受信の影響を考慮して風力発電機を選定する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防止、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 鳥類の飛翔傾向を調査し、鳥類の衝突を極力避けるよう開発場所や配置の検討を行う。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ブレードへの彩色を工夫するなど、鳥類の衝突の可能性を低減する対策を行う。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。 <input type="checkbox"/> ブレードへの彩色やライトの調整などにより、鳥類の衝突の可能性を低減する対策を行う。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。

C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

(2) 太陽光発電所

【事業により影響を受ける環境要素例－発電関連施設整備事業(太陽光発電所)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因	建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	●	●		
			有害物質	A-3-1	A-3-1		
		騒音	騒音	●	●		
			超低周波音	A-3-1	A-3-1		
		振動	●	●			
		A-3-1	A-3-1				
	悪臭						
	その他の大気環境						
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量)				
			水の濁り(浮遊物質質量)	●			
			富栄養化(全窒素、全りん)				
			有害物質				
		底質					
		地下水					
		その他の水環境					
	土壌環境、その他の環境	地形・地質			●		
				A-1-2			
地盤				A-2-2			
土壌							
その他の環境	日照障害						
風況							
シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物			●			
	植物			B-1-1			
				B-2-1			
				B-2-2			
				B-2-3			
				B-2-4			
生態系			B-2-5				
			B-4-1				
			B-4-2				
			B-4-3				
			B-4-4				
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観			●			
				C-1-1			
				C-2-1			
				C-4-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場			●			
				C-1-2			
				C-2-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●				
		残土	D-3-1				
	温室効果ガス等	二酸化炭素			●		
				D-2-2			
		その他の温室効果ガス			D-4-1		

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－発送電関連施設整備事業(太陽光発電所)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺の建物や道路などへの反射光を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-3	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。
		<input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。
		<input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。
		<input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。
		<input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。
		<input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
		<input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
		<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事で道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。
		<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないよう配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。
		<input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。
		<input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。
		<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。
		<input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。
		<input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。

C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。
		<input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。
		<input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。
		<input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
		<input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。
		<input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。
		<input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。
		<input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。
		<input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
		<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。
		<input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

(3) 発電所(太陽光・風力以外)・関連施設

【事業により影響を受ける環境要素例

ー発電関連施設整備事業(発電所(太陽光・風力以外)・関連施設)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素			影響要因の区分		工事の実施		存在・供用		
			影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					●	
			二酸化硫黄					A-1-1	
			浮遊粒子状物質					A-2-1	
			粉じん等	●	●			A-4-1	●
		有害物質					A-1-1		
		騒音	●	●			A-2-1	●	
		超低周波音					A-4-1		
		振動	●	●			A-1-1	●	
	悪臭					A-2-1			
						A-4-1			
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量)					●	
			水の濁り(浮遊物質)	●				A-2-2	
			富栄養化(全窒素、全りん)	A-3-2				A-4-2	
			有害物質						
		底質							
	地下水								
	その他の水環境								
	土壌環境、その他の環境	地形・地質					●		
						A-1-2			
地盤						A-2-3			
土壌									
その他の環境	日照障害								
	風況								
	シャドーフリッカー								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					●			
	植物					B-1-1			
						B-2-1			
生態系						B-2-2			
						B-2-3			
						B-2-4			
						B-2-5			
					B-4-1				
					B-4-2				
					B-4-3				
					B-4-4				
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					●			
						C-1-1			
						C-2-1			
						C-4-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場					●			
						C-1-2			
						C-2-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●				●		
		残土	D-3-1				D-2-1		
	温室効果ガス等	二酸化炭素					●		
		その他の温室効果ガス					D-4-2		

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－発送電関連施設整備事業(発電所(太陽光・風力以外)・関連施設)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を考慮した施設の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 騒音が発生する装置は、周辺環境への影響を十分考慮して設置場所を決定し、適正な騒音対策を施す。 <input type="checkbox"/> 最新の環境保全設備を導入し、環境汚染物質の排出を抑制する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。 <input type="checkbox"/> 施設から排水を放流する場合には、排出処理施設の設置など、適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 適切な大気汚染防止対策と定期的な整備点検を行う。 <input type="checkbox"/> 騒音・振動を極力控えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 車両の運行管理によって、搬入搬出の集中化を控える。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 有害物質の使用や発生を極力抑制する。使用・保管する場合には、周辺への影響や管理体制、防災対策に十分配慮するとともに、市民とのリスクコミュニケーションを図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうるおいを創出する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> パッシブソーラーシステムなどでの自然エネルギーの利用や雨水・中水利用システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 排熱エネルギーを活用するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> ルーバー、高機能窓ガラス、樹木の利用などにより、日射の調整を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 施設を断熱構造化するなど、冷暖房に係るエネルギーの消費量の削減を図る。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 供用中の工程で発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、再使用、再利用を推進する。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明の調整や、空調の温度設定など、省エネ運用・管理を行う。

(4) 送電線路

【事業により影響を受ける環境要素例－送電関連施設整備事業(送電線路)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分				工事の実施		存在・供用
環境要素	影響要因			建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	送電線・鉄塔の存在
	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素		
二酸化硫黄						
浮遊粒子状物質						
粉じん等				● A-3-1	● A-3-1	
有害物質						
騒音			騒音	● A-3-1	● A-3-1	
			超低周波音			
振動			● A-3-1	● A-3-1		
悪臭						
その他の大気環境						
水環境		水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			
			水の濁り(浮遊物質量)	● A-3-2		
			富栄養化(全窒素, 全りん)			
			有害物質			
		底質				
		地下水				
土壌環境, その他の環境		地形・地質				
		地盤				
		土壌				
		その他の環境	日照障害			
	風況					
シャドーフリッカー						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物			● B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-4-1 B-4-2 B-4-3		
	植物					
	生態系					
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観			● C-1-1 C-2-1 C-4-1		
	人と自然との触れ合いの活動の場			● C-2-2 C-4-2		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	● D-3-1			
	温室効果ガス等	残土 二酸化炭素 その他の温室効果ガス				

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－発送電関連施設整備事業(送電線路)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 自然地形を活かしたルートとするなど、地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくするよう努める。 <input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮したルートの検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 工事中の車線規制や通行止めの時間帯や期間を最小化した工程管理を行う。 <input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するようルートの検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-3	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するようルートの検討を行う。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避したルートの検討を行う。

C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。

6. 廃棄物最終処分施設整備事業

【主要な事業】

- ・一般廃棄物最終処分場
- ・産業廃棄物最終処分場

【事業特性の概要】

- ・既設建造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、廃棄物の埋立地を造成する。
- ・周囲を覆うなどの遮断対策や保有水の漏出管理を厳重に行う必要がある。

【環境配慮の要点】

- ・有害物質の発生、漏出による地下水や河川水の汚染を回避
- ・施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業 ・面積 30ha 以上 [第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業 ・面積 25ha～30ha
福岡市環境影響評価条例	・面積 10ha 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－廃棄物最終処分施設整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素			影響要因の区分		工事の実施		存在・供用	
			影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	最終処分場の存在	廃棄物の埋立
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					
			二酸化硫黄					
			浮遊粒子状物質					
			粉じん等	●	●		●	●
		有害物質				●	●	
		騒音	騒音	●	●		●	●
			超低周波音					
		振動		●	●		●	●
	悪臭					●		
	その他の大気環境							
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				● (海面埋立に限る) A-1-2	
			水の濁り(浮遊物質質量)	●			●	
			富栄養化(全窒素, 全りん)				● (海面埋立に限る) A-1-2	
			有害物質					
		底質						
	地下水							
	その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				●		
		地盤				●		
		土壌						
その他の環境	日照障害							
風況								
シャドーフリッカー								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●			
	植物	●			B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5 B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4			
	生態系	●						
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				●			
	人と自然との触れ合いの活動の場	●			●			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●					
		残土	●					
	温室効果ガス等	二酸化炭素				●		
その他の温室効果ガス					●			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－廃棄物最終処分施設整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 埋立護岸や防波堤などの位置、形状を工夫して、周辺海域の潮流変化の軽減に努め、閉鎖性水域の出現による水質の悪化や人による利用(漁業、レクリエーション活動など)状況に配慮する。
A-1-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-4	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 施設から排水を放流する場合には、排水処理施設において適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 車両の運行管理によって、搬入搬出の集中化を控える。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 有害物質の使用や発生を極力抑制する。使用・保管する場合には、周辺への影響や管理体制、防災対策に十分配慮するとともに、市民とのリスクコミュニケーションを図るよう努める。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
C-3-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺にある人と自然が触れ合う場所の利用性や快適性への影響を回避又は極力低減するよう工事を行う。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。 <input type="checkbox"/> 適切な準好気性埋立構造の導入により、極力埋立地内の好気的雰囲気を持続する。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 資源化可能な処理対象物を極力排除するなど、埋立量の抑制に努める。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 排出事業者と連携し、可能な限り再資源化または焼却など中間処理することにより、メタンなどの温室効果ガスの発生源となる物質が埋立処分される量を少なくする。 <input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

7. 埋立・干拓事業

【主要な事業】

- ・埋立て
- ・干拓

【事業特性の概要】

- ・埋立てでは公有水面に土砂などを積み上げ、新しく陸地を造成する。
- ・干拓では開発場所の水を排水して陸地を造成する。

【環境配慮の要点】

- ・水質や底質の良好な状態の維持
- ・海域に生息・生育する生物の環境を維持

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業 ・面積 50ha 超 [第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業 ・面積 40ha～50ha
公有水面埋立法	公の水面を埋め立てて土地を造成する場合には、公有水面埋立願書に「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」の添付義務がある。
福岡市環境影響評価条例	・面積 20ha 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－埋立・干拓事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素		影響要因の区分		工事の実施		存在・供用	
		影響要因		埋立工事の実施	作業船の移動及び資材等運搬車両の走行	埋立地の存在	施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				● A-1-1 A-2-1
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	● A-3-1	● (資材等運搬車両の走行に限る) A-3-1		
			有害物質				
		騒音	騒音	● A-3-1	● A-3-1		● A-1-1 A-2-1
			超低周波音				
		振動		● A-3-1	● (資材等運搬車両の走行に限る) A-3-1		● A-1-1 A-2-1
		悪臭					
		その他の大気環境					
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			● A-1-2 A-2-2	● A-2-2
			水の濁り(浮遊物質量)	● A-3-2	● (資材等運搬車両の走行に限る) A-3-2		
			富栄養化(全窒素, 全りん)			● A-1-2 A-2-2	
			有害物質				
		底質					
		地下水					
	その他の水環境						
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				● A-1-3 A-2-3	
			地盤				
		その他の環境	日照障害				
風況 シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				● B-1-1 B-2-1		
	植物	● B-3-1			B-2-2 B-2-3		
	生態系				B-4-1 B-4-2		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1		
	人と自然との触れ合いの活動の場		● C-3-1		● C-2-2 C-4-2		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	● D-3-1				
		残土					
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス					

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法 - 埋立・干拓事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 埋立護岸や防波堤などの位置、形状を工夫して、周辺海域の潮流変化の軽減に努め、閉鎖性水域の出現による水質の悪化や人による利用(漁業、レクリエーション活動など)状況に配慮する。
A-1-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 埋立地や施設の配置や形状を工夫することによって、海況・海岸地形への影響を極力少なくする。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 防波堤や護岸、施設に海水を浄化するための構造的な工夫を施す。 <input type="checkbox"/> 埋立材によって、水質汚濁や化学物質による汚染が生じないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 施設から排水を放流する場合には、排水処理施設の設置など、適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。 <input type="checkbox"/> 自然地形を活かした改修・整備など、海浜・岩場など自然の海岸線の改変面積を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 浚渫する場合は、海況、流域への影響を極力少なくする。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、隔離の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築資材は極力海上から搬入し、周辺地域への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 埋立地の地表面に堆砂垣の設置や散水の実施など、工事による粉じん、飛砂の発生・拡散を抑制する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 水の濁りの発生が少ない工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。 <input type="checkbox"/> 浚渫や床掘り工事では汚濁防止膜、汚濁防止枠、汚濁防止カバーなどを設置し、施工区域外への濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 浚渫土砂の埋立にあたっては、土砂が周辺海域に流出しないように、岸壁・護岸を先行して築造し、埋立地を締め切った後に行う。 <input type="checkbox"/> グラブ式浚渫船による浚渫及び掘削作業時にはグラブ枠を設置するなど、濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> ポンプ式浚渫船による浚渫時には、必要に応じて汚濁防止カバーを設置するなど、濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 施工速度を落とす、濁りを発生する工事が重複しないようにするなど、工事工程を管理して濁りの発生を抑制する。 <input type="checkbox"/> 埋立工事に伴う余水については、埋立地内に設置した余水処理施設により適正に処理した後、埋立地外へ排出する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 自然海岸や干潟、砂浜、浅瀬、磯場、藻場を残した回収・整備など、魚介類、海生生物、鳥類の生息・生育地の改修面積を極力少なくする。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 水質や流況の保全あるいは維持のための措置を施し、魚介類、水生生物、鳥類の生息に必要な環境条件を確保する。 <input type="checkbox"/> バードサンクチュアリなど、人の立ち入りを制限した生物保護地域を設ける。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 埋立用土砂に山土を用いる場合、土採り場周辺の自然環境を保全する。
B-2-2	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 必要に応じて人工干潟・藻場、砂浜など、魚介類、海生生物、鳥類の新たな生息環境を創造する。 <input type="checkbox"/> 堤防・護岸には、巨石など多様な空隙構造をもつ材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 護岸・防波堤の改良・整備にあたっては、魚巣ブロックや自然石の石組みによる自然環境や親水性を回復・確保する。
B-2-3	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。
B-4-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 耐潮性の高い在来種を植栽して早期緑化を図る。

C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 護岸、港湾施設などのデザインや形状、色彩を工夫し、周辺地域や港湾景観との調和を図る。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。
		<input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
		<input type="checkbox"/> 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備し、パブリックアクセスを確保する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺にある人と自然が触れ合う場所の利用性や快適性への影響を回避又は極力低減するよう工事を行う。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
		<input type="checkbox"/> 松林など由来の樹木、草木による海岸緑化を進める。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。
		<input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。
		<input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。
		<input type="checkbox"/> 施工方法の工夫（建設資材のプレカットなど）や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。
		<input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。
		<input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。

8. 土地区画整理事業

【主要な事業】

- ・土地区画整理事業

【事業特性の概要】

既に利用されている土地の区画形質を変更し、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整える。

【環境配慮の要点】

- ・居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの活動の場の確保が重要
- ・施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業 面積 100ha 以上 [第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業 面積 75ha～100ha
福岡市環境影響評価条例	面積 30ha 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－土地区画整理事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施			存在・供用		
環境要素	影響要因		造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				●	
			二酸化硫黄				A-2-1	
			浮遊粒子状物質				A-4-1	
			粉じん等	●	●			●
			有害物質	A-3-1	A-3-1			A-2-1
		騒音	騒音	●	●			●
			超低周波音	A-3-1	A-3-1			A-2-1
	振動	●	●			●		
	悪臭	A-3-1	A-3-1			A-2-1		
	その他の大気環境							
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量)					
			水の濁り(浮遊物質量)	●				
			富栄養化(全窒素、全りん)	A-3-2				
			有害物質					
		底質						
地下水								
その他の水環境								
土壌環境、その他の環境	地形・地質				●			
					A-1-1 A-2-3			
	地盤							
	土壌							
その他の環境	日照障害							
	風況							
	シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●			
					B-1-1 B-2-1 B-2-2			
					B-2-3			
	植物					B-2-4 B-2-5		
						B-3-1 B-3-2		
						B-4-1 B-4-2		
生態系					B-4-3 B-4-4			
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				●			
					C-1-1 C-2-1 C-4-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場				●			
					C-2-2 C-4-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●					
		残土	D-3-1					
	温室効果ガス等	二酸化炭素				●		
その他の温室効果ガス					D-1-1 D-2-1 D-4-1			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－土地区画整理事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農業散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工作物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
1.構想段階での配慮		
D-1-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 地域冷暖房システムを導入する。
2.計画段階での配慮		
D-2-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

9. 流通業務団地造成事業

【主要な事業】

- ・流通業務団地の造成
- ・流通業務団地に関連する道路などの公共施設・公益的施設の整備

【事業特性の概要】

山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、地ならしを行い、流通業務施設を整備するための土地の造成や必要な公共施設の整備を行う。

【環境配慮の要点】

- ・交通利便性の高い場所に立地することが多いため、供用後の交通流への影響を低減
- ・供用後の自動車交通公害を軽減するよう配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業 面積 100ha 以上 [第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業 面積 75ha～100ha
福岡市環境影響評価条例	面積 20ha 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－流通業務団地造成事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施			存在・供用		
環境要素	影響要因		造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				●	
			二酸化硫黄				A-2-1	
			浮遊粒子状物質				A-4-1	
			粉じん等	●	●			●
			有害物質	A-3-1	A-3-1			A-2-1
		騒音	騒音	●	●			●
			超低周波音	A-3-1	A-3-1			A-2-1
	振動	●	●			●		
	悪臭	A-3-1	A-3-1			A-2-1		
	その他の大気環境							
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量)					
			水の濁り(浮遊物質量)	●				
			富栄養化(全窒素、全りん)	A-3-2				
			有害物質					
		底質						
地下水								
その他の水環境								
土壌環境、その他の環境	地形・地質				●			
					A-1-1 A-2-3			
	地盤							
	土壌							
その他の環境	日照阻害							
	風況							
	シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●			
					B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5 B-3-1 B-3-2			
	植物							
					B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4			
	生態系							
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				●			
					C-1-1 C-2-1 C-4-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場				●			
					C-2-2 C-4-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●					
		残土	D-3-1					
	温室効果ガス等	二酸化炭素				●		
その他の温室効果ガス					D-1-1 D-2-1 D-4-1			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法—流通業務団地造成事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農業散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工作物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
1.構想段階での配慮		
D-1-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 地域冷暖房システムを導入する。
2.計画段階での配慮		
D-2-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

10. 公園・緑地・運動場整備事業

【主要な事業】

- ・運動場・野外レクリエーション施設の新設・改築
- ・公園・緑地の新設・改築
- ・ゴルフ場の新設・改築
- ・墓園の新設・改築

【事業特性の概要】

山林、農地、市街地などにおいて土地の改変を行い、目的にあわせた構造物を設置する。既存の自然との共生や、新たな緑地や水辺の創出を行うことが多い。

【環境配慮の要点】

- ・既存の自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）との共生
- ・人と自然との触れ合いの活動の場としての機能
- ・新たに良好な景観を創出

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none">・都市計画法第2種特定工作物 市街化区域…面積 20ha 以上、 市街化調整区域…面積 10ha 以上、 特定区域(※)…面積 5ha 以上・都市公園、国定公園、県立公園など 市街化区域…面積 20ha 以上、 市街化調整区域…面積 10ha 以上 <p>(※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 標高 80m以上の地域2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。)3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林
-------------	---

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例ー公園・緑地・運動場整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素	影響要因の区分		工事の実施			存在・供用		
	影響要因		造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				●	
			二酸化硫黄				A-1-1	
			浮遊粒子状物質				A-2-1	
			粉じん等	● A-3-1	● A-3-1			● A-1-1 A-2-1 A-4-1
			有害物質					
		騒音	騒音	● A-3-1	● A-3-1			● A-1-1 A-2-1 A-4-1
			超低周波音					
			振動	● A-3-1	● A-3-1			● A-1-1 A-2-1 A-4-1
		悪臭						
		その他の大気環境						
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)					
			水の濁り(浮遊物質質量)	● A-3-2				
			富栄養化(全窒素, 全りん)					
			有害物質					
		底質						
		地下水						
	その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				● A-1-2 A-2-3		
		地盤						
		土壌						
その他の環境		日照障害 風況 シャドーフリッカー						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				● B-1-1 B-2-1 B-2-2			
	植物				B-2-3 B-2-4 B-2-5			
	生態系				B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4			
	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場				● C-2-2 C-4-2			
	環境への負荷		廃棄物等 残土	● D-3-1				
		温室効果ガス等			● D-2-2 D-4-2			
		二酸化炭素						
		その他の温室効果ガス						

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－公園・緑地・運動場整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 夜間の照明により健康被害や農作物被害などが発生しないよう、適切な光度や数量の照明を採用する。 <input type="checkbox"/> 集客施設に適切な規模の駐車場を設置し、車両の渋滞による周辺への大気汚染、騒音被害の影響低減に努める。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、緑地帯の配置などを検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライトなどの利用は控えるよう努める。 <input type="checkbox"/> 公共交通の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用後に発生する自動車交通による環境への影響に配慮する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 木道やグレーチングにより、人の踏みつけによる荒地地化を防止する。 <input type="checkbox"/> 土石の採取地以外の盛土・切土用の土採り場周辺、土捨て場周辺の自然環境の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物の生息・生育地は保護区域に指定して、人の立ち入りも制限するなど、ゾーン分けを行う。 <input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 公園樹木は、公園の性格・特性にあった管理を行う。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。 <input type="checkbox"/> 園内の池・沼の護岸に自然石を設置したり、水辺植物を植栽するなど変化や空隙を作り、水生生物や魚類のねぐらなどの生息環境を確保する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工作物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 橋脚や街路灯、ガードレールなどの施設のデザインや形状、色彩を工夫し、周辺の景観との調和を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 眺望の良好な空間においては展望施設を設置する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。 <input type="checkbox"/> レクリエーションゾーンを予め設置して、他のゾーンとの利用分けを図る。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破砕、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 緑地の維持管理で発生した剪定枝などはチップ化し堆肥にするなどの再資源化を図る。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

1 1. 住宅団地の造成の事業

【主要な事業】

- ・住宅団地の造成
- ・住宅団地に関連する道路などの公共施設・公益的施設の整備

【事業特性の概要】

山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、地ならしを行い、住宅を整備するための土地の造成や必要な公共施設の整備を行う。

【環境配慮の要点】

- ・居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの場所の確保が重要
- ・施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法	<p>[第一種事業] ※必ず環境アセスメントを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新住宅市街地開発事業…面積 100ha 以上 ・新都市基盤整備事業…面積 100ha 以上 ・独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業…面積 100ha 以上 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業…面積 100ha 以上 <p>[第二種事業] ※環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新住宅市街地開発事業…面積 75ha～100ha ・新都市基盤整備事業…面積 75ha～100ha ・独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業…面積 75ha～100ha ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業…面積 75ha～100ha
福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域…面積 20ha 以上 ・市街化調整区域…面積 10ha 以上 ・特定区域(※)…面積 5ha 以上 <p>(※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標高 80m以上の地域 2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－住宅団地の造成の事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分				工事の実施		存在・供用		
環境要素		影響要因		造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				●	
			二酸化硫黄				A-2-1	
			浮遊粒子状物質				A-4-1	
			粉じん等	●	●			●
			有害物質	A-3-1	A-3-1			A-2-1
		騒音	騒音	●	●			●
			超低周波音	A-3-1	A-3-1			A-2-1
	振動	●	●			●		
	悪臭	A-3-1	A-3-1			A-2-1		
	その他の大気環境							
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)					
			水の濁り(浮遊物質量)	●				
			富栄養化(全窒素, 全りん)有害物質	A-3-2				
		底質						
		地下水						
	その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質					●	
						A-1-1		
地盤						A-2-3		
土壌								
その他の環境	日照阻害							
	風況							
シャドーフリッカー								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					●		
						B-1-1		
						B-2-1		
	植物						B-2-2	
							B-2-3	
							B-2-4	
生態系						B-2-5		
						B-3-1		
						B-3-2		
						B-4-1		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					●		
						C-1-1		
	人と自然との触れ合いの活動の場					C-2-1		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●					
		残土	D-3-1					
	温室効果ガス等	二酸化炭素					●	
その他の温室効果ガス						D-2-1		
						D-4-1		

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－住宅団地の造成の事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工作物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

1 2. 土石の採取の事業

【主要な事業】

- ・岩石の採取
- ・砂利の採取

【事業特性の概要】

山林などにおいて樹木を伐採し、土地を切り崩して土石を採取する。

【環境配慮の要点】

- ・採取事業による大気環境（大気質、騒音・振動など）への影響や自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の損傷、景観の保全への配慮
- ・土石採取後の土地の活用

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域…面積 20ha 以上・市街化調整区域…面積 10ha 以上・特定区域(※)…面積 5ha 以上 <p>(※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 標高 80m以上の地域2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。)3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林
-------------	--

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－土石の採取の事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因			土石採取の実施	土石運搬車両の走行	採石場跡地の利用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	●	●		
			有害物質	A-3-1	A-3-1		
		騒音	騒音	●	●		
			超低周波音	A-3-1	A-3-1		
		振動		●	●		
	悪臭		A-3-1	A-3-1			
	その他の大気環境						
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				
			水の濁り(浮遊物質量)	●			
			富栄養化(全窒素, 全りん)				
			有害物質	A-3-2			
		底質					
		地下水 その他の水環境					
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				●	
						A-1-1 A-2-2	
		地盤 土壌					
			その他の環境	日照阻害 風況 シャドーフリッカー			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●		
	植物				B-4-1 B-4-2		
	生態系				B-4-3		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1		
	人と自然との触れ合いの活動の場				● C-1-2 C-2-2		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●				
		残土	D-3-1				
	温室効果ガス等	二酸化炭素					
		その他の温室効果ガス					

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－土石の採取の事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。
A-2-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
3.施工（土石採取）段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。
		<input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。
		<input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。
		<input type="checkbox"/> 工程管理により、作業機械の稼働台数の集中化を軽減する。
		<input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。
		<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設（処理槽）などにより濁水・汚水を適正に処理する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。
		<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況を踏まえ、一時的な移植・移住を行い、工事後に元の場所で復元する。
		<input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。
		<input type="checkbox"/> 土石の採取地以外の盛土・切土用の土採り場周辺、土捨て場周辺の自然環境の保全に努める。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-3	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。
B-2-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置（必要に応じて代替地の創造や移植）を講ずる。
B-2-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工（土石採取）段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。
		<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。
		<input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。
		<input type="checkbox"/> 光が作業場外に漏れない灯具や適正な明るさの照明、前照灯によって、人工光による影響を軽減する。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用（跡地利用）段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。
		<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。
		<input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 掘削後の法面、土砂採取後の裸地は在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図る。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。

C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 土取り後の残地は、在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地里山の景観を形成する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工（土石採取）段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用（跡地利用）段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。
		<input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。
D.環境への負荷の低減		
3.施工（土石採取）段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。
		<input type="checkbox"/> 廃土・廃石の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。
		<input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。

1 3. 上下水道・都市ガス整備事業

【事業特性区分の細分化と主要な事業】

環境への影響の違いから、発電関連施設整備事業に分類される事業を以下のとおり細分化して、環境配慮事項を示します。

分類名	主要な事業
(1) 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水系：下水道終末処理場、下水道ポンプ場、汚泥再生プラント ・ 上水系：浄水場、海水淡水化施設、上水道配水場 ・ ガス系：製造所、貯蔵施設
(2) 管路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水管路 ・ 上水道管路 ・ 都市ガス供給管路

【事業特性の概要】

- ・ 河川周辺域などにおいて既設の構造物を撤去し、樹木を伐採して地ならしを行い、水やガスの供給・処理施設を整備する。
- ・ 管路敷設などの工事は市街地や住宅街など、福岡市内全域で行われる。

【環境配慮の要点】

- ・ 下水道整備事業による海と河川の水質保全
- ・ 管路敷設など、市街地や住宅街での工事では住民の生活への影響に配慮
- ・ 施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道終末処理場…計画処理人口 5 万人以上 ・ 工場又は事業場… 排ガス量 4 万Nm³/時以上 又は、排出水量 5,000m³/日以上 又は、敷地面積 5ha 以上
-------------	---

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

(1) 施設整備

【事業により影響を受ける環境要素例ー上下水道・都市ガス整備事業(施設整備)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素			影響要因の区分		工事の実施		存在・供用		
			影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素						
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等	●	●			●	
			有害物質	A-3-1	A-3-1			A-4-1	
		騒音	騒音		●	●		●	●
					A-3-1	A-3-1		A-1-1 A-2-1 A-4-1	A-4-1
			超低周波音						
		振動		●	●		●	●	
				A-3-1	A-3-1		A-1-1 A-2-1 A-4-1	A-4-1	
	悪臭					●			
						A-1-1 A-2-1 A-4-1			
	その他の大気環境								
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				●		
			水の濁り(浮遊物質質量)	●			●		
			富栄養化(全窒素, 全りん)					●	
			有害物質	A-3-2				A-1-1 A-2-2 A-4-2	
		底質							
		地下水 その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				●			
					A-1-2 A-2-3				
地盤 土壌									
		日照障害 風況 シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●				
	植物				B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5 B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4				
		生態系							
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				●				
	人と自然との触れ合いの活動の場				C-1-1 C-2-1 C-4-1 ● C-1-2 C-2-2 C-4-2				
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●			●			
		残土	D-3-1			D-4-1			
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス				●			
					D-4-2				

※表内の番号(例:A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－上下水道・都市ガス整備事業(施設整備)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水、温排水(冷排水)などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水、温排水(冷排水)の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 騒音が発生する装置は、周辺環境への影響を十分考慮して設置場所を決定し、適正な騒音対策を施す。 <input type="checkbox"/> 最新の環境保全設備を導入し、環境汚染物質の排出を抑制する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。 <input type="checkbox"/> 施設から排水を放流する場合には、排出処理施設の設置など、適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の推進、屋根に日射反射率の高い材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、隔離の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動を極力控えた運転を行う。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 有害物質の使用や発生を極力抑制する。使用・保管する場合には、周辺への影響や管理体制、防災対策に十分配慮するとともに、市民とのリスクコミュニケーションを図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土砂採取場、土捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農業散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうるおいを創出する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> 下水熱を利用したヒートポンプシステムを導入するなど、未利用エネルギーを活用する。 <input type="checkbox"/> 排熱エネルギーを活用するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 供用中の工程で発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、再使用、再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 下水汚泥を再資源化(固形燃料化や建設資材化など)し、有効利用に努める。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

(2) 管路整備

【事業により影響を受ける環境要素例ー上下水道・都市ガス整備事業(管路整備)】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素			影響要因の区分		工事の実施	
			影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
			浮遊粒子状物質			
			粉じん等	●	●	
			有害物質	A-3-1	A-3-1	
		騒音	騒音	●	●	
			超低周波音	A-3-1	A-3-1	
		振動	●	●		
		A-3-1	A-3-1			
	悪臭					
	その他の大気環境					
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			
			水の濁り(浮遊物質量)	●		
			富栄養化(全窒素, 全りん)	A-3-2		
			有害物質			
		底質				
		地下水				
		その他の水環境				
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				
		地盤				
		土壌				
		その他の環境	日照障害			
風況 シャドーフリッカー						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					
植物						
生態系						
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					
人と自然との触れ合いの活動の場						
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●			
		残土	D-3-1			
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス				

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－上下水道・都市ガス整備事業(管路整備)】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 低騒音舗装、排水性舗装を行うことを検討する。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 下水道の分流化など、水質汚濁に配慮した方式を検討する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 施工時間帯の配慮や段階的な施工などにより、交通流の円滑化を考慮し、騒音・振動、排ガスの影響を軽減する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 汚水処理施設などによって汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 工事中の車線規制や通行止めの時間を最小化するように工程管理を行う。 <input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。

1 4. ごみ焼却施設整備事業

【主要な事業】

- ・ごみ焼却施設の新設・改修

【事業特性の概要】

- ・既設建造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、ごみ焼却施設を整備する。
- ・焼却炉や排ガスを排出する煙突が設置される。

【環境配慮の要点】

- ・ダイオキシン類などの有害物質の排出抑制
- ・焼却熱エネルギーの有効利用や廃棄物の再資源化
- ・施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	処理能力 200t/日以上
-------------	---------------

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例ーごみ焼却施設整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素	影響要因の区分		工事の実施		存在・供用			
	影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				●	
			二酸化硫黄				A-1-1	
			浮遊粒子状物質				A-2-1	
			粉じん等	●	●		A-4-1	●
			有害物質				A-1-1	
		騒音	騒音	●	●		A-1-1	●
			超低周波音				A-2-1	
							A-4-1	
		振動		●	●		A-1-1	●
				A-3-1	A-3-1		A-2-1	A-4-1
		悪臭				A-1-1		
		その他の大気環境				A-2-1		
						A-4-1		
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				●	
			水の濁り(浮遊物質質量)	●			A-2-2	
			富栄養化(全窒素, 全りん)	A-3-2			A-4-2	
			有害物質					
		底質						
		地下水						
		その他の水環境						
土壌環境 その他の環境	地形・地質				●			
					A-1-2			
	地盤				A-2-3			
	土壌							
その他の環境	日照阻害							
	風況							
	シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●			
					B-1-1			
					B-2-1			
	植物					B-2-2		
						B-2-3		
						B-2-4		
生態系					B-2-5			
					B-4-1			
					B-4-2			
					B-4-3			
					B-4-4			
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				●			
					C-1-1			
					C-2-1			
	人と自然との触れ合いの活動の場				C-4-1			
					C-1-2			
					C-2-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●			●		
		残土	D-3-1			D-2-1		
	温室効果ガス等	二酸化炭素				●		
		その他の温室効果ガス				D-2-2		
					D-4-2			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法—ごみ焼却施設整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を考慮した施設の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 騒音が発生する装置は、周辺環境への影響を十分考慮して設置場所を決定し、適正な騒音対策を施す。 <input type="checkbox"/> 最新の環境保全設備を導入し、環境汚染物質の排出を抑制する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。 <input type="checkbox"/> 施設から排出水を放流する場合には、排出処理施設の設置など、適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の推進、屋根に日射反射率の高い材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策、ダイオキシン類対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 適切な大気汚染防止対策と定期的な整備点検を行う。 <input type="checkbox"/> 騒音・振動を極力控えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 車両の運行管理によって、搬入搬出の集中化を控える。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 有害物質の使用や発生を極力抑制する。使用・保管する場合には、周辺への影響や管理体制、防災対策に十分配慮するとともに、市民とのリスクコミュニケーションを図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうるおいを創出する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> 排熱エネルギーを活用するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 資源化可能な処理対象物を極力排除するなど、焼却灰等の発生抑制に努める。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 排熱回収設備を適切に管理し、効率的な熱回収に努める。 <input type="checkbox"/> 焼却炉等を適切に運転管理し、エネルギー使用量の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

15. 工場・事業場整備事業

【主要な事業】

- ・工場・事業場の新設・改修
- ・研究施設の新設・改修

【事業特性の概要】

- ・既設建造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、工場や研究施設を整備する。
- ・供用開始後の工程で有害物質の排出や騒音・振動を伴う場合は、対策・処理設備も併せて整備する。

【環境配慮の要点】

- ・施設が大気や水質の汚染物質、騒音・振動の発生源となる可能性がある。
- ・施設利用に伴う車両の往来などが大気汚染、騒音・振動の発生源となる。

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	排ガス量 4万Nm ³ /時以上 又は、排出水量 5,000m ³ /日以上 又は、敷地面積 5ha 以上
-------------	---

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例ー工場・事業場整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施		存在・供用			
環境要素	影響要因	影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
二酸化硫黄							A-1-1	
浮遊粒子状物質							A-2-1	
粉じん等	●				●		A-4-1	●
有害物質						A-1-1		
騒音	●			●		A-2-1		
騒音	A-3-1			A-3-1		A-1-1	●	
超低周波音						A-2-1	A-4-1	
振動	●			●		A-1-1	●	
振動	A-3-1			A-3-1		A-2-1	A-4-1	
悪臭					●			
悪臭					A-1-1			
悪臭					A-2-1			
悪臭					A-4-1			
その他の大気環境								
水環境	水質		水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)				●	
			水の濁り(浮遊物質)	●			A-2-2	
			富栄養化(全窒素, 全りん)				A-4-2	
			有害物質					
	底質							
地下水								
その他の水環境								
土壌環境, その他の環境	地形・地質					●		
						A-1-2		
	地盤				A-2-3			
	土壌							
その他の環境	日照障害							
風況								
シャドーフリッカー								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物				●			
					B-1-1			
	植物				B-2-1			
					B-2-2			
					B-2-3			
					B-2-4			
生態系				B-2-5				
				B-4-1				
				B-4-2				
				B-4-3				
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				●			
					C-1-1			
人と自然との触れ合いの活動の場					C-2-1			
					C-4-1			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●			●		
		残土	D-3-1			D-2-1		
	温室効果ガス等	二酸化炭素				●		
		その他の温室効果ガス				D-2-2		
					D-4-1			
					D-4-2			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－工場・事業場整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を考慮した施設の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 騒音が発生する装置は、周辺環境への影響を十分考慮して設置場所を決定し、適正な騒音対策を施す。 <input type="checkbox"/> 最新の環境保全設備を導入し、環境汚染物質の排出を抑制する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。 <input type="checkbox"/> 施設から排水を放流する場合には、排出処理施設の設置など、適切な水質汚濁防止対策を実施する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を 방지、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の推進、屋根に日射反射率の高い材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 適切な大気汚染防止対策と定期的な整備点検を行う。 <input type="checkbox"/> 騒音・振動を極力控えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 車両の運行管理によって、搬入搬出の集中化を控える。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 有害物質の使用や発生を極力抑制する。使用・保管する場合には、周辺への影響や管理体制、防災対策に十分配慮するとともに、市民とのリスクコミュニケーションを図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 既存の登山道、自然歩道など、人と自然が触れ合う場所の分断を回避するよう開発場所の検討を行う。
C-1-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 周辺に人と自然が触れ合う場所や施設がある場合には、その利用性や快適性への影響を回避又は極力低減する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうるおいを創出する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> パッシブソーラーシステムなどでの自然エネルギーの利用や雨水・中水利用システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 排熱エネルギーを活用するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> ルーバー、高機能窓ガラス、樹木の利用などにより、日射の調整を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 施設を断熱構造化するなど、冷暖房に係るエネルギーの消費量の削減を図る。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 供用中の工程で発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、再使用、再利用を推進する。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 供用において省エネルギー型車両・機器を積極的に導入する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明の調整や、空調の温度設定など、省エネ運用・管理を行う。

16. 住宅整備事業

【主要な事業】

- ・住宅整備
- ・高層住宅整備

【事業特性の概要】

- ・戸建住宅や集合住宅などを建築する。高層マンションなど、規模により施工方法が大きく異なる。
- ・市街地や住宅街の中で事業が行われることが多い。

【環境配慮の要点】

- ・居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの場所の確保が重要
- ・環境共生型住宅の推進
- ・住宅街での工事では周辺住民の生活への影響に配慮

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	都市計画法に基づく開発行為… <ul style="list-style-type: none">・市街化区域…面積 20ha 以上・市街化調整区域…面積 10ha 以上・特定区域(※)…面積 5ha 以上 (※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。 <ol style="list-style-type: none">1. 標高 80m以上の地域2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。)3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林
-------------	--

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－住宅整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			工事の実施		存在・供用	
環境要素	影響要因		建設工事の 実施	資材等運搬 車両の走行	造成地・構 造物の存在	
環境の自然的構成 要素の良好な状態 の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
			浮遊粒子状物質			
			粉じん等	● A-3-1	● A-3-1	
			有害物質			
		騒音	騒音	● A-3-1	● A-3-1	
			超低周波音			
	振動		● A-3-1	● A-3-1		
	悪臭					
	その他の大気環境					
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要 求量, 化学的酸素要求量)			
			水の濁り(浮遊物質)	● A-3-2		
			富栄養化(全窒素, 全りん)			
			有害物質			
		底質				
	地下水					
	その他の水環境					
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				● A-1-2 A-2-3
その他の 環境		日照障害			● A-1-1	
		風況 シャドーフリッカー			A-2-1	
生物の多様性の確保 及び自然環境の 体系的保全	動物				● B-1-1 B-2-1 B-2-2 B-2-3 B-2-4 B-2-5 B-4-1 B-4-2 B-4-3 B-4-4	
	植物					
	生態系					
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観				● C-1-1 C-2-1 C-4-1	
	人と自然との触れ合いの活動の場				● C-2-2 C-4-2	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	● D-3-1			
		残土				
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス				

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－住宅整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
共通-5	-	<input type="checkbox"/> 集合住宅はCASBEE福岡Aランク以上の評価の取得に努める。
共通-6	-	<input type="checkbox"/> 戸建住宅はCASBEE戸建による評価でB+ランク以上の評価を取得することを検討する。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や建築物の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を考慮した建築物の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 道路に面する地域の建物には、騒音対策をとる。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。 <input type="checkbox"/> 室内建材には、ホルムアルデヒドなどの有害物質の発生が抑制される素材を採用するとともに適切な換気システムを導入する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の推進、屋根に日反射率の高い材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> ベDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設（処理槽）などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和处理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバーブリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置（必要に応じて代替地の創設や移植）を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 総合設計制度など、都市計画に係る多様な制度を活用して、建築物周辺のオープンスペースを確保する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでうるおいを創出する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> エネルギー消費量やCO ₂ 排出量などを分かりやすく表示するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。 <input type="checkbox"/> バッテリーソーラーシステムなどでの自然エネルギーの利用や雨水・中水利用システムを導入する。 <input type="checkbox"/> ルーバー、高機能窓ガラス、樹木の利用などにより、日射の調整を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 施設を断熱構造化するなど、冷暖房に係るエネルギーの消費量の削減を図る。 <input type="checkbox"/> 地域レベルのエネルギーマネジメントシステムや再生可能エネルギーの集中導入などに対応するスマートグリッドを導入する。 <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備(エネファームなど)を導入する。 <input type="checkbox"/> ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)として建設する。 <input type="checkbox"/> LCGM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅として建設する。 <input type="checkbox"/> 駐車場などに電気自動車用充電設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 次世代自動車を利用したカーシェアリングシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 十分な広さの駐輪場を確保する。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明の調整や、空調の温度設定など、省エネ運用・管理を行う。

17. 商業・業務・公共施設整備事業

【主要な事業】

- ・商業系
物販・飲食・レジャー・サービス・金融などの各種商業店舗、複合施設、
大規模高層建築物、卸売市場
- ・業務系
倉庫・貯蔵施設・ターミナルなどの流通業務施設、農産物生産関係施設、畜産関係施設、
通信系施設
- ・公共・共有施設系
教育・文化・医療・保育・介護・社会福祉関連施設、集会所、その他公共施設

【事業特性の概要】

- ・市街地などにおいて既設構造物の撤去、樹木の伐採、土地の改変を行い、商業・業務・公共施設を整備する。
- ・交通の利便性が良く、人が集まる場所で事業が行われることが多い。

【環境配慮の要点】

- ・生活基盤となる施設が整備されることで、人の移動や物資の流通が変化し、新たな環境負荷が発生することが想定される。
- ・施設への環境対策技術・省エネルギー技術の導入推進
- ・人と自然との触れ合いの活動の場を創造
- ・周辺住民の生活への影響に配慮

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	<p>都市計画法に基づく開発行為…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域…面積 20ha 以上 ・市街化調整区域…面積 10ha 以上 ・特定区域(※)…面積 5ha 以上 <p>(※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標高 80m以上の地域 2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林
-------------	--

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－商業・業務・公共施設整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

環境要素			影響要因の区分		工事の実施		存在・供用		
			影響要因		建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					●	
			二酸化硫黄					A-1-1	
			浮遊粒子状物質					A-2-1	
			粉じん等	●	●			A-4-1	●
			有害物質	A-3-1	A-3-1				A-1-1
		騒音						A-2-1	●
		騒音	●	●			●	A-1-1	A-1-1
		超低周波音	A-3-1	A-3-1			A-2-1	A-2-1	A-4-1
		振動							●
		振動	●	●					A-1-1
	悪臭							A-2-1	
	その他の大気環境							A-4-1	
	水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						
			水の濁り(浮遊物質)	●					
			富栄養化(全窒素, 全りん)	A-3-2					
			有害物質						
		底質							
	地下水								
	その他の水環境								
	土壌環境 その他の環境	地形・地質					●		
						A-1-2			
地盤						A-2-3			
土壌									
その他の環境	日照障害					●			
						A-1-1			
						A-2-1			
風況									
シャドーフリッカー									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物								
	植物								
生態系									
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観								
	人と自然との触れ合いの活動の場								
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●					●	
		残土	D-3-1					D-2-1	
	温室効果ガス等	二酸化炭素						●	
		その他の温室効果ガス						D-2-2	
							D-4-1		
							D-4-2		

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－商業・業務・公共施設整備事業】

共通事項		
共通-1		<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2		<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3		<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4		<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
共通-5		<input type="checkbox"/> 商業施設はCASBEE福岡B+ランク以上の評価の取得に努める。
共通-6		<input type="checkbox"/> 業務施設と公共施設はCASBEE福岡Aランク以上の評価の取得に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や建築物の配置を検討する。
A-1-2	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 周辺地域への日照障害、電波受信、ビル風の影響を考慮した建築物の配置・形状とする。 <input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路沿いに緩衝緑地帯や遮音壁を設置することによって、周辺地域への騒音・振動、排ガス、粉じんの影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 騒音が発生する装置は、周辺環境への影響を十分考慮して設置場所を決定し、適正な騒音対策を施す。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。 <input type="checkbox"/> 室内建材には、ホルムアルデヒドなどの有害物質の発生が抑制される素材を採用するとともに適切な換気システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 集客施設に適切な規模の駐車場を設置し、車両の渋滞による周辺への大気汚染、騒音被害の影響低減に努める。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 節水型機器の採用、雑用水の循環利用及び散水利用など、節水・水の循環利用に努める。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の推進、屋根に日射反射率の高い材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。 <input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、隔離の確保を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等（運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む）が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設（処理槽）などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 車両の運行管理によって、搬入搬出の集中化を抑える。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライトなどの利用は控えるよう努める。 <input type="checkbox"/> 公共交通の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用後に発生する自動車交通による環境への影響に配慮する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 有害物質の使用や発生を極力抑制する。使用・保管する場合には、周辺への影響や管理体制、防災対策に十分配慮するとともに、市民とのリスクコミュニケーションを図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長、幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバブリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 立入防止フェンス・ネットなど、動物の行動習性に配慮した侵入防止施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を持たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を持たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置（必要に応じて代替地の創造や移植）を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病虫害駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて動物の立入防止フェンス・ネットなどを設置する。 <input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植物の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように建築物や工作物のデザインや形状、色彩、配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。 <input type="checkbox"/> 眺望の良好な空間においては展望施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 総合設計制度など、都市計画に係る多様な制度を活用して、建築物周辺のオープンスペースを確保する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の緑化や壁面緑化、生け垣の設置を行う。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 公開空地や建築物の外周・壁面・屋上に多層的な緑化をすることでおいを創出する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> エネルギー消費量やCO ₂ 排出量などを分かりやすく表示するシステムを導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> パンプソーラーシステムなどでの自然エネルギーの利用や雨水・中水利用システムを導入する。 <input type="checkbox"/> 自動制御や中央監視などの採用により、設備機器の効率的運用に配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> ルーバー、高機能窓ガラス、樹木の利用などにより、日射の調整を図るよう努める。 <input type="checkbox"/> 施設を断熱構造化するなど、冷暖房に係るエネルギーの消費量の削減を図る。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破砕、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 供用中の工程で発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、再使用、再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。
D-4-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明の調整や、空調の温度設定など、省エネ運用・管理を行う。

18. 港湾施設整備事業

【主要な事業】

- ・護岸・海岸整備
- ・港湾施設の新設・改築

【事業特性の概要】

- ・海域や沿岸域の自然環境を改変する事業や、沿岸域に構造物などを新設・改築する事業となる。
- ・施設の存在により海況が変化する。

【環境配慮の要点】

- ・貨物の輸送に伴う自動車交通公害を軽減
- ・海況や水質に与える影響を低減

【環境アセスメント対象】

環境影響評価法
(港湾環境影響評価)

埋立・掘込み面積の合計 300ha 以上

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－港湾施設整備事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分			存在・供用						
環境要素	影響要因		主要な水域施設の存在	主要な外郭施設の存在	埋立地の存在	主要な水域施設又は係留施設の供用	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用	主要な臨海交通施設の供用	
	環境要素	影響要因							
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				● A-1-1 A-2-1	● A-1-1 A-2-1	● A-1-1 A-2-1
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等						
			有害物質						
		騒音	騒音						● A-1-1 A-2-1
		超低周波音							
		振動						● A-1-1 A-2-1	
		悪臭							
		その他の大気環境							
		水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量)	● A-1-2	● A-1-2	● A-1-2		
	水の濁り(浮遊物質)								
	富栄養化(全窒素、全りん)								
	有害物質								
			底質						
			地下水						
			その他の水環境						
	土壌環境、 その他の環境	地形・地質		● A-1-3 A-2-3	● A-1-3 A-2-3	● A-1-3 A-2-3			
地盤									
土壌									
		その他の環境	日照障害						
			風況						
			シャドーフリッカー						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		● B-1-1 B-2-1	● B-1-1 B-2-1	● B-1-1 B-2-1				
			B-2-2	B-2-2	B-2-2				
	植物		B-2-3	B-2-3	B-2-3				
			B-4-1 B-4-2	B-4-1 B-4-2	B-4-1 B-4-2				
生態系									
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観			● C-1-1 C-2-1 C-4-1	● C-1-1 C-2-1 C-4-1				
	人と自然との触れ合いの活動の場	● C-2-2 C-4-2	● C-2-2 C-4-2	● C-2-2 C-4-2					
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等							
		残土							
	温室効果ガス等	二酸化炭素							
その他の温室効果ガス									

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－港湾施設整備事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 供用後の騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水などの影響を予測し、周囲への影響を抑えるよう開発場所や施設の配置を検討する。
A-1-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 埋立護岸や防波堤などの位置、形状を工夫して、周辺海域の潮流変化の軽減に努め、閉鎖性水域の出現による水質の悪化や人による利用(漁業、レクリエーション活動など)状況に配慮する。
A-1-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 埋立地や施設の配置や形状を工夫することによって、海況・海岸地形への影響を極力少なくする。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 施設の稼働に伴って発生する騒音・振動、排ガス、悪臭、汚濁水の影響を軽減するための設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 道路沿いに緩衝緑地帯や遮音壁を設置することによって、周辺地域への騒音・振動、排ガス、粉じんの影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 騒音が発生する装置は、周辺環境への影響を十分考慮して設置場所を決定し、適正な騒音対策を施す。 <input type="checkbox"/> 集客施設に適切な規模の駐車場を設置し、車両の渋滞による周辺への大気汚染、騒音被害の影響低減に努める。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 防波堤や護岸、施設に海水を浄化するための構造的な工夫を施す。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 護岸、岸壁、堤防の設置・補強によって、土壌、土砂の浸食、堆積を防ぐ。 <input type="checkbox"/> 自然地形を活かした改修・整備など、海浜・岩場など自然の海岸線の変更面積を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 浚渫する場合は、海況、流域への影響を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、砕石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築資材は極力海上から搬入し、周辺地域への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 埋立地の地表面に堆砂垣の設置や散水の実施など、工事による粉じん、飛砂の発生・拡散を抑制する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 水の濁りの発生が少ない工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。 <input type="checkbox"/> 浚渫や床掘工事では汚濁防止膜、汚濁防止枠、汚濁防止カバーなどを設置し、施工区域外への濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> グラブ式浚渫船による浚渫及び掘削作業時にはグラブ枠を設置するなど、濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> ポンプ式浚渫船による浚渫時には、必要に応じて汚濁防止カバーを設置するなど、濁りの拡散を抑制する。 <input type="checkbox"/> 施工速度を落とす、濁りを発生する工事が重複しないようにするなど、工事工程を管理して濁りの発生を抑制する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 自然海岸や干潟、砂浜、浅瀬、磯場、藻場を残した回収・整備など、魚介類、水生生物、鳥類の生息・生育地の改修面積を極力少なくする。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 水質や流況の保全あるいは維持のための措置を施し、魚介類、水生生物、鳥類の生息に必要な環境条件を確保する。 <input type="checkbox"/> バードサンクチュアリなど、人の立ち入りを制限した生物保護地域を設ける。 <input type="checkbox"/> 計画地内の自然環境を保全する地域を予め設定する。
B-2-2	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて人工干潟・藻場、砂浜など、魚介類、水生生物、鳥類の新たな生息環境を創造する。 <input type="checkbox"/> 堤防・護岸には、巨石など多様な空隙構造をもつ材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 護岸・防波堤の改良・整備にあたっては、魚巣ブロックや自然石の石組みによる自然環境や親水性を回復・確保する。
B-2-3	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 原生林・二次林・海岸林・植林地などの樹林地のタイプや樹木の特性に応じた適切な管理を行い、生物の生息・生育場所としての質の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 施設周辺の樹木・植え込みは、各樹木の特性、生育環境に応じた管理を行う。
B-4-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 耐潮性の高い在来種を植栽して早期緑化を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の改変を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 護岸、港湾施設などのデザインや形状、色彩を工夫し、周辺地域や港湾景観との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 眺望の良好な空間においては展望施設を設置する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。 <input type="checkbox"/> 緩傾斜護岸、階段護岸、自然石組護岸など、市民が利用しやすい形状の護岸を整備し、パブリックアクセスを確保する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。 <input type="checkbox"/> 松林など従来の樹木、草木による海岸緑化を進める。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 耐久性向上の構造・工法の採用など、長寿命化に努める。
D-2-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。 <input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

19. 前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業

【主要な事業】

- ・前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業(例：圃場整備)

【事業特性の概要】

山林、農地、市街地などにおいて既設の構造物を撤去し、樹木を伐採して地ならしを行い、新たな施設を整備するための土地を造成する。

【環境配慮の要点】

- ・施工、存在による自然環境（生物の生息・生育地、植生、地下水脈など）の分断、消失への配慮

【環境アセスメント対象】

福岡市環境影響評価条例	都市計画法に基づく開発行為… <ul style="list-style-type: none">・市街化区域…面積 20ha 以上・市街化調整区域…面積 10ha 以上・特定区域(※)…面積 5ha 以上 (※)特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。 <ol style="list-style-type: none">1. 標高 80m以上の地域2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000m²以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く。)3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林
-------------	--

※該当する場合には法・条例に従って下さい。

※事業実施想定区域が他の市町村にまたがる場合は、事業の規模によって福岡県環境影響評価条例が適用される場合がありますので、福岡県環境影響評価条例をご確認ください。

【事業により影響を受ける環境要素例－前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業】

環境配慮の取組みにあたり、影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素を確認して下さい。

以下は一例です(福岡市環境影響評価技術指針の参考項目として選定された項目)。事業内容により異なりますので、影響範囲を確認して環境配慮に取り組んで下さい。

影響要因の区分				工事の実施		存在・供用			
環境要素		影響要因		造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				●		
			二酸化硫黄				A-2-1		
			浮遊粒子状物質				A-4-1		
			粉じん等	●	●			●	
			有害物質	A-3-1	A-3-1			A-2-1	
		騒音	騒音	●	●			●	
			超低周波音					●	
		振動		●	●			●	
				A-3-1	A-3-1			A-2-1	
		悪臭							
		その他の大気環境							
		水環境	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)					
	水の濁り(浮遊物質量)			●					
	富栄養化(全窒素, 全りん)有害物質			A-3-2					
	底質								
			地下水						
			その他の水環境						
		土壌環境, その他の環境	地形・地質				●		
	地盤					A-1-1			
	土壌					A-2-3			
	その他の環境	日照阻害							
		風況							
		シャドーフリッカー							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					●			
	植物					B-1-1			
						B-2-1			
						B-2-2			
						B-2-3			
	生態系					B-2-4			
					B-2-5				
					B-3-1				
					B-3-2				
					B-4-1				
					B-4-2				
					B-4-3				
					B-4-4				
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					●			
						C-1-1			
						C-2-1			
						C-4-1			
						●			
						C-2-2			
						C-4-2			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	●						
		残土	D-3-1						
	温室効果ガス等	二酸化炭素					●		
その他の温室効果ガス						D-2-1			
						D-4-1			

※表内の番号(例：A-1-1)は次頁の環境配慮事項の番号と対応しています。

※本表は参考項目のため、次頁では「●」以外の環境配慮事項も示しています。

【環境配慮事項・参考手法－前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業】

共通事項		
共通-1	-	<input type="checkbox"/> 開発事業の実施場所や基本構造について複数案による比較検討を行う。
共通-2	-	<input type="checkbox"/> 環境法令・条例を遵守し、福岡市の関連計画・方針・目標との整合を図る。
共通-3	-	<input type="checkbox"/> 環境への配慮を行うための費用を確保する。
共通-4	-	<input type="checkbox"/> 周辺住民への情報提供に努める。
A.環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
1.構想段階での配慮		
A-1-1	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> 貴重な地形、自然的地形の改変面積や切土・盛土の土工量を極力少なくする。 <input type="checkbox"/> 急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域や起伏量の大きい地域への立地を回避する。 <input type="checkbox"/> 土壌汚染の履歴がある地域への立地を回避する。
A-1-2	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 地域の一体性や地域住民の日常的な交通経路に配慮した開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
A-2-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路に面する地域には、緑地帯を設置する設計とする。 <input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布することを検討する。
A-2-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 沢や湧水などの地表水や地下水脈を分断しないよう施工場所や構造、工法を工夫する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装などの雨水浸透施設を設置する。
A-2-3	地形・地質・土壌への影響低減	<input type="checkbox"/> コンクリート擁壁やブロックの設置により土壌、土砂の浸食や流失、堆積を防ぎ、脆弱な地形の崩壊・改変量を極力少なくする。
A-2-4	ヒートアイランド現象の影響軽減	<input type="checkbox"/> 透水性舗装、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、排熱の抑制や保水機能を高める。 <input type="checkbox"/> 街路樹の植樹、路線沿いの緑化などにより、日陰やクールスポットの創出を図る。 <input type="checkbox"/> 海や川からの風の通り道を確保するため、構造物の配置、形状を検討する。
A-2-5	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> ペDESTリアンデッキやボンエルフ道路の設置など、交通流と人の移動路との分離・融和によって歩行者の安全を確保する。
3.施工段階での配慮		
A-3-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんなどの発生・拡散を極力抑える工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 施工規模に見合った低公害型の運搬車両・建設作業機械を導入する。 <input type="checkbox"/> 運搬車両・建設作業機械は、騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生を極力抑えた運転を行う。 <input type="checkbox"/> 工事の工程管理により、建設作業機械、運搬車両の運行台数の集中化を避ける。 <input type="checkbox"/> 土置き場に防じんネット・シート、碎石の敷設や散水を行う。 <input type="checkbox"/> 工事現場内に洗車設備などを設置し、適宜洗車を行う。 <input type="checkbox"/> 防音壁・防音シートの設置、離隔の確保を実施する。 <input type="checkbox"/> 建築物の解体を伴う場合は防じん対策、アスベスト含有調査・対策を実施する。
A-3-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が近隣の水路などの公共用水域に流出しないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 沈砂池、汚水処理施設(処理槽)などにより濁水・汚水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設時のアルカリ性排水の中和処理を適正に実施する。
A-3-3	住民の安全・生活の維持	<input type="checkbox"/> 運搬車両の通行ルートは周辺の土地の利用状況や交通状況、通学、レクリエーション活動などへの影響を考慮して決定する。
4.供用段階での配慮		
A-4-1	排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減	<input type="checkbox"/> 道路構造物などへ大気汚染物質を分解する光触媒塗料を塗布する。
A-4-2	水環境への影響低減	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、透水性舗装など、雨水浸透施設を導入する。
B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
1.構想段階での配慮		
B-1-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の貴重・希少生物の生息・生育情報など自然環境についての情報を収集し、自然環境保全上重要な場所を回避するよう開発場所や配置の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
B-2-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 生物の生息・生育地周辺に緩衝緑地帯を設置し、騒音・振動、粉じん、排ガスによる影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 灯具の種類、設置数、位置、光色について検討し、生物への人工光による影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 工事用道路の本数や延長・幅員、作業場、資材置き場、土石採取場、土石捨て場の造成面積を極力少なくする。
B-2-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> ボックスカルバートやパイプカルバート、オーバークリッジなど、構造物に工夫を施し、動物の移動経路を確保する。 <input type="checkbox"/> 這い出し口の付いた側溝や集水ますなど、小動物の行動習性に配慮した付帯施設を設置する。
B-2-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 在来種による緑化を進め、周辺の緑地とのネットワークを図ることによって、生物の生息・生育環境に連続性を果たせるよう努める。
B-2-4	貴重・希少生物の保存	<input type="checkbox"/> 貴重・希少生物への影響の可能性が考えられる場合は、専門家の意見を参考に影響の低減措置(必要に応じて代替地の創造や移植)を講ずる。
B-2-5	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 緑化樹種を選定する際には“生態系被害防止外来種リスト”などを確認の上選定する。
3.施工段階での配慮		
B-3-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 動物の繁殖期や渡り鳥の渡来時期、植物開花時期など、生物の生息・生育条件に影響を与える時期の施工を控える。 <input type="checkbox"/> 降雨により土砂等(運搬車両のタイヤに付着した土砂等を含む)が流出しないように配慮し、近隣の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。 <input type="checkbox"/> 作業機械による林縁部・保全地域などへの立入や踏みつけに注意する。 <input type="checkbox"/> 樹木の段階的な伐採、沿道の林縁を保護する植栽などを行い、周辺樹林地の乾燥化や樹木の風倒を防ぐ。
B-3-2	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 外来種の拡散を防止するため、工事により伐採した草木、残土は適切な方法で処理する。

B.生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		
4.供用段階での配慮		
B-4-1	生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減	<input type="checkbox"/> 病害虫駆除や除草のための農薬散布は適量と適切な手法で実施する。 <input type="checkbox"/> 生物の生息・生育状況について、専門家の助言を得て、必要な期間モニタリングを実施する。 <input type="checkbox"/> 生物への人工光による影響を軽減するため、灯具の種類、設置数、位置、光色を変更する。
B-4-2	動物の移動経路・行動の確保	<input type="checkbox"/> 側溝や集水ますに小動物の這い出し口を設置する。
B-4-3	生物の生息・生育環境に連続性を果たせる	<input type="checkbox"/> 低木の植込み、石組、食餌木の植栽、刈草・落葉の利用などにより、小動物が生息できる自然を創出する。
B-4-4	外来種の侵入・拡散防止	<input type="checkbox"/> 法面や仮施設跡地、裸地は、表土の吹き付けなどにより在来植生の復元を図る。
C.人と自然との豊かな触れ合いの確保		
1.構想段階での配慮		
C-1-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 開発地域周辺の景観資源についての情報を収集し、重要な景観資源の変更を回避するよう開発場所や施設の配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。
C-1-2	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地などを回避した開発場所の検討を行う。
2.計画段階での配慮		
C-2-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 周辺の景観資源やその眺望点などを把握し、景観を阻害しないように工作物や法面の規模・形状・配置を検討する。 <input type="checkbox"/> 在来の樹木・草本により、雑木林・野原などの里地の景観を形成する。
C-2-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 遊歩道やサイクリング道路など、市民のレクリエーション活動に配慮した施設を検討する。 <input type="checkbox"/> 緑化された歩行者道路やポケットパーク、公開空地などを整備する。
C-2-3	歴史的・文化的資源の保全	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的な遺産や街並みなどに配慮した計画とする。
3.施工段階での配慮		
C-3-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 工事現場の仮設防護壁や防音パネルに景観デザイン(ペイント、写真など)を導入し、周辺景観との調和に配慮する。
4.供用段階での配慮		
C-4-1	良好な景観の維持・創出	<input type="checkbox"/> 法面や擁壁を緑化する。 <input type="checkbox"/> 木杭・石組など、自然素材を活用した施設を設置する。 <input type="checkbox"/> 無電柱化・電線類地中化を推進する。 <input type="checkbox"/> 自然素材を使用したり、自然的構造物を設置する。
C-4-2	人と自然との触れあい	<input type="checkbox"/> 自然への関心を深めるために、生息・生育する生物に関する案内板を設置する。
D.環境への負荷の低減		
2.計画段階での配慮		
D-2-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にはLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を採用する。
3.施工段階での配慮		
D-3-1	廃棄物削減・資源の循環利用	<input type="checkbox"/> 再生資材の利用推進、再生使用可能な資材を現場内や他工事で活用する。 <input type="checkbox"/> 熱帯木材のコンクリート型枠への使用抑制、型枠の効率的な使用に努める。 <input type="checkbox"/> 残土の現場内及び他工事での活用、再資源化などによる再利用を推進する。 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫(建設資材のプレカットなど)や破碎、焼却、脱水、乾燥などによって建設副産物の減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 建設発生木材や廃アスファルトなどの建設廃棄物の再資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄を防止し、適正処分を徹底する。 <input type="checkbox"/> 解体・取り壊し工事においては分別解体に努める。
D-3-2	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建設作業機械、運搬車両の導入に努め、無駄なアイドリングを控える。 <input type="checkbox"/> 建設資材や設備などの確保に際してはグリーン購入に努める。
4.供用段階での配慮		
D-4-1	温室効果ガス排出削減	<input type="checkbox"/> 照明にLED照明灯や有機EL照明、ソーラー照明灯を導入する。

第3部

環境関連情報

第3部 環境関連情報

環境配慮では、地域の環境をよく理解し、事業の段階に応じた適切な配慮を検討する必要があります。第3部では検討に必要な情報の入手・確認先を紹介します。

環境関連情報は付属のCDに電子データで収録しています。また、毎年、最新の情報に更新して福岡市環境局のウェブサイト公開します。

CD ケース添付位置

内容一覧

項目	電子ファイル	ページ
1. 環境に関連する法令・計画等		148
(1) 環境保全関連指定地域	pdf ファイル	148
(2) 規制基準・環境基準	pdf ファイル	155
(3) 環境政策・関連計画等	pdf ファイル	160
2. 福岡市内の貴重・希少生物等のリスト	pdf ファイル	163
(1) 哺乳類	pdf/xlsx	164
(2) 爬虫類	pdf/xlsx	164
(3) 両生類	pdf/xlsx	164
(4) 魚類	pdf/xlsx	165
(5) 鳥類	pdf/xlsx	165
(6) 昆虫類	pdf/xlsx	168
(7) 貝類	pdf/xlsx	171
(8) 甲殻類その他	pdf/xlsx	174
(9) クモ形類等	pdf/xlsx	174
(10) 植物	pdf/xlsx	175
(11) 植物群落	pdf/xlsx	178
3. 快適環境資源リスト	pdf ファイル	179
(1) 自然景観資源		179
(2) 特定植物群落		180
(3) 福岡市内指定文化財		181
(4) 文化レクリエーション施設		184
4. 外来生物	pdf ファイル	186
(1) 外来生物による影響と問題点		186
(2) 外来生物の被害防止のための取り組み方針		187
5. 自然環境情報地図	pdf ファイル	191
(1) 東区	pdf/jpg/kmz	192
(2) 博多区	pdf/jpg/kmz	202
(3) 中央区	pdf/jpg/kmz	207
(4) 南区	pdf/jpg/kmz	212
(5) 城南区	pdf/jpg/kmz	217
(6) 早良区	pdf/jpg/kmz	222
(7) 西区	pdf/jpg/kmz	232

1. 環境に関連する法令・計画等

(1) 環境保全関連指定地域

環境関連法令には地域指定を行い、制約条件を定めて環境保全を促すものがあります。福岡市の主な指定地域に関する根拠法、情報の収集先を紹介します。

表 環境保全関連指定地域、関係法令・例規等 (H28. 4. 1 現在)

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
都市計画法 建築基準法 福岡市開発行為の許可等に関する条例	都市計画区域		[都市計画法] 福岡市 住宅都市局 開発・建築調整課 開発指導第1係 TEL:092-711-4587 (担当: 東・博多・中央区)
	市街化区域	1,000 m ² 以上の規模の開発行為は、原則として福岡市長の開発許可が必要です。	開発指導第2係 TEL:092-711-4588 (担当: 南・城南、早良、西区)
	用途地域	土地利用の基本的な方針として、都市計画法により「用途地域」が定められています。これに沿って、建築可能な建築物、原則として建てることのできない建築物を建築基準法において定めています。地域毎に、以下について制限しています。建物の用途、建ぺい率、容積率、高さ(絶対高さ制限、斜線制限、日影規制、高度地区)等	指定範囲の確認は福岡市 住宅都市局 都市計画課 TEL:092-711-4388
	市街化調整区域	原則として、建築物の建築や開発行為を行うことができません。ただし、都市計画法に基づく許可もしくは不要となる場合については、建築が可能となる場合があります。	[建築基準法] 福岡市 住宅都市局 建築指導課 TEL:092-711-4573 福岡市 住宅都市局 建築審査課 TEL:092-711-4577
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域		
	農用地区域	農用地区域では、定められた用途に従って利用する必要があるため、原則として農業以外の利用は禁止されています。	福岡市 農林水産局 政策企画課 TEL:092-711-4841

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
農地法	農地の転用	市街化区域を除く区域で4ヘクタールを超える農地を転用する場合は、農林水産大臣の許可が必要です。 市街化区域を除く区域で4ヘクタール以下の農地を転用する場合は、県知事の許可が必要です。 市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に「届出」が必要です。	福岡市農業委員会 事務局 TEL:092-733-5777 西部出張所 TEL:092-806-9435
	農用地区域内 農地	農業振興地域の農用地区域内に指定された区域内の農地です。 農地の転用は原則認められません。	
	甲種農地	土地改良事業が行われた農地（8年以内）など、特に良好な営農条件を備えている農地です。 農地の転用は原則認められません。（土地収用法第26条の公告に係る事業の場合は除く）	
	第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業が行われた農地など、良好な営農条件を備えている農地です。 農地の転用は原則認められません。（土地収用法対象事業の用に供する場合などには許可）	
	第2種農地	鉄道の駅が500m以内にあるなど、市街化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地です。 周辺の他の土地に立地することが出来ない場合などには、農地の転用を許可します。	
	第3種農地	鉄道の駅が300m以内にあるなど、市街地又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地です。 農地の転用を原則許可します。	
生産緑地法	生産緑地地区	市街化区域内の農地で、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る農地を生産緑地地区に指定しています。 生産緑地地区における以下の行為については、福岡市長の許可が必要です。 ・建築物その他の工作物の新築、改築または増築 ・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立てまたは干拓	福岡市 農林水産局 政策企画課 TEL:092-711-4841
森林法	保安林	保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。 保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。	福岡県 農山漁村振興課 TEL:092-643-3503 福岡市 農林水産局 森林・林政課 TEL:092-711-4846

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
森林法	地域森林計画の対象となっている私有林	<p>地域森林計画の対象となっている私有林の伐採には、届け出が必要です。</p> <p>土地の形質の変更を伴う 0.6ha 以上の開発を行う際は、福岡県と林地開発事前協議が必要です。土地の形質の変更を伴う 1.0ha を超える開発を行う際は、福岡県の林地開発許可が必要です。</p> <p>また、売買、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合には、森林の土地所有者届けが必要です。</p>	<p>福岡県 農山漁村振興課 TEL:092-643-3503</p> <p>福岡市 農林水産局 森林・林政課 TEL:092-711-4846</p>
自然公園法 福岡県立自然公園条例	<p>国定公園 県立自然公園</p>	<p>工作物の新築、木竹の伐採などの行為を行う場合は、許可又は届出が必要です。</p> <p>許可や届け出が必要な行為の種類は、以下の地域区分によって異なります。</p>	<p>福岡県 自然環境課 TEL:092-643-3369</p>
特別保護地区 (市内該当無し)	<p>特に嚴重に景観の保護を図る必要のある地区です。</p> <p>行為規制：許可制 学術研究のための行為など、極めて限定された範囲の行為のみ許可しています。</p>		
第1種特別地域	<p>特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域です。</p> <p>行為規制：許可制 特別保護地区に準じた扱いです。</p>		
第2種特別地域	<p>特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域です。</p> <p>行為規制：許可制 林業は 30%の択伐を認めています。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可しています。</p> <p>地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所については、各種の条件を付して許可することができます。</p>		
第3種特別地域	<p>通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域です。</p> <p>行為規制：許可制 林業は皆伐を認めています。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様です。</p>		
普通地域	<p>景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域です。</p> <p>行為規制：事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講じます。</p>		

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
都市公園法	都市公園 都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地です。	福岡市 住宅都市局 みどり運営課 TEL:092-711-4407
都市緑地法	特別緑地保全地区	次に掲げる行為は、福岡県知事の許可が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積など 特別緑地保全地区では、建築物の建築などの行為は現状凍結的に制限され、行為の許可を受けることができないために通常生ずべき損失を受けた者に対し、損失補償、及び土地の買入れが行われます。	福岡市 住宅都市局 みどり政策課 TEL:092-711-4446
都市緑地法 福岡市緑地保全と緑地推進に関する条例	緑地保全林地区	次に掲げる行為は、福岡市長の許可が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採などの土地の形質の変更 ・木竹の伐採 	福岡市 住宅都市局 みどり政策課 TEL:092-711-4446
都市計画法 福岡市風致地区内建築等規制条例	風致地区	次の行為をするときは、福岡市長の許可が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物、その他の工作物の新築、改築、増築、移転 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更（法面や擁壁築造などの高さが1.5メートル以上の場合） ・木竹の伐採（高さ5m以上の樹木を伐採する場合など） ・土石の採取、水面の埋立てなど ・建築物などの色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積 風致地区内で上記の行為を行う場合は、敷地内の緑の確保などを目的として、以下の制限を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは、15メートル以下 ・建ぺい率は、40%以下 ・建築物の外壁後退は、道路から2メートル以上、隣地から1メートル以上 ・建築物、工作物などの色彩は、周辺の風致と調和するものとし、純白や原色等派手なものは避ける ・風致地区内では、みどり率（敷地面積に対して生長した樹木の樹幹を水平に投影した面積の割合）が30%以上となるよう、敷地内に必要な植栽の基準本数が定める 他 	福岡市 住宅都市局 みどり推進課 TEL:092-711-4424

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法施行令 大規模小売店舗立地法施行規則 福岡市大規模小売店舗立地法運用要綱 福岡市大規模小売店舗立地法運用基準	大規模小売店舗の新設・増設・変更等	大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超の施設)の新設・変更については、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき、各種手続、届出が必要です。	福岡市 経済観光文化局 経営支援課 事業支援係 TEL:092-441-2027
景観法 福岡市都市景観条例	景観計画区域	福岡市の全域を景観計画区域とし、地域特性から分類した6ゾーンを定めるとともに、ゾーン毎に景観形成方針及び基準を定めています。一定規模の建築物の新築、工作物の新設などの行為に際して、届出が必要です。	福岡市 住宅都市局 都市景観室 TEL:092-711-4395
	都市景観形成地区	福岡市を代表する地区や個性ある地区など、特に景観の形成を図るべき地区を都市景観形成地区に指定しています。地区内においては、建築物の新築、工作物の新設、広告物の表示などの行為に際して、届出が必要です。	
福岡市屋外広告物条例	屋外広告物の設置	屋外広告物について、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆への危害を防止するため、許可制度による必要な規制を行っています。	福岡市 住宅都市局 都市景観室 TEL:092-711-4395
文化財保護法 福岡市文化財保護条例	有形文化財が存する区域 周知の埋蔵文化財包蔵地 史跡名勝天然記念物がある区域	現状変更、環境保護、譲渡などに関する制限があります。	指定・保存について 福岡市 経済観光文化局 文化財保護課 TEL:092-711-4666 埋蔵文化財包蔵地の範囲等について 福岡市 経済観光文化局 埋蔵文化財課 TEL:092-711-4667
港湾法 博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区	臨港地区内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物で分区条例に定めるものは建設できません。この臨港地区内で、建築物等の確認申請を行う場合には、あらかじめ、申請前に港湾局と協議し、建築物等の用途が分区条例に適合する旨の意見を受けなければなりません。また、博多港の臨港地区内において、施設を建設・改良するなどの一定の行為をしようとするときは、港湾法第38条の2の規定に基づいて、港湾管理者(福岡市港湾局総務部理財課)に届け出なければなりません。	福岡市 港湾局 理財課 TEL:092-282-7173

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
建築基準法 福岡市建築基準法施行条例 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊危険区域	<p>急傾斜地の崩壊危険区域とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館などに危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を知事が指定した区域のことであります。</p> <p>この土地においては、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置などの行為が制限されます。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域の中でこれらの行為をしようとする場合には、その区域を所管する土木事務所との協議が必要です。</p> <p>また、当該区域内に居室を有する建築物を建築する場合には、福岡市長の認定が必要です。</p>	福岡県 福岡県土整備事務所 TEL:092-641-6581 〃 前原支所 TEL:092-322-2961 那珂県土整備事務所 TEL:092-513-5563 [認定について] 福岡市 住宅都市局 建築指導課 TEL:092-711-4573
採石法	岩石の採取	<p>採石業を行おうとする場合には、福岡県知事に申請書を提出し、登録を受ける必要があります。</p> <p>登録を受けた採石業者が、岩石の採取を行おうとするときは、採取計画を定め、福岡市長の認可を受ける必要があります。</p>	[採石業の登録等] 福岡県 商工部 工業保安課 TEL:092-643-3438 [採取計画の認可等] 福岡市 農林水産局 農業施設課 TEL:092-711-4861
砂利採取法	砂利の採取	<p>砂利採取業を行おうとする場合には、福岡県知事に申請書を提出し、登録を受ける必要があります。</p> <p>登録を受けた砂利採取業者が、砂利の採取を行おうとするときは、採取計画を定め、福岡市長の認可を受ける必要があります。</p>	[砂利採取業の登録等] 福岡県 商工部 工業保安課 TEL:092-643-3438 [普通河川、準用河川、陸域における砂利採取及び洗浄に関する計画の認可等] 福岡市 道路下水道局 河川課 TEL:092-711-4497
砂防法	砂防指定地域	<p>砂防指定地域とは、降雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為を禁止又は制限する必要がある土地を国土交通大臣が指定した土地のことであります。</p> <p>この土地においては、工作物の新築、除去、土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、竹木の伐採などの行為が制限されます。</p> <p>砂防指定地の中でこれらの行為をしようとする場合には、その区域を所管する土木事務所との協議が必要です。</p>	福岡県 福岡県土整備事務所 TEL:092-641-6581 〃 前原支所 TEL:092-322-2961 那珂県土整備事務所 TEL:092-513-5563

関係法令・例規等	指定地域区分 ・規制対象行為	内容	所管部署・電話番号
地すべり等防止法	地すべり防止区域	<p>地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定した土地のことで。</p> <p>この土地においては、地下水を増加させる行為、地表水の浸透を助長する行為、のり切、切土、工作物の設置など地すべりの原因となる行為が制限されます。</p> <p>地すべり防止区域の中でこれらの行為をしようとする場合には、その区域を所管する土木事務所との協議が必要です。</p> <p>なお、地すべり防止区域には、農林水産大臣が指定したものもあり、その場合は農林事務所との協議が必要となります。</p>	<p>福岡県 福岡県土整備事務所 TEL:092-641-6581 〃 前原支所 TEL:092-322-2961 那珂県土整備事務所 TEL:092-513-5563</p>
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	<p>特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。</p> <p>・特定の開発行為に対する許可制</p> <p>特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されます。</p>	<p>福岡県 福岡県土整備事務所 TEL:092-641-6581 〃 前原支所 TEL:092-322-2961 那珂県土整備事務所 TEL:092-513-5563</p> <p>福岡県 県土整備部 砂防課 TEL:092-643-3679</p>
福岡市開発行為の許可等に関する条例 福岡市開発行為の許可等に関する規則	おおむね標高80m以上の区域	<p>概ね標高80メートル以上の区域（既存集落や、福岡市長が特に認める区域を除く）については、原則として開発等を許容しません。</p>	<p>福岡市 住宅都市局 開発・建築調整課 開発指導第1係 TEL:092-711-4587 (担当:東・博多・中央区)</p> <p>開発指導第2係 TEL:092-711-4588 (担当:南・城南、早良、西区)</p>

(2) 規制基準・環境基準

環境行政では、規制基準と環境基準の設定により地域の環境を管理する仕組みが用いられます。規制基準は、工場などから排出又は排水する物質及び発生する騒音などについての限度を定めた基準です。環境基準は、人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた数値基準のことをいいます。

事業を行う際には規制基準、環境基準の内容を把握するとともに、現在の環境の状況を確認して下さい。

表 規制基準・環境基準 (H28. 4. 1 現在)

法令・例規	主要な基準・規制と参考情報等		所管部署・電話番号
環境基本法	水質の環境基準 (博多湾)		福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	環境基準	海域(東部海域、中部海域、西部海域)ごとに「水素イオン濃度」「化学的酸素要求量」「大腸菌群数」「全窒素」「全リン」などの環境基準値が定められている。	
	参考情報	8地点(東部海域2地点、中部海域3地点、西部海域3地点で月1回の調査)、補助地点3地点(年4回調査)での測定結果	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	水質の環境基準 (河川)		福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	類型	水質や利水状況などを勘案したA、B、C、Dの4類型	
	環境基準	類型ごとに「水素イオン濃度」「生物化学的酸素要求量」「浮遊物質量」「大腸菌群数」などの環境基準値が定められている。	
	参考情報	環境基準点19か所(月1回)、補助地点12か所(年4回調査)での測定結果	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	水質の環境基準 (地下水)		福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	環境基準	すべての地下水について「カドミウム」「全シアン」「鉛」などの環境基準値が定められている。	
	参考情報	地下水の調査データ(20か所での無作為調査、過去に汚染が判明した井戸などでの継続監視調査)	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	騒音に係る環境基準		福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	類型	AA、A、B、C、除外の5つの地域類型	
	環境基準	時間区分(昼間・夜間)及び類型で環境基準値が定められている。	
	参考情報	・地域類型の図面 ・幹線道路の道路端での騒音測定結果 ・道路から50mの範囲にある住居等の騒音レベル推計結果	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	航空機騒音に係る環境基準		福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	類型	・I類型:専ら住居の用に供される地域 ・II類型:I以外の地域であつて通常的生活を保全する必要がある地域	
	環境基準	類型ごとに環境基準値が定められている。	
	参考情報	空港周辺での測定結果	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386

法令・例規	主要な基準・規制と参考情報等			所管部署・電話番号
環境基本法	新幹線鉄道騒音に係る環境基準			福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 類型：主として住居の用に供される地域 ・ II 類型：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域 		
	環境基準	類型ごとに環境基準値が定められている。		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	参考情報	山陽新幹線沿い、九州新幹線沿いでの測定結果		
	ダイオキシン類特別措置法に基づく環境基準			福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	媒体	大気、水質、水底の底質、土壌		
環境基準	媒体ごとに環境基準値が定められている。		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386	
参考情報	福岡市内の一般環境中のダイオキシン類測定結果(年1回) 大気(7地点)、公共用水域水質(主要12河川及び博多湾)、公共用水域底質(主要12河川及び博多湾)、地下水(4地点)、土壌(3地点)			
大気汚染防止法	工場・事業場から発生するばい煙の規制			福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象	ボイラー、ガス発生炉など規定施設に該当し、一定規模以上の施設が対象		
	規制概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「硫黄酸化物」「ばいじん」「窒素酸化物」について排出基準などが定められている。 ・福岡市硫黄酸化物対策指導要綱で、使用燃料の硫黄含有率や排煙脱硫装置の維持管理基準が定められている。 		
	工場・事業場から発生するVOC(揮発性有機化合物)の規制			
	対象	施設の種類と規模、排出の方法などにより対象施設を規定		
	規制概要	施設の種類と規模要件に応じたVOCの排出基準や測定義務などが定められている。		
水質汚濁防止法	工場・事業場から発生する粉じんの規制			福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象・区分	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類と規模により対象施設を規定 ・対象施設を一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設に区分 		
	規制概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設での規制 施設の種類に応じた構造・使用管理基準など ・特定粉じん発生施設での規制 敷地境界基準や測定義務など 		
	参考情報	一般環境大気測定局8局、自動車排出ガス測定局8局で実施している二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質濃度、大気汚染に関する炭化水素及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量などの自動測定データ		
福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領	公共用水域に排出する排水の規制			福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	有害物質の規制	対象	公共用水域に排水を排出するすべての特定事業場(法で定める特定施設を設置する工場又は事業場)	
		規制概要	カドミウム、シアン化合物など、28物質について許容限度が定められている。	
	生活環境項目の規制	対象	1日の平均的な排水量が50m ³ 以上である特定事業場 ※「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」の対象は、1日の平均的な排水量が50m ³ 未満のうち、30m ³ 以上、または特に負荷量が多い事業場	
規制概要		「水素イオン濃度」「生物化学的酸素要求量」「浮遊物質」「溶存酸素量」「大腸菌群数」などについて許容限度が定められている。		

法令・例規	主要な基準・規制と参考情報等			所管部署・電話番号
水質汚濁防止法 福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領	公共用水域に排出する排水の規制			
	上乗せ排水基準による規制	対象	博多湾水域または筑前海水域で、日間平均 50m ³ 以上の排水を排出する特定事業場	
		規制概要	「生物化学的酸素要求量」「化学的酸素要求量」「浮遊物質質量」「ノルマルヘキサン抽出物質含有量」「フェノール含有量」について、上乗せ排水基準が定められている。	
	地下水汚染の未然防止のための規制			
対象	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者			
規制概要	有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備、使用の方法、点検に関する基準が定められている。			
参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・河川での調査データ（環境基準点 19 か所で月 1 回、補助地点 12 か所で年 4 回） ・博多湾での調査データ（8 地点で月 1 回調査、補助地点 3 か所で年 4 回調査） ・地下水の調査データ（20 か所での無作為調査、過去に汚染が判明した井戸などでの継続監視調査） 			
下水道法	下水道に排出する排水の規制			
	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に排水を排出するすべての事業場が対象 ・法令で規定される特定事業場には異なる許容限度が設定 		
規制概要	「カドミウム」「シアン化合物」「水素イオン濃度」「生物化学的酸素要求量」など、合計 41 物質又は項目について許容限度が定められている。			
騒音規制法	特定工場等の騒音の規制			
	対象・区分	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類と規模により特定施設を規定 ・特定施設を設置する工場又は事業所が規制対象 ・第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域、除外する区域に区分して規制 		
	規制概要	時間区分（昼間・夜間）及び区域ごとの規制値が定められている。		
	参考情報	指定地域（区域の区分）の図面		
	特定建設作業の騒音の規制			
	対象・区分	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の機械を使用する作業を特定建設作業として規制 ・第 1 号区域、第 2 号区域に区分して規制 		
	規制概要	区域ごとに「敷地境界線における騒音の大きさ」「作業ができる時間」などの規制基準が定められている。		
自動車騒音の要請限度				
対象・区分	<ul style="list-style-type: none"> a 区域（もっぱら住居の用に供される区域）、 b 区域（主として住居の用に供される区域）、 c 区域（相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される区域） 			
要請限度	時間区分（昼間・夜間）及び区域ごとで騒音の要請限度が定められている。			
参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の道路端での騒音測定結果 ・道路から 50m の範囲にある住居などの騒音レベル推計結果（一部の区間） 			
福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386				
	福岡市 道路下水道局 水質管理課 TEL:092-711-4512			
	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386			

法令・例規	主要な基準・規制と参考情報等		所管部署・電話番号
振動規制法	特定工場等の振動の規制		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象・区分	<ul style="list-style-type: none"> 施設の種類と規模により特定施設を規定 特定施設を設置する工場又は事業所が規制対象 第1種区域、第2種区域、除外する区域に区分 	
	規制概要	時間区分(昼間・夜間)及び区域ごとの規制値が定められている。	
	参考情報	指定地域(区域の区分)の図面	
	特定建設作業の振動の規制		
	対象	規定の機械を使用する作業を特定建設作業として規制	
	規制概要	「敷地境界線における振動の大きさ」「作業ができる時間」などの規制基準が定められている。	
道路交通振動の要請限度			
区分	第1種区域、第2種区域		
要請限度	時間区分(昼間・夜間)及び区域ごとで振動の要請限度が定められている。		
参考情報	福岡市内の道路交通振動測定結果		
悪臭防止法 福岡市悪臭対策指導要綱	工場・事業場における悪臭物質の規制		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象	福岡市内にあるすべての工場や事業場	
規制概要	<p>【悪臭防止法】 以下のそれぞれについて規制対象の悪臭物質と基準が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の基準 煙突などの気体排出施設の排出口における基準 工場などから排出される排水 <p>【福岡市悪臭対策指導要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界及び気体排出口ごとに定められている臭気指数に関わる指導基準 		
土壌汚染対策法	土壌汚染状況調査・報告の義務		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象	<p>【土壌汚染調査が必要な条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設の使用の廃止時 一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更で土壌汚染のおそれがあると福岡市が認めるとき 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると福岡市が認めるとき <p>【調査の対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地歴調査などで把握できた特定有害物質 福岡市が人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認めた特定有害物質 	
	規制概要	<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用方法や特定有害物質の使用・処理状況などから、調査対象物質ごとに調査対象地を区分して調査を実施 調査対象物質の土壌溶出量、土壌含有量を調査し、報告 基準に適合しないときは、健康被害のおそれの有無により要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定 	
参考資料	福岡市内の要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定状況		

法令・例規	主要な基準・規制と参考情報等		所管部署・電話番号
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設でのダイオキシン類排出基準		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象・区分	<ul style="list-style-type: none"> 施設の種類と規模などにより特定施設を規定 特定施設を大気特定施設と水質特定施設に区分して規制 	
	基準概要	<ul style="list-style-type: none"> 大気特定施設での大気排出基準 施設の種類ごとの新設施設基準と既設施設基準で規制 水質特定施設での水質排出基準 排出基準値で規制 廃棄物焼却炉のばいじんの処理 ダイオキシン類の量の基準で規制 	
	参考情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設でのダイオキシン類自主測定結果 福岡市内の一般環境中のダイオキシン類測定結果(年1回) 大気(7地点)、公共用水域水質(主要12河川及び博多湾)、 公共用水域底質(主要12河川及び博多湾)、地下水(4地点)、 土壌(3地点) 	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特定工場での公害防止組織の設置義務		福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	対象	製造業などで特定の施設を設置している工場	
	規制概要	「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止の技術的事項に関する管理者とする管理組織体系を設置する義務	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業活動に伴って生じた廃棄物の処理における事業者の責務		福岡市 環境局 産業廃棄物指導課 TEL:092-711-4303
	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を自己の責任で適正に処理すること 廃棄物の減量に努めること 廃棄物の減量や適正処理について、福岡市の施策に協力すること 		
福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	事業系一般廃棄物の処理に関する定め		福岡市 環境局 収集管理課 TEL:092-711-4346
	<ul style="list-style-type: none"> 処理方法(収集依頼・自己搬入) 事業用建築物における事業系一般廃棄物及び資源物保管場所の設置 特定事業用建築物の所有者などの義務 など 		
	産業廃棄物の処理に関する定め		福岡市 環境局 産業廃棄物指導課 TEL:092-711-4303
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自ら処理する場合の規定 事業者が処理を委託する場合の規定 多量排出事業者の規定 など 			

(3) 環境政策・関連計画等

環境政策・関連計画の中には、事業者の責務や自主的取り組みを促進するための枠組みが設定されているものがあります。規定の手続きを必要とする項目を確認するとともに、環境のための自主的取り組みとして導入可能なものを検討して下さい。

表 事業者の責務や自主的取り組みを促進するための枠組み例 (H28. 4. 1 現在)

区分	政策・施策等	内容	所管部署・電話番号
環境配慮のための手続き・規制等	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	廃棄物の発生抑制、再生利用の促進などによる減量、廃棄物の適正処理、生活環境を清潔にすることによる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること、並びに資源循環型社会を構築するために必要な事項を定めています ※一定の条件に該当する建築物の所有者は、廃棄物の減量などへの取組みについての計画書を提出する必要があります。	福岡市 環境局 循環型社会計画課 TEL:092-711-4308
	福岡市節水推進条例	節水を推進するもので、福岡市内に大型建築物を建てる場合には、雑用水道の設置が義務づけられています。雑用水道には個別循環型、広域循環型、非循環型などの方法があり、雑用水同設置促進区域（再生水供給区域）では、再生水（広域循環型）が利用できます。	福岡市 道路下水道局 施設管理課 TEL:092-711-4516
	福岡市風致地区内建築等規制条例	風致地区は都市の中の樹林地や水面などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法の基づいて定められた地区で、造成や建築などを行うときには一定の制限があります。 ※行為の種類によって制限を受けるものがあるほか、許可の必要な行為もあります。	福岡市 住宅都市局 みどり推進課 TEL:092-711-4424
	福岡市景観計画	風格のある美しいまちなみの形成を目指して策定された計画です。 ※都市景観形成地区内での建築行為等のほか、市内で一定規模を超える建築行為等を行う場合に届出が必要になります。	福岡市 住宅都市局 都市景観室 TEL:092-711-4395
	屋外広告物条例	地域特性に応じた広告景観を誘導するため、福岡市内を5つの地域に区分しており、広告物等を表示・設置する際には、地域ごとの規格に適合させ、原則として市長の許可を受けなければいけません。	福岡市 住宅都市局 都市景観室 TEL:092-711-4395

区分	政策・施策等	内容	所管部署・電話番号
環境配慮のための手続き・規制等	アイランドシティ環境配慮指針	アイランドシティにおける環境負荷低減の指針。周辺の自然環境との共生や持続可能な社会を实践する先進的な環境共生都市の実現を目的として、福岡市が策定したもの。 アイランドシティ内における民間建築物整備事業、公共建築物整備事業、都市基盤整備事業などで整備されるすべての施設を対象とします。 アイランドシティ内で施設整備を行う場合は、施設整備計画書、着手届、完了届の提出が必要となります。	福岡市 環境局 環境調整課 TEL:092-733-5389
	アイランドシティ・デザインガイドライン	アイランドシティにおける景観形成の指針。都市デザインの考え方とその具体的な景観形成基準についてとりまとめたもの。 アイランドシティ全体においては、景観デザインの基本方針や考え方を示し、このうち、まちづくりエリアを主対とした地域は具体的な基準を定めています。	福岡市 港湾局 計画調整課 TEL:092-282-7037
	アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート 景観形成ガイドライン	アイランドシティ・パークポート港湾関連用地における景観形成の指針。博多港の新たな国際物流拠点として、調和ある良好な港湾環境の創出を図るため、事業者の方に遵守していただくものです。事業者の方は、ガイドラインを遵守する旨の内容を規定した協定書を港湾局と結んでいただき、それに基づき事業を実施していただきます。	福岡市 港湾局 計画調整課 TEL:092-282-7037
	PRTR 制度	化学物質を扱う事業者のうち、特定の化学物質を扱うまたは対象業種に合致する事業者は、個別事業所毎に化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に届け出なければなりません。	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	建築物総合環境性能評価制度（CASBEE 制度）	一定規模以上の建築物を新築・増改築する場合に、建築主に建築物環境配慮計画書の届け出を求め、建築物の建築に係る環境への負荷低減など環境の保全に関する自主的な取り組みが求められています。	福岡市 住宅都市局 建築審査課 TEL:092-711-4583
環境配慮への支援等	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	リサイクルに関する情報収集のネットワークづくり、リサイクル事業に対する事業課支援、実証研究への支援といった事業を通じて、リサイクルに関わる事業者が意欲を持ってリサイクルに取り組める環境の整備を行っています。	福岡市 環境局 資源循環推進課 TEL:092-711-4039

区分	政策・施策等	内容	所管部署・電話番号
自主的な環境 配慮の促進	公害防止協定の締結	公害防止の手段として、福岡市または住民と企業との間で締結される協定です。地域住民との関係の円滑化、環境配慮企業というイメージの浸透といったメリットがあります。	福岡市 環境局 環境保全課 TEL:092-733-5386
	融資制度による福岡市内中小企業の省エネ・新エネ設備の導入支援	福岡市商工金融資金制度「環境・エネルギー対応資金」では、新エネ・省エネ設備の導入、低公害車の導入、公害防止施設の設置・改善などに対する資金の融資を行っています。	福岡市 経済観光文化局 経営支援課 TEL:092-441-2171
	エコアクション 21 認証・登録	環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づく制度で、環境への取組を組織的に実行するための仕組みを構築・運用・維持するとともに、その取組状況を公表するなど継続的に環境経営を推進する事業者を認証し、登録する制度です。環境経営の証となる、コストの削減につながるなどのメリットがあるほか、認証取得企業は福岡市の社会貢献優良企業優遇制度の対象となり、優先指名するなどの優遇制度が受けられます。	福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381
	ISO14001 認証取得	企業活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格です。環境経営の証となる、コストの削減につながるなどのメリットがあるほか、認証取得企業は福岡市の社会貢献優良企業優遇制度の対象となり、優先指名するなどの優遇制度が受けられます。	福岡市 環境局 環境政策課 TEL:092-733-5381

2. 福岡市内の貴重・希少生物等のリスト

福岡市内に生息・生育していた記録がある貴重・希少生物のリストを次ページ以降に掲載します。本リストには福岡県レッドデータブック 2011（植物群落／植物／哺乳類／鳥類）・福岡県レッドデータブック 2014（爬虫類／両生類／魚類／昆虫類／貝類／甲殻類その他）（県 RDB）に掲載され、県 RDB の分布情報に福岡市が含まれている種と、福岡市の自然環境調査等の結果において福岡市内で記録されている県 RDB 掲載種および環境省レッドデータブック 2014（環境省 RDB）掲載種を掲載しています。また、鳥類と昆虫類では、専門家の指摘により福岡市内では貴重と考えられる種（合計 8 種）をリストに追加しています。これらは、福岡市では確認されることが少なくなった種や、巨樹のような限られた環境に生息・生育する種などです。なお、国内移入種（ゲンゴロウブナなど）と栽培植物（ヒノキなど）は RDB 掲載種でも本リストには掲載していません。

福岡市が実施した自然環境調査等において、生息・生育が確認されている種は、確認された地域メッシュごとに自然環境情報図の「貴重・希少生物確認地図」に掲載しています。これらの記録の出典については、本リストの出典欄を確認ください。ただし、確認位置が不明確な場合や貴重な生物の乱獲・盗掘を防止する必要がある場合は地図に掲載していません。

【コラム】レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物をまとめたリストを「レッドリスト」、レッドリスト掲載種の危機の状況や分布等を記載した本を「レッドデータブック」とよびます。福岡県レッドデータブックは 2001 年に作成され、2011 年から 2014 年に改訂されました。環境省のレッドリストは 5 年に 1 度更新されており、最新のリストは 2012 年に発表されました。このリストに基づいて、2014 年にレッドデータブックが発刊されています。レッドリストの改訂では、新たに絶滅のおそれがあると判定された種が追加されるほか、絶滅のおそれが小さくなった種がリストから除外されることもあります。このため、環境配慮を行う際には、最新のレッドリストを参考に対象となる貴重・希少生物を選定する必要があります。

レッドリストには絶滅のおそれの大きさに応じたカテゴリーが設けられています。絶滅のおそれが高いものから、絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧 IB 類、絶滅危惧 II 類の 3 カテゴリーを「絶滅危惧種」とよびます。絶滅危惧種ではないがそのまま対策を講じないと絶滅危惧種に移行してしまう種は準絶滅危惧というカテゴリーに、絶滅のおそれがありそうだが評価するための十分な情報が無い種は情報不足というカテゴリーに分類されます。このほか、過去には生息・生育していたが 50 年以上生息・生育記録が無い場合などは絶滅種として記録されます。

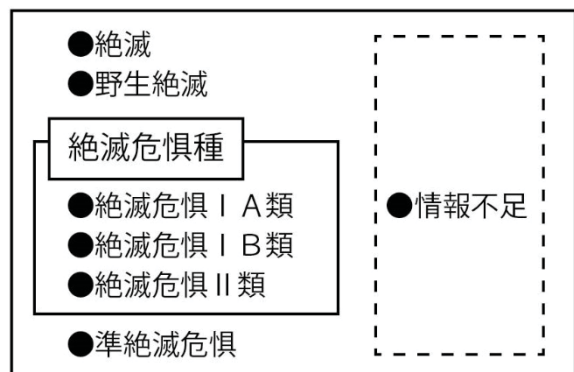


図 レッドリストカテゴリー

(1) 哺乳類

番号	種名	カテゴリー			出典									
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	イタチ	準絶滅危惧			○							○	○	
2	オヒキコウモリ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類(VU)											
3	カヤネズミ	絶滅危惧Ⅱ類			○			○	○	○		○		
4	カワネズミ	絶滅危惧Ⅱ類			○	○								
5	キツネ	準絶滅危惧			○					○		○	○	○
6	スミスネズミ	準絶滅危惧			○	○				○				
7	テングコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類			○									
8	ニホンザル	準絶滅危惧			○		○	○						
9	ハタネズミ	準絶滅危惧			○				○					
10	ヒナコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類			○						○			
11	ヤマコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
12	ヤマネ	絶滅危惧Ⅱ類		国指定天然記念物	○		○							

カテゴリー

- 福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2011
 環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- 福岡県レッドデータブック2011の分布情報に福岡市の記載がある種
- 専門家ヒアリング結果(平成8年度環境配慮指針時)
- 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- 平成9年度自然環境調査(脊振山地における貴重種動物の生息状況調査)委託
- 平成12年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査)委託
- 平成19年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況)
- 福岡県レッドデータブック2011(確認位置情報があるもの)
- 平成24年度自然環境調査(哺乳類・爬虫類・両生類の生息状況調査)
- 平成25年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)
- 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12~26年度)

(2) 爬虫類

番号	種名	カテゴリー			出典							
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類(EN)		○	○	○					
2	ジムグリ	準絶滅危惧			○			○		○	○	
3	シロマダラ	準絶滅危惧			○	○				○	○	
4	タカチホヘビ	絶滅危惧Ⅱ類			○					○	○	
5	ニホンイシガメ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧(NT)		○		○	○	○	○	○	○
6	ニホンスッポン	情報不足	情報不足(DD)		○				○			
7	ヒバカリ	準絶滅危惧			○		○	○		○	○	

カテゴリー

- 福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014
 環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市の記載がある種
- 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- 平成12年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査)委託
- 平成19年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況)
- 平成19年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)
- 平成24年度自然環境調査(哺乳類・爬虫類・両生類の生息状況調査)
- 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12~26年度)

(3) 両生類

番号	種名	カテゴリー			出典								
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	アカハライモリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○					○		○	○
2	カジカガエル	準絶滅危惧			○		○	○			○	○	○
3	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○	○						○	○
4	ツチガエル	準絶滅危惧			○			○				○	○
5	トノサマガエル	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧(NT)		○						○	○	○
6	ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類			○			○	○			○	○
7	ニホンヒキガエル	絶滅危惧Ⅱ類			○			○			○	○	
8	フチサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○	○	○	○				○	
9	ヤマアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類			○			○			○	○	

カテゴリー

- 福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014
 環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市の記載がある種
- 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- 平成9年度自然環境調査(脊振山地における貴重種動物の生息状況調査)委託
- 平成12年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査)委託
- 平成13年度自然環境調査(ため池の生態系調査)委託
- 平成17年度自然環境調査(里地の貴重種魚類の生息状況調査)委託
- 平成19年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況)
- 平成24年度自然環境調査(哺乳類・爬虫類・両生類の生息状況調査)
- 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12~26年度)

(4) 魚類

番号	種名	カテゴリー			出典																
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1	アカザ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○		○														
2	アサヒアナハゼ	準絶滅危惧	-		○															○	
3	アナハゼ	準絶滅危惧	-		○															○	
4	アブラボテ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○															○	
5	アユ	準絶滅危惧	-		○		○	○					○		○	○					
6	アリアケギバチ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○		○													○	
7	イカナゴ	絶滅危惧IB類	-		○																
8	イダテンカジカ	情報不足	-		○																
9	ウキゴリ	情報不足	-		○			○					○			○					
10	エドハゼ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○	○															
11	オウゴンムラソイ	情報不足	-		○																
12	オオキンブナ	情報不足	-		○																
13	オヤニラミ	準絶滅危惧	絶滅危惧I B類(EN)		○		○	○	○					○	○				○		
14	カジカ大卵型	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○						○					○		
15	カジカ中卵型	絶滅	絶滅危惧I B類(EN)		○																
16	カスザメ	情報不足	-		○																
17	カゼトゲタナゴ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I B類(EN)		○		○	○	○					○					○		
18	カネヒラ	準絶滅危惧	-		○			○	○					○					○		
19	カワアナゴ	準絶滅危惧	-		○			○													
20	カワバタモロコ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I B類(EN)		○		○														
21	カワヒガイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○			○						○					○		
22	キセルハゼ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I B類(EN)		○																
23	キリンアナハゼ	準絶滅危惧	-		○																
24	クエ	情報不足	-		○																
25	クボハゼ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I B類(EN)		○																
26	クルマサヨリ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○																
27	サクラマス(ヤマメ)	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○			○													
28	サケ	野生絶滅	-		○																
29	サラサカジカ	情報不足	-		○																
30	シラヌイハゼ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○																
31	シロウオ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○		○													○	
32	シロチチブ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○																
33	スイ	情報不足	-		○																
34	スナヤツメ南方種	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○			○						○					○		
35	ゼゼラ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○			○	○					○	○				○		
36	セボシタビラ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I A類(CR)		○			○													
37	タビラクチ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○								○						○		○
38	チクゼンハゼ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○																
39	チワラスボ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I B類(EN)		○															○	
40	ツチフキ	準絶滅危惧	絶滅危惧I B類(EN)		○			○											○	○	
41	ドジョウ	絶滅危惧II類	情報不足(DD)		○		○	○			○		○			○	○		○		
42	トビハゼ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○	○															○
43	トラフグ	準絶滅危惧	-		○															○	○
44	ニッポンパラタナゴ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I A類(CR)		○		○		○					○	○						
45	ニホンイトヨ	絶滅危惧IA類	-		○																
46	ニホンウナギ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I B類(EN)		○			○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
47	ハカタスジシマドジョウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I A類(CR)		○														○		
48	ヒナモロコ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I A類(CR)		○																
49	ヒメハゼ属の一種	情報不足	-		○																
50	ヒモハゼ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○								
51	ホシザメ	情報不足	-		○																
52	マサゴハゼ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○								○							○	
53	マツダイ	情報不足	-		○																
54	メダカ(ミナミメダカ)	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	ヤマトシマドジョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○										○	○	○	○	○	○	○
56	ヤリタナゴ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○																○

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014
 環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- ① 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市(博多湾流入河川)の記載がある種
- ② 専門家ヒアリング結果(平成8年度環境配慮指針時)
- ③ 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- ④ 平成10年度自然環境調査(室見川における貴重種魚類の生息状況調査)
- ⑤ 平成11年度自然環境調査(ため池の貴重種生物の生息状況調査)委託
- ⑥ 平成11年度自然環境調査(河川における水生生物の生息状況調査)委託
- ⑦ 平成12年度自然環境調査(里地の細流等における貴重種魚類の生息状況調査)委託
- ⑧ 平成13年度自然環境調査(ため池の生態系調査)委託
- ⑨ 平成15年度今津干潟保全対策調査委託
- ⑩ 平成17年度自然環境調査(里地の貴重種魚類の生息状況調査)委託
- ⑪ 平成18年度自然環境調査(水生生物)委託
- ⑫ 平成19年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)
- ⑬ 平成22年度自然環境調査(里地の貴重種魚類の生息状況調査)委託
- ⑭ 平成23年度自然環境調査(水生生物)委託
- ⑮ アイランドシティ整備事業環境監視結果(平成5~平成26年度)
- ⑯ 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12~26年度)
- ⑰ 平成26年度新西部水処理センター環境モニタリング

(5) 鳥類

番号	種名	カテゴリー			出典														
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1	アオバズク	絶滅危惧II類	-		○				○			○	○	○	○	○	○	○	○
2	アオバト	-	-	専門家の指摘*1				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	アカアシカツオドリ	-	絶滅危惧 I B類 (EN)			○													
4	アカアシシギ	-	絶滅危惧 II 類 (VU)				○					○	○	○	○	○	○	○	○
5	アカエリカイツブリ	絶滅危惧II類	-		○			○					○	○	○				○
6	アカショウビン	絶滅危惧II類	-		○			○	○			○	○	○					○
7	アカツシガモ	-	情報不足 (DD)					○					○	○		○			○
8	アカハジロ	-	情報不足 (DD)										○	○		○			○
9	アカモズ	-	絶滅危惧 I B類 (EN)												○				○
10	アマサギ	準絶滅危惧	-		○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
11	イカルチドリ	絶滅危惧II類	-		○				○				○	○	○	○	○	○	○
12	ウズラ	情報不足	絶滅危惧 II 類 (VU)		○			○	○										○
13	ウズラシギ	絶滅危惧II類	-		○				○				○	○	○	○	○	○	○
14	ウチヤマセンニュウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I B類 (EN)		○									○	○				○
15	ウミスズメ	準絶滅危惧	絶滅危惧 I A類 (CR)		○				○					○	○	○	○	○	○
16	エリグロアジサシ	-	絶滅危惧 II 類 (VU)			○													○
17	オオアカゲラ	絶滅危惧II類	-		○			○											
18	オオコノハズク	情報不足	-		○											○			○
19	オオジシギ	-	準絶滅危惧 (NT)													○			○
20	オオソリハシシギ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類 (VU)		○				○				○	○	○	○	○	○	○
21	オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧 (NT)	国内希少野生動植物種	○			○	○				○	○	○	○	○	○	○
22	オオハクチョウ	-	-	専門家の指摘*1															○
23	オオヨシキリ	準絶滅危惧	-		○				○				○	○	○	○	○	○	○
24	オオヨシゴイ	-	絶滅危惧 I A類 (CR)																○
25	オオルリ	準絶滅危惧	-		○			○	○			○	○		○	○	○	○	○
26	オグロシギ	準絶滅危惧	-		○				○					○	○	○	○	○	○
27	オシドリ	準絶滅危惧	情報不足 (DD)						○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
28	オジロワシ	-	絶滅危惧 II 類 (VU)	国内希少野生動植物種		○													
29	カラシラサギ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧 (NT)		○				○				○	○	○	○	○	○	○
30	カラスバト	絶滅危惧II類	準絶滅危惧 (NT)	国指定天然記念物	○				○					○	○	○	○	○	○
31	カラフトアオアシシギ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I A類 (CR)	国内希少野生動植物種	○														○
32	カリガネ	-	絶滅危惧 I B類 (EN)																○
33	カムリウミスズメ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類 (VU)	国指定天然記念物	○														○
34	カムリカイツブリ	準絶滅危惧	-			○			○				○	○	○	○	○	○	○
35	キビタキ	-	-	専門家の指摘*2				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
36	クイナ	準絶滅危惧	-		○				○					○	○	○	○	○	○
37	クマタカ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧 I B類 (EN)	国内希少野生動植物種	○														○
38	クロガモ	絶滅危惧II類	-						○					○	○	○	○	○	○
39	クロサギ	準絶滅危惧	-		○				○					○	○	○	○	○	○
40	クロツグミ	準絶滅危惧	-		○				○	○				○	○	○	○	○	○
41	クロツラヘラサギ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧 I B類 (EN)		○			○	○					○	○	○	○	○	○
42	クロヅル	-	情報不足 (DD)			○													
43	クロトキ	-	情報不足 (DD)			○													
44	ケリ	準絶滅危惧	情報不足 (DD)		○				○							○	○	○	○
45	コアジサシ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 II 類 (VU)	国際希少野生動植物種					○				○	○	○	○	○	○	○
46	コアホウドリ	-	絶滅危惧 I B類 (EN)			○													
47	コウノトリ	-	絶滅危惧 I A類 (CR)	国内希少野生動植物種 国指定特別天然記念物											○		○		
48	コガラ	情報不足	-		○														
49	コクガン	-	絶滅危惧 II 類 (VU)	国指定天然記念物											○	○	○		
50	コサメビタキ	情報不足	-		○				○	○				○	○	○	○	○	○
51	コシアカツバメ	準絶滅危惧	-		○				○	○			○	○	○	○	○	○	○
52	コシヤクシギ	-	絶滅危惧 I B類 (EN)	国際希少野生動植物種					○							○	○		
53	ゴジュウカラ	準絶滅危惧	-		○														
54	ゴジュリン	-	絶滅危惧 II 類 (VU)						○						○				
55	コチョウゲンボウ	準絶滅危惧	-		○				○					○	○	○			
56	コノハズク	絶滅危惧IA類	-		○				○						○	○			○
57	コハクチョウ	-	-	専門家の指摘*1															○
58	コマドリ	絶滅危惧IA類	-		○				○					○	○	○			○
59	コミズク	絶滅危惧II類	-		○				○					○	○	○			
60	コルリ	絶滅危惧IB類	-		○				○	○			○	○	○				○
61	サカツラガン	-	情報不足 (DD)																○
62	ササゴイ	準絶滅危惧	-		○				○	○			○	○	○	○	○	○	○
63	サシバ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類 (VU)		○				○	○			○	○	○	○	○	○	○
64	サンカノゴイ	準絶滅危惧	絶滅危惧 I B類 (EN)		○									○					
65	サンコウチョウ	絶滅危惧II類	-						○					○	○	○	○	○	○
66	サンショウクイ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類 (VU)		○				○	○				○	○	○	○	○	○
67	シノリガモ	絶滅危惧II類	-		○				○					○	○	○	○	○	○
68	シベリアオオハシシギ	-	情報不足 (DD)																○
69	シマアオジ	-	絶滅危惧 I A類 (CR)						○					○	○	○			
70	シマクイナ	-	絶滅危惧 I B類 (EN)			○													
71	ジュウイチ	準絶滅危惧	-		○				○	○			○	○	○				○
72	シロエリオオハム	準絶滅危惧	-		○				○					○	○	○	○	○	○

番号	種名	カテゴリー			出典														
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
73	シロチドリ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○				○		○			○	○	○	○	○	○
74	ズグロカモメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○		○		○		○			○	○	○	○	○	○
75	セイタカシギ	-	絶滅危惧Ⅱ類(VU)						○					○	○	○	○	○	○
76	センダイムシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○		○	○						○	○	○	○	○	○
77	ダイシャクシギ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○			○						○	○	○	○	○	○
78	タカブシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○			○						○	○	○	○	○	○
79	タゲリ	準絶滅危惧	-		○				○		○			○	○	○	○	○	○
80	タマシギ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○				○					○	○	○	○	○	○
81	チゴモズ	-	絶滅危惧ⅠA類(GR)											○	○				○
82	チュウサギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○				○	○			○	○	○	○	○	○	○
83	チュウヒ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類(EN)		○				○								○		○
84	ツクシガモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○				○					○	○	○	○	○	○
85	ツツドリ	準絶滅危惧	-		○		○	○				○							○
86	ツバメチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○										○		○		
87	ツミ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○		○	○							○	○			○
88	ツリスガラ	準絶滅危惧	-					○						○	○	○	○	○	○
89	ツルシギ	-	絶滅危惧Ⅱ類(VU)					○		○					○	○	○	○	○
90	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○				○		○			○	○	○	○	○	○
91	ナベヅル	-	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	国際希少野生動物種													○	○	
92	ニューナイスズメ	準絶滅危惧	-		○														
93	ノゾコ	-	準絶滅危惧(NT)					○							○	○			○
94	ノスリ	準絶滅危惧	-		○			○	○					○	○	○	○	○	○
95	ハイロチュウヒ	準絶滅危惧	-		○									○	○	○	○	○	○
96	ハイツカ	-	準絶滅危惧(NT)					○	○					○	○	○	○	○	○
97	ハギマシコ	準絶滅危惧	-		○				○							○			○
98	ハチクマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○	○					○	○	○	○	○	○
99	ハマシギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○	○					○	○	○	○	○	○
100	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	国内希少野生動物種	○			○	○	○				○	○	○	○	○	○
101	ヒクイナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○				○					○	○	○	○	○	○
102	ヒシクイ	-	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	国指定天然記念物					○						○	○	○	○	○
103	ヒメウ	-	絶滅危惧ⅠB類(EN)						○						○	○	○	○	○
104	ヒメクロウミツバメ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○														
105	フクロウ	-	-	専門家の指摘*2					○	○				○	○	○	○	○	○
106	ブッポウソウ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類(EN)		○				○						○				○
107	ベニアジサシ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○											○	○		
108	ヘラサギ	絶滅危惧ⅠB類	情報不足(DD)		○				○	○					○	○	○	○	○
109	ヘラシギ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類(GR)		○											○	○		
110	ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○			○	○	○				○	○	○	○	○	○
111	ホオジロガモ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○				○	○				○	○	○	○	○	○
112	マガン	-	準絶滅危惧(NT)	国指定天然記念物					○	○				○	○	○	○	○	○
113	マキノセンニュウ	-	準絶滅危惧(NT)												○				○
114	マダラウミスズメ	-	情報不足(DD)						○										
115	マナヅル	-	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	国際希少野生動物種					○									○	
116	ミコアイサ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○				○		○				○	○	○	○	○
117	ミサゴ	-	準絶滅危惧(NT)						○	○				○	○	○	○	○	○
118	ミソゴイ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○				○						○	○	○	○	○
119	ミヤコドリ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○				○						○	○	○	○	○
120	ミユビシギ	準絶滅危惧	-		○				○						○	○	○	○	○
121	ヤイロチヨウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類(EN)	国内希少野生動物種	○				○					○	○	○	○	○	○
122	ヤマセミ	-	準絶滅危惧		○				○	○					○	○	○	○	○
123	ヤマドリ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○				○	○					○	○	○	○	○
124	ヨシゴイ	絶滅危惧ⅠA類	準絶滅危惧(NT)		○										○		○		
125	ヨタカ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧(NT)		○				○						○	○			○

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2011
 環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

専門家の指摘

*1 福岡市では確認されることが少なくなった種
 *2 身近な減少種

出典

- ① 福岡県レッドデータブック2011の分布情報に福岡市の記載がある種
- ② 平成10、17、22、27年度の自然環境調査(鳥類)報告書で現地確認されていないが文献記録がある種
- ③ 平成8年度自然環境調査(今津干潟における貴重鳥類調査)委託
- ④ 平成9年度自然環境調査(脊振山地における貴重種動物の生息状況調査)委託
- ⑤ 平成10年度自然環境調査(市域における鳥類の生息状況等調査)委託
- ⑥ 平成12年度地域生態系等調査(東平尾・金隈地域)
- ⑦ 平成12年度鳥類生息状況解析基礎調査委託業務
- ⑧ 平成13年度地域生態系等詳細調査(東平尾・金隈地域)
- ⑨ 平成14・15年度市域生態系調査業務委託
- ⑩ 平成15年度今津干潟保全対策調査委託
- ⑪ 平成17年度自然環境調査(鳥類)
- ⑫ 平成22年度自然環境調査(鳥類、昆虫類及び貴重植物)委託
- ⑬ アイランドシティ整備事業環境監視結果(平成5～平成26年度)
- ⑭ 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12～26年度)
- ⑮ 平成27年度自然環境調査(鳥類)委託

(6) 昆虫類

番号	種名	カテゴリー			出典													
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1	アオスジベッコウ	-	情報不足(DD)															○
2	アオバセダカトウ	準絶滅危惧	-		○								○					○
3	アオハダトンボ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
4	アオヤンマ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○		○		○	○								
5	アカエゾゼミ	絶滅危惧II類	-		○													
6	アカオオハナコメツキ	絶滅危惧II類	-		○													○
7	アカシジミ	準絶滅危惧	-		○	○	○											
8	アカマダラコガネ	絶滅危惧IB類	情報不足(DD)		○													
9	アキノヒメミノガ	準絶滅危惧	-		○													
10	アサカミキリ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○													
11	アナアキアシフトハナバチ	準絶滅危惧	-		○													
12	イグチケブカゴミムシ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
13	イチハシチビサビキコリ	準絶滅危惧	-		○													
14	イトアメンボ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○													
15	ウスイロシマゲンゴロウ	準絶滅危惧	-		○			○										
16	ウスベニキリガ	絶滅危惧II類	-		○													
17	ウマノオバチ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
18	ウラギンスジヒョウモン	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○		○											
19	ウラギンヒョウモン	準絶滅危惧	-		○		○				○							
20	ウラナミジャノメ	絶滅危惧II類	-		○										○			
21	エサキアメンボ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○		○			○								
22	エサキコンボウハナバチ	準絶滅危惧	-		○													
23	エサキヒメコシボソガガンボ	絶滅危惧IB類	-		○													
24	エゾゼミ	準絶滅危惧	-		○		○									○		
25	エゾハルゼミ	準絶滅危惧	-		○		○											
26	オオイトトンボ	絶滅危惧IA類	-		○						○							
27	オオウラギンスジヒョウモン	絶滅危惧II類	-		○													
28	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IA類(CR)		○													
29	オオオハバトタル	準絶滅危惧	-		○													○
30	オオシモフリズメ	絶滅危惧II類	-		○													
31	オオシロシタバ	絶滅危惧II類	-		○													
32	オオチャバネヨトウ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○													
33	オオミズスマシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○										
34	オオミズムシ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○						○	○			○		○	
35	オオミドリシジミ	絶滅危惧IB類	-		○													
36	オオミノガ	絶滅危惧II類	-		○	○												○
37	オグマサナエ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
38	オサムシモドキ	準絶滅危惧	-		○			○										○
39	オツネントンボ	準絶滅危惧	-		○													
40	オナガアゲハ	-	-	専門家指摘*1		○	○											
41	オニベニシタバ	情報不足	-		○													
42	オモナガゴミズムシ	絶滅危惧II類	-		○													
43	オヨギカタヒロアメンボ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
44	カシヒメオドリバエ	準絶滅危惧	-		○													
45	カバイロシヤチホコ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○													
46	ガムシ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○								○					
47	カラカネハマベエンムシ	絶滅危惧IB類	-		○													
48	カワラハンミョウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類(EN)		○	○												
49	カンムリセシジメンゴロウ	絶滅危惧II類	-		○													
50	キイトンボ	準絶滅危惧	-		○				○	○	○							
51	キイロアトキリゴミムシ	準絶滅危惧	-		○			○					○					
52	キイロコガシラミズムシ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○													
53	キイロサナエ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
54	キイロゲエダシヤク	情報不足	-		○													
55	キイロネクイハムシ	絶滅	絶滅(EX)		○													
56	キイロヤマトンボ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
57	キイロヤリバエ	準絶滅危惧	-		○													
58	キスジウスキヨトウ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○													
59	キハネキハナガミズギフコムシ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○													
60	キバラハキリバチ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○											○		
61	キベリクロヒメゲンゴロウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○										
62	キベリマゲンゴロウ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
63	キューシュウスジヨトウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○													
64	キューシュウニセコリクワガタ	準絶滅危惧	-		○													
65	キューシュウホソカ	絶滅危惧II類	-		○													
66	キリシマミドリシジミ	-	-	専門家指摘*1		○	○											
67	キンイロネクイハムシ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○													
68	ギンバラミナモドリバエ	絶滅危惧II類	-		○													
69	ギンボシツツビケラ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○													
70	クズハキリバチ	準絶滅危惧	情報不足(DD)		○											○		
71	クスベニカミキリ	準絶滅危惧	-		○													
72	クビアカモモトホソカミキリ	準絶滅危惧	-		○													

番号	種名	カテゴリー			出典													
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
73	クマソオオヨトウ	絶滅危惧II類	-		○													
74	クモガタヒョウモン	絶滅危惧II類	-		○		○											
75	クイロヒゲハナノミ	準絶滅危惧	-		○													○
76	クロキオビジョウカイモドキ	絶滅危惧II類	-		○													○
77	クロゲンゴロウ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
78	クロサナエ	準絶滅危惧	-		○													
79	クロシジミ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 I B類(EN)		○		○				○							
80	クロツバメシジミ(九州沿岸亜種)	準絶滅危惧	-		○													
81	ケシゲンゴロウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○										○
82	ケズジロムシ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
83	ケバネユスリカバエ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
84	ゲンゴロウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
85	コエビガラスズメ	準絶滅危惧	-		○													
86	コオイムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○													○
87	コオナガミズマシ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
88	コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													○
89	コカトムシ	準絶滅危惧	-		○			○										
90	コガムシ	絶滅危惧II類	情報不足(DD)		○			○				○						
91	コケヒロズミノガ	絶滅危惧IB類	-		○													
92	コシロシタバ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○													
93	コツバメ	絶滅危惧II類	-		○		○											
94	コバンムシ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I B類(EN)		○			○										
95	ゴヘイニクバエ	-	絶滅危惧 II 類(VU)														○	
96	コマルケシゲンゴロウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○													
97	ゴミアシナガサシガメ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
98	サザナミノメイガ	情報不足	-		○													
99	サトセナガアナバチ	準絶滅危惧	-		○													
100	シマクサアブ	絶滅危惧II類	情報不足(DD)		○													
101	シマゲンゴロウ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
102	シャープツブゲンゴロウ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○													
103	シヤノメチョウ	準絶滅危惧	-		○		○				○							○
104	シルビアシジミ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 I B類(EN)		○		○											
105	シロヘリハンミョウ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
106	スジゲンゴロウ	絶滅	絶滅(EX)		○													
107	スナムグリヒョウタンソウムシ	準絶滅危惧	-															○
108	スナヨコバイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											○		○
109	セダコブヤハズカミキリ(北九州亜種)	絶滅危惧II類	-		○													
110	ダイコクコガネ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
111	タイワンツバメシジミ	絶滅危惧IA類	-		○													
112	タカムクミズメイガ	情報不足	-		○													
113	タガメ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
114	タバサナエ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○										
115	チャイロカメムシ	準絶滅危惧	-		○													
116	チャバネツリアブモドキ	準絶滅危惧	-		○													
117	チンメルマンセスジゲンゴロウ	準絶滅危惧	-		○													
118	ツマグロカマキリモドキ	情報不足	-		○													
119	ツマグロキチョウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 I B類(EN)		○		○											
120	ツマグロトビケラ	情報不足	-		○													
121	ツヤハマベエンマムシ	絶滅危惧IB類	-		○												○	○
122	ドウイロハマベゴミムシ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
123	トゲアリ	-	絶滅危惧 II 類(VU)														○	○
124	トラフカミキリ	絶滅危惧II類	-		○													
125	ナカハラヨコバイ	絶滅危惧IB類	-		○													
126	ナゴヤサナエ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 II 類(VU)		○						○							
127	ナベバタムシ	絶滅危惧II類	-		○													
128	ニシコリクワガタ(九州亜種)	準絶滅危惧	-		○													
129	ニセマルケシマゲンゴロウ	準絶滅危惧	-		○													
130	ニセマダコガネ	絶滅危惧II類	-		○													
131	ニセマダコガネダマシ	絶滅危惧II類	-		○													
132	ニッポンハナダカバチ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 II 類(VU)		○										○			○
133	ネアカヨシヤンマ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
134	ネジロハキリバチ	情報不足	-		○													
135	ハイイロチビミノガ	絶滅危惧IB類	-		○													
136	ハッチョウトンボ	絶滅危惧IA類	-		○													
137	ハマスズ	絶滅危惧II類	-		○												○	
138	ハマダラハルカ	準絶滅危惧	情報不足(DD)		○		○											○
139	ハマベウスバカゲロウ	絶滅危惧IB類	-		○												○	○
140	ハマベソウムシ	情報不足	-		○													
141	ハマベツチカメムシ	準絶滅危惧	-		○											○	○	○
142	ハラビロハンミョウ	-	絶滅危惧 II 類(VU)															
143	ハルゼミ	準絶滅危惧	-		○		○										○	
144	ヒオドシチョウ	準絶滅危惧	-		○		○											
145	ヒカゲチョウ	絶滅危惧IB類	-		○													
146	ヒコサンオオズナガゴミムシ	情報不足	-		○													
147	ヒコサンコアカヨトウ	絶滅危惧II類	-		○													
148	ヒコサンヒメヤブキリモドキ	準絶滅危惧	-		○													

番号	種名	カテゴリー			出典													
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
149	ヒメキマダラセセリ	準絶滅危惧	-		○		○				○							
150	ヒメクロオビフユナミシャク	準絶滅危惧	-		○													
151	ヒメサナエ	準絶滅危惧	-		○													
152	ヒメトビイロトビケラ	情報不足	-		○													
153	ヒメマルクビゴミンシ美彦山亜種	準絶滅危惧	-		○													
154	ヒメミスズマシ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I B類(EN)		○													
155	ヒメミノガ	絶滅危惧IB類	-		○													
156	ヒメムラサキヨトウ	絶滅危惧II類	-		○													
157	ヒロズミノガ	絶滅危惧II類	-		○													
158	フクイアナバチ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
159	フタコブルリハナカミキリ	絶滅危惧II類	-		○													
160	フタスジサナエ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○													
161	ヘイケボタル	準絶滅危惧	-		○													○
162	ベッコウトンボ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I A類(CR)	国内希少野生動物種	○		○											
163	ベニイトトンボ	-	準絶滅危惧(NT)							○	○		○	○	○			
164	ベニシタバ	絶滅危惧II類	-		○													
165	ホソマルチビゲンゴロウ	準絶滅危惧	情報不足(DD)		○													
166	ホッケミズムシ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○													
167	ホンサナエ	絶滅危惧IB類	-		○													
168	マイマイカブリ	準絶滅危惧	-		○		○					○						○
169	マダラコガシラミズムシ	絶滅危惧II類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
170	ミジンベニコヤガ	絶滅危惧II類	-		○													
171	ミスイロオナガシジミ	準絶滅危惧	-		○		○											
172	ミズカマキリ	準絶滅危惧	-		○		○		○							○	○	
173	ミスズマシ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
174	ミツギリゾウムシ	準絶滅危惧	-		○													
175	ミツノエンマコガネ	絶滅危惧II類	-		○		○					○						
176	ミツハシテングスケバ	準絶滅危惧	-		○													
177	ミドリカミキリ	絶滅危惧II類	-		○													
178	ミヤケミズムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○					○								
179	ミヤマアカネ	準絶滅危惧	-		○													
180	ミヤマセセリ	準絶滅危惧	-		○	○	○											
181	ミヤマチャバネセセリ	絶滅危惧II類	-		○		○											
182	ムカシヤンマ	準絶滅危惧	-		○		○											○
183	ムナカタミズメイガ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○													
184	ムラサキシタバ	情報不足	-		○													
185	メスグロヒョウモン	準絶滅危惧	-		○		○											○
186	ヤクシマトゲオトンボ	準絶滅危惧	-		○													
187	ヤノトラカミキリ	-	-	専門家			○	○				○						
188	ヤマトアシナガバチ	-	情報不足(DD)									○			○			○
189	ヤマトマダラバッタ	絶滅危惧II類	-		○													
190	ヨコミゾドロムシ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
191	ヨスジシロカギバ	準絶滅危惧	-		○													
192	ヨツボシカミキリ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I B類(EN)		○													
193	ヨドシロヘリハンミョウ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
194	ルイスツゲンゴロウ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類(VU)		○													
195	ルイスハンミョウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧 I B類(EN)		○													
196	ルリエンマムシ	絶滅危惧II類	-		○													
197	ルリキオビジョウカイモドキ	絶滅危惧II類	-		○												○	○
198	ルリクワガタ	準絶滅危惧	-		○													
199	ルリモンハナバチ	-	情報不足(DD)													○		○

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014

環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

専門家の指摘

*1 山地森林に生息する種

*2 巨樹に依存する種

出典

- ① 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市の記載がある種
- ② 専門家ヒアリング結果(平成8年度環境配慮指針時)
- ③ 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- ④ 平成9年度自然環境調査(福岡市域における昆虫の生息状況調査)委託
- ⑤ 平成11年度自然環境調査(ため池の貴重種生物の生息状況調査)委託
- ⑥ 平成13年度自然環境調査(ため池の生態系調査)委託
- ⑦ 平成14・15年度市域生態系調査業務委託
- ⑧ 平成14年度鉄軌道導入環境調査委託
- ⑨ 平成16年度自然環境調査(昆虫類)
- ⑩ 平成19年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)
- ⑪ 平成21年度自然環境調査(昆虫類及び貴重植物)委託
- ⑫ 平成22年度自然環境調査(鳥類, 昆虫類及び貴重植物)委託
- ⑬ 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12~26年度)
- ⑭ 平成26年度自然環境調査(昆虫類)委託

(7) 貝類

番号	種名	カテゴリー			出典									
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	アオサギガイ	情報不足	-		○									
2	アカガイ	準絶滅危惧	-		○								○	
3	アサヒキヌタレガイ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
4	アダムスタマガイ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○									
5	アツタガイ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
6	アラウズマキ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
7	アラポリホソマキギヌ	情報不足	-		○									
8	アワジチガイ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
9	イセシラガイ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
10	イソチドリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
11	イソマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
12	イタバガキ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
13	イタヤガイ	準絶滅危惧	-		○									
14	イトウシラトリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○						○			○
15	イトカケゴウナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
16	イボウミニナ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○						○			○
17	イボキサゴ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧(NT)		○									
18	イボヒメトクサ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
19	イリエツボ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○								○	
20	イワカワトクサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
21	ウスコミミガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○						○			
22	ウズザクラ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									○
23	ウスハマグリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
24	ウネイトカケギリ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
25	ウネナシトマヤガイ	-	準絶滅危惧(NT)		○								○	○
26	ウネハナムシロ	情報不足	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
27	ウネムシロ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
28	ウミニナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○						○		○	○
29	ウミヒメカノコ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
30	ウメムラシタラ	準絶滅危惧	-		○									
31	ウラカガミ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
32	オオシイノミガイ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
33	オオタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧(NT)		○							○		
34	オオトリガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
35	オオノガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○	
36	オオモモノハナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
37	オガイ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
38	オカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○	○					○	○		○
39	オキギセル	準絶滅危惧	-		○									
40	オキナガイ属の一種	情報不足	-		○									
41	オキナノエガオ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
42	オキヒラシイノミ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		○									
43	オダマキ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧(NT)		○									
44	オチバガイ	準絶滅危惧	-		○									
45	オニサザエ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
46	オバエボシ	絶滅危惧IA類	-		○									
47	オビクイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
48	オフクマスオ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
49	オリイレシラタマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
50	オリイレボラ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
51	カミスジカヨガイダマシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
52	カモジガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
53	カヤノミカニモリ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
54	カワアイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○							○		○
55	ガンギハマグリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
56	キサゴ	情報不足	-		○									
57	キセルモドキ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
58	キヌカツギハマシイノミ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○	○					○			○
59	キヌタアゲマキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
60	キュウシュウナミコギセル	準絶滅危惧	-		○									
61	キュウシュウナミノコ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
62	クシケマスオ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
63	クチベニガイ	準絶滅危惧	-		○									
64	クマサルボウ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
65	クワイロカワザンショウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○						○	○		○
66	クワイロコミミガイ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		○									
67	クワイロマンジ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
68	クルマヒラマキ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									
69	クレハガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○	
70	ケガイ	絶滅危惧Ⅱ類	-		○									

番号	種名	カテゴリー			出典									
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
71	ケシガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
72	ケマンガイ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
73	コオキナガイ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
74	コシダカヒメモノアラガイ	情報不足	情報不足(DD)		○									
75	ゴマツボ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○									
76	ゴマフダマ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
77	サギガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
78	サキグロタマツメタ	情報不足	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
79	サクラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○	○
80	サザナミツボ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○	
81	サザメガイ	情報不足	-		○									
82	サナギガイ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
83	サビシラトリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
84	シイノミミガイ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
85	シオヤガイ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
86	シゲヤスイトカケギリ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
87	シナヤカスエモノガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○									
88	シメクチマイマイ	準絶滅危惧	-		○									
89	シラオガイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○									
90	シラギク	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
91	シロバリゴウナ	絶滅危惧II類	-		○									
92	スジウネリチョウジガイ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○									
93	スナガイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○									
94	セキモリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
95	タガイ	準絶滅危惧	-		○									
96	タガソデモドキ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
97	タカハシベッコウ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
98	タケノコカワニナ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○									
99	ダコスタマイマイ	準絶滅危惧	-		○									
100	チイサギセル	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○									
101	チドリマスオ	情報不足	-		○									
102	チャイロフタナシヤヅク	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
103	チョウセンハマグリ	絶滅危惧II類	-		○									
104	ツガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
105	ツシマケマイマイ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									
106	ツボミガイ	準絶滅危惧	-		○									○
107	テリザクラ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○					○			○	○
108	テングニシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
109	トウキョウコウシツブ	情報不足	-		○									
110	トックリタマゴガイ	準絶滅危惧	-		○									
111	トンガリササノハ	絶滅危惧II類	-		○									
112	ナガオカモノアラガイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○							○		
113	ナラビオカミミガイ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○		○			○				○
114	ニッポンマメアゲマキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									○
115	ヌカルミクチキレ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○									
116	ヌノメチョウジガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
117	ヌノメホソクチキレ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○									
118	ネコガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○	
119	バイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○									
120	ハナツトガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
121	ハネナシヨウラク	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○									
122	ハボウキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
123	ハマグリ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○									
124	ハマシイノミガイ	準絶滅危惧	-		○									
125	バラフマテ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
126	ハンレイヒバリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
127	ヒシガイ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○									
128	ヒゼンツクシ	情報不足	-		○									
129	ヒナタムシヤドリカワザンショウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○					○				
130	ヒナノズキン	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
131	ヒメエガイ	情報不足	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
132	ヒメカサキビ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○									
133	ヒメゴウナ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○									
134	ヒメシオガマ近似種	情報不足	-		○									
135	ヒメマスオ	絶滅危惧II類	-		○									
136	ビョウブガイ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○		○							
137	ヒラドマルナタネ	準絶滅危惧	-		○									
138	ヒラマキミズマイマイ	情報不足	情報不足(DD)		○									
139	ヒラマキモドキ	準絶滅危惧	-		○									
140	ヒロオビヨフバイ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									
141	ヒロクチカノコ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○					○				
142	ヒロクチコギセル	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○									

番号	種名	カテゴリー			出典										
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
143	フジノハナガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										
144	フトヘナタリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○	○				○	○				○
145	フルイガイ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○										
146	フロガイダマシ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○										
147	ヘソアキゴウナ	準絶滅危惧	-		○										
148	ヘナタリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○	○					○				○
149	ベニガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										
150	ホソキセルモドキ	絶滅危惧IB類	-		○										
151	ホソタマゴガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										
152	ホラアナミジンナ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○										
153	マキノノガイ	絶滅危惧II類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○										
154	マクラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										
155	マゴコロガイ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○										
156	マシジミ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○										
157	マツカサガイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○										
158	マルタニシ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○						○				
159	マルテンスマツムシ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○										
160	ミズゴマツボ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○	○				○					
161	ミヤコドリ(貝)	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○		○
162	ミヤザキムシオイ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○										
163	ミルクイ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○										
164	ムラクモキジビキガイ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○										
165	ムラサキガイ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○										
166	モノアラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○								○		
167	モモノハナガイ	準絶滅危惧	-		○										○
168	モロハタマキビ	情報不足	-		○										
169	ヤカドツノガイ	準絶滅危惧	-		○										
170	ヤマクルマ	絶滅危惧IB類	-		○										
171	ヤマタニシ	準絶滅危惧	-		○										
172	ヤマトシジミ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○				○						
173	ヤマホトギス	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										
174	ユウシオガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										
175	ユキガイ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○									○	○
176	ヨシダカワザンショウ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○										
177	ヨフバイ	情報不足	-		○										
178	リシケタイラギ	準絶滅危惧	-		○										
179	ワカウラツボ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○						○				○
180	ワカミルガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○										

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014

環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- ① 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市の記載がある種
- ② 和白干潟の生きものたち(逸見泰久著 海鳥社 平成6年)
- ③ 環境省 第5回自然環境保全基礎調査浅海域生態系調査(干潟)
- ④ 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- ⑤ 平成12年度鳥類生息状況解析基礎調査委託業務
- ⑥ 福岡県レッドデータブック2001(確認位置情報があるもの)
- ⑦ 平成15年度今津干潟保全対策調査委託
- ⑧ 平成19年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)
- ⑨ アイランドシティ整備事業環境監視結果(平成5～平成26年度)
- ⑩ 平成26年度新西部水処理センター環境モニタリング

(8) 甲殻類その他

番号	種名	カテゴリー			出典												
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
1	アリアケガニ	絶滅危惧IB類			○												
2	アリアケヤワラガニ	絶滅危惧IB類	情報不足(DD)													○	
3	イトメ	情報不足														○	
4	ウチワゴカイ	情報不足														○	
5	ウモレベンケイガニ	絶滅危惧II類			○				○	○							
6	オオヨコナガピンノ	絶滅危惧IB類			○				○								
7	オサガニ	準絶滅危惧			○	○			○	○						○	○
8	カブトガニ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○					○	○						○
9	カブトガニウズムシ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○												
10	クシテガニ	準絶滅危惧							○								
11	シオマネキ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○		○										○
12	ツバサゴカイ	絶滅危惧II類														○	
13	テナガツノヤドカリ	準絶滅危惧			○												
14	トリウミアカイノモドキ	情報不足			○					○						○	
15	ハクセンシオマネキ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○	○	○			○							○
16	ハマガニ	準絶滅危惧			○					○							○
17	ヒガタスナホリムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											○	
18	ヒメアシハラガニ	準絶滅危惧			○	○			○	○							○
19	ヒメムツアシガニ	準絶滅危惧														○	○
20	ヒメヤマトオサガニ	準絶滅危惧														○	
21	ベンケイガニ	準絶滅危惧			○					○					○		○
22	メナシピンノ	準絶滅危惧														○	
23	ヨモギホンヤドカリ	準絶滅危惧			○											○	

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014

環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- ① 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市の記載がある種
- ② 和白干潟の生きものたち(逸見泰久著 海鳥社 平成6年)
- ③ 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- ④ 平成12年度鳥類生息状況解析基礎調査委託業務
- ⑤ 福岡県レッドデータブック2001(確認位置情報があるもの)
- ⑥ 平成15年度今津干潟保全対策調査委託
- ⑦ 平成15年度自然環境調査(カブトガニの保全及び生息調査)委託
- ⑧ 平成18年度自然環境調査(水生生物)委託
- ⑨ 平成19年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)
- ⑩ アイランドシティ整備事業環境監視結果(平成5～平成26年度)
- ⑪ 平成26年度新西部水処理センター環境モニタリング

(9) クモ形類等

番号	種名	カテゴリー			出典
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①
1	イソタナグモ	情報不足			○
2	キノボリタテグモ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○
3	ゴホントゲザトウムシ	情報不足	情報不足(DD)		○
4	ドウシグモ	情報不足	情報不足(DD)		○
5	ヒトハリザトウムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○
6	ワスレナグモ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2014

環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

選定根拠

- ① 福岡県レッドデータブック2014の分布情報に福岡市の記載がある、または県内各地に生息すると記載されている種

※クモ形類等を対象とした自然環境調査(外来生物調査を除く)はこれまで実施されていません。

(10) 植物

番号	種名	カテゴリー			出典											
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	アオイゴケ	準絶滅危惧	-		○											
2	アオカワモズク	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
3	アオグキイヌワラビ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類(EN)		○											
4	アカソ	準絶滅危惧	-		○											
5	アキザキヤツシロラン	絶滅危惧IB類	-		○											○
6	アキノハハコグサ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類(EN)		○											
7	アケボノシュスラン	絶滅危惧II類	-				○							○		
8	アサザ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○											
9	アソノコギリソウ	-	準絶滅危惧(NT)			○										
10	アマナ	絶滅危惧II類	-		○											
11	アマモ	準絶滅危惧	-		○											
12	アヤギヌ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
13	イソホウキギ	絶滅危惧II類	-		○		○							○		
14	イチヨウウキゴケ	-	準絶滅危惧(NT)					○								
15	イトテツキ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○											
16	イトリゲモ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○											
17	イヌセンブリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○		○	○						○		
18	イヌナズナ	絶滅危惧IB類	-		○											
19	イヌノフグリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○											
20	イヨカズラ	絶滅危惧II類	-		○							○				
21	イワタケ	準絶滅危惧	-		○											
22	イワレンゲ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)			○										
23	ウシオツメクサ	絶滅危惧IA類	-		○											
24	ウスギワニグチソウ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧IB類(EN)		○		○								○	
25	ウラギク	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○		○						○	○		
26	ウンゼンカンアオイ	準絶滅危惧	絶滅危惧II類(VU)		○		○								○	
27	エゾオオバコ	絶滅危惧IA類	-		○											
28	エビアマモ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
29	エビネ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○											
30	オオイシソウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○											
31	オオヒナノウスツボ	絶滅危惧II類	-		○											
32	オオミズゴケ	準絶滅危惧	-		○											
33	オオミツヤゴケ	絶滅危惧I類	-		○											
34	オキチモズク	絶滅危惧I類	絶滅危惧I類(CR+EN)		○											
35	オグラコウホネ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○											
36	オグルマ	絶滅危惧II類	-		○											
37	オケラ	絶滅危惧IB類	-		○											
38	オトコシダ	絶滅危惧IB類	-		○											
39	オドリコカグマ	絶滅危惧IA類	-		○											
40	オニカモジ	絶滅	絶滅危惧IA類(CR)		○											
41	オニコナスビ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧IB類(EN)		○		○	○						○		
42	オニバス	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○		○									
43	カガシラ	絶滅	絶滅危惧II類(VU)		○											
44	カビゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
45	カワヂシャ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○			○					○			○
46	カワツルモ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○											
47	カワラサイコ	絶滅危惧IB類	-		○									○		
48	カワラハハコ	絶滅危惧IA類	-		○											
49	キエビネ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類(EN)		○			○								
50	キキョウ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○											
51	キセウタ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○											
52	キノクニスゲ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
53	キビトリシズカ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○		○									
54	キリシマエビネ	絶滅	絶滅危惧IB類(EN)		○											
55	ギンラン	絶滅危惧II類	-		○											
56	クサコアカソ	準絶滅危惧	-		○											
57	クサスギカズラ	絶滅危惧IB類	-		○											
58	クマノゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
59	クマヤマグミ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧IA類(CR)		○											
60	クロカワズスゲ	絶滅危惧IA類	-		○											
61	クロタマガヤツリ	絶滅危惧IA類	-		○											
62	クロムヨウラン	絶滅危惧IA類	-		○											
63	クワノハエノキ	絶滅危惧II類	-		○											
64	ゲンカイイミナグサ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○		○	○							○	
65	ゲンカイヤブマオ	絶滅危惧IB類	-		○		○							○		

番号	種名	カテゴリー			出典											
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
66	コイヌガラシ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○											
67	コウヤザサ	絶滅危惧IA類	-		○											
68	コガマ	絶滅危惧II類	-		○			○							○	○
69	コギシギシ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○								○			
70	コキジノオゴケ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
71	コケイラン	絶滅危惧II類	-		○											
72	コササキビ	絶滅危惧II類	-		○											
73	コバノトンボソウ	絶滅危惧IA類	-		○											
74	サガミトリゲモ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
75	サワギキョウ	絶滅危惧II類	-		○											
76	サンショウモ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
77	シズイ	絶滅危惧IB類	-		○											
78	シバナ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○		○	○						○		
79	シマヒメタデ	準絶滅危惧	-		○											
80	シマモクセイ	準絶滅危惧	-		○											
81	シャジクモ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)		○											
82	シラシマメダケ	情報不足	-		○											
83	スギモク	絶滅危惧II類	-		○											
84	スズサイコ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○											
85	セイタカハリイ	絶滅危惧IA類	-		○											
86	タカサゴシダ	絶滅危惧IA類	準絶滅危惧(NT)		○											
87	タシロラン	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○											○
88	タチハコベ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
89	ダルマガク	準絶滅危惧	-		○											
90	チャボイ	絶滅	絶滅危惧II類(VU)		○											
91	ツクヌキオトギリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧IB類(EN)		○											
92	ツクシオオガヤツリ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧IB類(EN)		○		○	○			○			○		
93	ツクシガシワ	絶滅危惧II類	-		○											
94	ツクシカンガレイ	絶滅危惧IB類	-			○										
95	ツクシクロイヌノヒゲ	絶滅危惧II類	絶滅危惧II類(VU)			○										
96	ツクシナルコ	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類(EN)		○		○	○							○	
97	ツクシナムシグサ	絶滅危惧II類	-		○											
98	ツルギキョウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
99	テツホシダ	絶滅危惧IB類	-		○											
100	トウオオバコ	絶滅危惧II類	-		○		○							○		
101	トゲナシフトネゴケ	絶滅危惧I類	-		○											
102	トゲヤマイヌワラビ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IA類(CR)		○											
103	トサカノリ	情報不足	準絶滅危惧(NT)		○											
104	トモエソウ	絶滅危惧IA類	-		○		○									
105	トラノハナヒゲ	絶滅危惧IA類	-		○											
106	ドロイ	絶滅危惧IA類	-		○											
107	ナガバノコウヤボウキ	絶滅危惧IB類	-		○											
108	ナカミシラン	絶滅危惧IA類	-		○											
109	ナガミノツルキケマン	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○		○							○		
110	ナギラン	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											○
111	ナチクジャク	絶滅危惧IA類	-		○											
112	ナンゴクデンジソウ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類(EN)		○		○									
113	ニシノヤマタイミンガサ	絶滅危惧II類	-		○											
114	ニラバラシ	情報不足	-		○											
115	ノヤナギ	準絶滅危惧	-		○											
116	バイカイカリソウ	絶滅危惧IB類	-				○								○	
117	バイケイソウ	絶滅危惧II類	-		○		○							○		
118	ハイチゴザサ	絶滅危惧II類	-		○											
119	ハタケテンツキ	-	絶滅危惧IB類(EN)					○								
120	ハツシマラン	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IA類(CR)		○											
121	ハマウツボ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
122	ハマオモト	絶滅危惧IB類	-		○											
123	ハマサジ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○		○						○	○		
124	ハマタマボウキ	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類(EN)		○											
125	ハマニンニク	絶滅危惧II類	-		○									○		
126	ハマハナヤスリ	絶滅危惧IA類	-		○											
127	ハマビシ	絶滅	絶滅危惧IB類(EN)		○											
128	ハマボウ	絶滅危惧II類	-		○		○						○	○		
129	ハンノキ	絶滅危惧IB類	-		○		○		○	○				○	○	
130	ヒコサンヒメシヤラ	準絶滅危惧	-		○											
131	ヒナザサ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○											
132	ヒメカンガレイ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○		○									
133	ヒメコウガイゼキショウ	絶滅危惧II類	-		○								○			○
134	ヒメシロアサザ	絶滅	絶滅危惧II類(VU)		○											
135	ヒメスゲ	絶滅危惧IB類	-		○											

番号	種名	カテゴリー			出典											
		福岡県RDB	環境省RDB	その他指定状況	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
136	ヒメツルアズキ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類(EN)		○											
137	ヒメナベワリ	絶滅危惧II類	-		○											
138	ヒメハリイ	絶滅危惧IB類	-		○	○									○	
139	ヒメミクリ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○					○						
140	ヒロハテンナンショウ	絶滅危惧IA類	-			○										
141	フクド	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)		○							○				
142	フジバカマ	絶滅	準絶滅危惧(NT)		○											
143	ホウライイヌワラビ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IB類(EN)		○											
144	ホオノカワシダ	絶滅危惧IB類	-		○											
145	ホガエリガヤ	絶滅危惧IA類	-		○											
146	ホソバシロソウ	絶滅危惧IA類	-		○											
147	ホソバシロスミレ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
148	ホソバナコバイモ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○											
149	マツバラ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)			○										
150	マヤラン	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											○
151	マルバノホロシ	絶滅危惧IB類	-											○		
152	ミカワシシユガヤ	絶滅	絶滅危惧II類(VU)		○											
153	ミクリガヤ	絶滅	絶滅危惧IB類(EN)		○											
154	ミズオオバコ	絶滅危惧IB類	絶滅危惧II類(VU)		○											○
155	ミズタカモジ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧II類(VU)		○											
156	ミスミイ	絶滅	絶滅危惧IB類(EN)		○											
157	ミズワラビ	絶滅危惧IB類	-		○											
158	ミソコウジュ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)		○	○										○
159	ムギガラガヤツリ	絶滅	絶滅危惧IA類(CR)		○											
160	ムヨウラン	絶滅危惧IA類	-		○											○
161	ムラサキセンブリ	絶滅危惧II類	準絶滅危惧(NT)				○									
162	ムラサキベニシダ	絶滅危惧IA類	絶滅危惧IA類(CR)		○											
163	メヤブソテツ	絶滅危惧IA類	-		○											
164	モウセンゴケ	絶滅危惧II類	-		○											
165	ヤチカワズスゲ	絶滅危惧IA類	-		○											
166	ヤマトキソウ	絶滅危惧IA類	-		○											
167	ヤマブキシヨウマ	絶滅危惧II類	-		○	○								○		
168	ヨコワサルオガセ	絶滅危惧I類	-		○											
169	リュウノヒゲモ	絶滅危惧IB類	準絶滅危惧(NT)		○	○						○	○			
170	リンドウ	絶滅危惧II類	-		○											
171	ルイヨウボタン	絶滅危惧IB類	-		○											
172	ワサビ	絶滅危惧II類	-		○											

カテゴリー

福岡県RDB: 福岡県レッドデータブック2011
環境省RDB: 環境省レッドデータブック2014
その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

出典

- ① 福岡県レッドデータブック2011の分布情報に福岡市の記載がある種
- ② 平成8年度自然環境調査(市域における貴重植物及び今津塩沼地植物)報告書で現地確認されていないが過去の記録がある種
- ③ 平成8年度自然環境調査(市域における貴重植物及び今津塩沼地植物)委託
- ④ 福岡市環境配慮指針(平成8年度版)
- ⑤ 平成11年度自然環境調査(ため池の貴重種生物の生息状況調査)委託
- ⑥ 平成12年度地域生態系等調査(東平尾・金隈地域)
- ⑦ 平成13年度自然環境調査(ため池の生態系調査)委託
- ⑧ 福岡県レッドデータブック2001(確認位置情報があるもの)
- ⑨ 平成15年度今津干潟保全対策調査委託
- ⑩ 平成21年度自然環境調査(昆虫類及び貴重植物)委託
- ⑪ 平成22年度自然環境調査(鳥類、昆虫類及び貴重植物)委託
- ⑫ 九州大学統合移転事業環境監視調査(平成12~26年度)

(11) 植物群落

番号	福岡県レッドデータブック2011での記載			福岡市植生図での対応する凡例
	希少植物群落名	カテゴリー	所在	
1	アイアシ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区[多々良川河口]	砂丘植生
2	アカガシ群落	カテゴリーⅢ	福岡市早良区	ミヤマシキミ-アカガシ群集
3	アカマツ群落[代償植生]	カテゴリーⅠ	福岡市南区[油山市民の森・自然観察の森]	アカマツ群落(VII)
4	アマモ群落	カテゴリーⅢ	福岡市東区・西区	(海域)
5	イヌシデ群落	カテゴリーⅢ	福岡市早良区[脊振山地]	アカシデ-イヌシデ群落(V)
6	エノキ群落	カテゴリーⅣ	福岡市東区[立花山]	ムクノキ-エノキ群集
7	オオタチヤナギ群落	カテゴリーⅡ	福岡市南区	ヤナギ高木群落(VI)
8	オギ群落	カテゴリーⅡ	(河川下流域)	チガヤ-ススキ群落に含まれる
9	クスノキ群落[巨木林]	カテゴリーⅣ	福岡市東区[立花山]	クスノキ巨木林
10	クロマツ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区[海の中道]、福岡市西区[大原松原]	クロマツ群落
11	ケカモノハシ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区[雁ノ巣]	砂丘植生
12	ケヤキ群落[ヤブツバキクラス]	カテゴリーⅢ	—(脊振山地)	イロハモミジ-ケヤキ群集
13	コウボウシバ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区[雁ノ巣]	砂丘植生
14	コウボウムギ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区[雁ノ巣]	砂丘植生
15	コナラ群落	カテゴリーⅢ	県内各地	コナラ群落(VII)
16	シオクグ群落	カテゴリーⅢ	福岡市東区・西区	塩沼地植生
17	シバナ群落	カテゴリーⅠ	福岡市東区	塩沼地植生
18	ススキ群落	カテゴリーⅡ	各地の山地公園の一部やため池の堤斜面など	ネザサ-ススキ群集
19	スダジイ群落	カテゴリーⅢ	福岡市東区・中央区	ヤブコウジ-スダジイ群集 ホソバカナワラビ-スダジイ群集 ミズバイ-スダジイ群集
20	タブノキ群落	カテゴリーⅢ	福岡市西区[玄界島]	ムサシアブミ-タブノキ群集
21	ツクシオオガヤツリ群落	カテゴリーⅡ	福岡市中央区[福岡城濠・県天然記念物]	ヨシクラスに含まれる
22	ツクシシヤクナゲ群落	カテゴリーⅡ	福岡市早良区[脊振山]	アカシデ-イヌシデ群落(V)に含まれる
23	ツルナ群落	カテゴリーⅣ	福岡市東区・西区[雁ノ巣、志賀島、玄界島]	砂丘植生
24	トベラ群落	カテゴリーⅣ	—(東区・西区の沿岸部)	マサキ-トベラ群集
25	ナガミノオニシバ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区・西区	砂丘植生
26	ハチジョウススキ群落	カテゴリーⅣ	福岡市西区[小呂島]	ハチジョウススキ群落
27	ハマオモト群落	カテゴリーⅡ	福岡市西区[玄界島]	砂丘植生
28	ハマゴウ群落	カテゴリーⅣ	福岡市東区・西区[雁ノ巣、志賀島、玄界島]	砂丘植生
29	ハマサジ群落	カテゴリーⅠ	福岡市東区・西区	塩沼地植生
30	ハマヒサカキ群落	カテゴリーⅣ	—(東区・西区の沿岸部)	マサキ-トベラ群集に含まれる
31	ハマビワ群落	カテゴリーⅣ	福岡市東区・西区	オニヤブソテツ-ハマビワ群集
32	ハマボウ群落	カテゴリーⅢ	—(瑞梅寺川河口)	塩沼地植生
33	ハママツナ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区・西区	塩沼地植生
34	ハンノキ群落	カテゴリーⅠ	福岡市東区・博多区・中央区・早良区	ハンノキ群落(小規模の群落は未記載)
35	ヒトモトススキ群落	カテゴリーⅡ	福岡市東区[和白浜]	砂丘植生
36	フクド群落	カテゴリーⅠ	福岡市東区・西区	塩沼地植生
37	ブナ群落	カテゴリーⅡ	福岡市早良区[脊振山地]	シラキ-ブナ群集
38	ポタンポウフウ群落	カテゴリーⅣ	—(西区の沿岸部)	海岸断崖地植生
39	マコモ群落	カテゴリーⅣ	福岡市東区・南区	ヨシクラスに含まれる
40	マテバシイ群落	カテゴリーⅣ	県内各地の沿岸部や島しょ部	ハクサンボク-マテバシイ群落
41	ミズナラ群落	カテゴリーⅢ	—(脊振山)	アカシデ-イヌシデ群落(V)に含まれる
42	ミヤコザサ群落	カテゴリーⅢ	福岡市早良区[脊振山地]	ミヤコザサ群落
43	ヤブツバキ群落	カテゴリーⅢ	福岡市南区[油山]	(シイ・カシ二次林に含まれる)
44	ヨシ群落	カテゴリーⅢ	各地にみられる	ヨシクラス
45	リュウノヒゲモ群落	カテゴリーⅡ	福岡市中央区・西区	ヒルムシロクラスに含まれる

地図 福岡県レッドデータブック2011に掲載された群落と対応する凡例の植生を自然環境情報地図④に表示した。

基準 福岡県レッドデータブック2011に掲載された群落の中で福岡市に所在がある群落、及び平成25年度の自然環境調査(植生)で希少植物群落に対応する凡例の群落が記録されているもの。
 カテゴリーⅠ:緊急に対策必要 緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する。
 カテゴリーⅡ:対策必要 対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する。
 カテゴリーⅢ:破壊の危惧 現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい。
 カテゴリーⅣ:要注意 当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要。

出典 福岡県レッドデータブック2011
 平成25年度福岡市自然環境調査(植生)

3. 快適環境資源リスト

(1) 自然景観資源

類型	自然景観資源名	件名	特性	眺望性
山地景観	山地	脊振山地	主稜線延長 51km、幅 9km	遠景、広域：不特定
	断崖・岸壁	鬼ヶ鼻岩	延長 100m、比高 60m	中景、限定：歩道
河川景観	峡谷、溪谷	野河内溪谷	延長 3.2km、深さ 120m	近景、限定：歩道
	滝	坊主ヶ滝	落差 15m、滝口幅 3m	近景、限定：展望地
海岸景観	砂浜・礫浜	海の中道	砂浜、延長 10.3km、幅 100m	遠景、広域：不特定
		黒瀬海岸 (志賀島)	礫浜、延長 1.4km、幅 23m	近景、限定：車道
		舞能ノ浜と下馬ノ浜 (志賀島)	砂浜、延長 1.48km、幅 50～100m	中景、限定：歩道
		土手崎海岸 (能古島)	礫浜、延長 1.1km、幅 20m	中景、限定：歩道
		生の松原海岸	砂浜、延長 1.39km、幅 50m	中景、広域：不特定
		白鳥崎海岸 (能古島)	礫浜、延長 1.79km、幅 40～80m	中景、広域：不特定
		毘沙門山北海岸	礫浜、延長 2.24km、幅 20m	中景、広域：不特定
		長垂海岸	砂浜、延長 1.59km、幅 80m	中景、広域：不特定
		長浜海岸	砂浜、延長 3.72km、幅 50m	中景、広域：不特定
		玄界島北海岸	砂浜、延長 1.1km、幅 10m	中景、広域：不特定
		玄界島西海岸	礫浜、延長 1.2km、幅 10m	中景、広域：不特定
		玄界島東海岸	礫浜、延長 1.3km、幅 10m	中景、広域：不特定
		小呂島海岸	礫浜、延長 2.0km、幅 20m	中景、限定：船
	西浦崎海岸	礫浜、延長 5.85km、幅 50m	中景、限定：船	
	砂嘴	能古南岸の砂嘴	かぎ状、面積 1ha、延長 100m	近景、限定：歩道
	陸けい砂州	海の中道	面積 900ha、延長 11km	遠景、広域：不特定
	砂丘	奈多砂丘	延長 8km、比高 30m	遠景、広域：不特定
	海食崖	三苫の海食崖	延長 1.9km、比高 30m	中景、広域：不特定
		世良崎の海食崖 (能古島)	延長 3.23km、比高 60m	中景、限定：船
	岩礁	黒瀬(玄界島)	面積 1.5ha、最高岩礁高 3m	中景、限定：船
海食洞	小呂島の海食洞	幅 10m、奥行 15m	中景、限定：船	
特殊地学	節理	柱島の柱状節理	標高 0～66m、表面積 1600m ²	中景、限定：船
	岩脈	含紅雲母ペグマタイト岩脈	延長 500m、比高 4m	近景、限定：歩道

[資料：「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書(県別冊)環境庁」(平成元年)]

(2) 特定植物群落

名称	集約群落名	選定基準
巢の海浜植物群落	砂丘植生 コウボウムギ群落	特殊立地
香椎宮のスダジイ林	スダジイ群落	郷土景観
志賀島のスダジイ林	スダジイ群落	自然林、郷土景観
志賀島のマテバシイ林	シイ・カシ萌芽林	郷土景観
立花山のクスノキ林	サカキウラジロガン群集	植栽、貴重な個体群
和白浜の海浜・塩沼地植物群落	塩沼地植生、砂丘植生	分布限界、特殊立地、貴重な個体群
鴻巣山のマテバシイ林	シイ・カシ萌芽林	郷土景観
南公園のスダジイ林	スダジイ群落	郷土景観
油山のアカマツ林	アカマツ群落	郷土景観
油山観音のスダジイ林	スダジイ群落	郷土景観
脊振山の自然林	スズタケブナ群落、 アカシデーイヌシデ群落	自然林、郷土景観
鬼ヶ鼻のアカガシ林	サカキウラジロガン群集	自然林
玄界島のタブ林	タブ群落	分布限界、郷土景観
玄界島のハマオモトを含む海浜植物群落	砂丘植生 ハマオモト群落	貴重な個体群
小呂島のハチジョウススキ群落	ハチジョウススキ群落	特殊立地、貴重な個体群
小呂島嶽宮神社の照葉樹林	-	自然林、郷土景観
瑞梅寺川河口の塩沼地植物群落	塩沼地植生	特殊立地

[資料：「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 環境庁」(平成12年3月)]

(3) 福岡市内指定文化財

福岡市内の史跡、名勝、天然記念物、有形文化財(建造物)について、国や県、市で指定されている文化財を下記に示しています。

分野	指定区分	名称	所在地
史跡	国	聖福寺境内	博多区御供所町
		金隈遺跡	博多区金の隈一丁目
		板付遺跡	博多区板付二丁目, 三丁目, 五丁目
		比恵遺跡	博多区博多駅南五丁目
		福岡城跡	中央区城内
		鴻臚館跡 附 女原瓦窯跡	中央区城内, 西区女原
		老司古墳	南区老司四丁目
		野方遺跡	西区野方五丁目
		吉武高木遺跡	西区大字吉武字高木
		今山遺跡	西区横浜二丁目
		【今宿古墳群】	
		丸隈山古墳	西区大字周船寺字ナカラ
		大塚古墳	西区今宿町字大塚
		鋤崎古墳	西区今宿青木
		飯氏二塚古墳	西区大字飯氏字鏡原
		兜塚古墳	西区大字飯氏字松尾
		山ノ鼻一号墳	西区大字徳永字山ノハナ
		若八幡宮古墳	西区大字徳永字下引地
		【元寇防塁】	
		地藏松原	東区筥松四丁目
		地行	中央区地行二丁目
		西新	早良区西新七丁目
		百道	早良区百道一丁目
		脇	西区小戸一丁目
		向浜	西区小戸三丁目
		生の松原	西区生の松原一丁目
		長垂	西区今宿駅前一丁目
		今山	西区横浜二丁目
		今津	西区今津
	観世音寺境内及び子院跡 附 老司瓦窯跡	南区老司四丁目	
	県	枯野塚 附 哺川墓、句碑、寄附碑	東区馬出五丁目
		比恵環溝住居遺跡	博多区博多駅南四丁目
		亀井(南冥・昭陽)家の墓	中央区地行二丁目(浄満寺内)
		宮崎安貞墓 附 宮崎安貞書齋 一棟	西区大字女原字小松原
		元岡瓜尾貝塚	西区大字元岡字池の浦
	市	東光院境内	博多区吉塚三丁目
		今里不動古墳	博多区金の隈三丁目
		那珂八幡古墳	博多区那珂一丁目

分野	指定区分	名称	所在地
史跡	市	那珂遺跡	博多区那珂六丁目
		福岡藩主黒田家墓所	博多区御供所町（東長寺内）
		福岡藩主黒田家墓所	博多区千代四丁目
		平尾山荘	中央区平尾五丁目
		勸農社跡 附 林遠里墓地一件	早良区重留四丁目
		梅林古墳	城南区梅林五丁目
		夫婦塚 2 号墳	西区大字金武
		能古焼古窯跡	西区能古字寺脇
		草場古墳群	西区生の松原三丁目
		吉武熊山古墳 他 3 基	西区吉武
		浦江 1 号墳	西区大字吉武字大塚
名勝	市	友泉亭庭園	中央区笹丘一丁目及び城南区友泉亭地内
		妙福寺庭園	早良区重留五丁目
天然記念物	国	名島の檜石	東区名島一丁目名島神社境内及び公有水面
		長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈	西区今宿青木字長垂山及び公有海面
	県	櫛田の銀杏	博多区上川端町
		ツクシオオガヤツリ	中央区城内福岡城堀内
		金武のヤマモモ	西区大字金武
	市	長垂のリチウムペグマタイト鉱物標本	中央区舞鶴二丁目 福岡市少年科学文化会館
長垂の含紅雲母ペグマタイト鉱物標本		西区能古 能古博物館	
橋本八幡宮のイヌマキ群落		西区橋本二丁目	
有形文化財 (建造物)	国	筥崎宮楼門	東区箱崎一丁目
		筥崎宮本殿 附 棟札 十一枚	東区箱崎一丁目
		筥崎宮拝殿 附 棟札 一枚	東区箱崎一丁目
		筥崎宮鳥居	東区箱崎一丁目
		香椎宮本殿 附 棟札 八枚	東区香椎四丁目
		住吉神社本殿	博多区住吉三丁目
		旧日本生命保険株式会社九州支店 附 便所 一棟、塀 一棟、棟札 一枚	中央区天神一丁目
		旧福岡県公会堂貴賓館	中央区西中洲
		福岡城南丸多聞櫓	中央区城内
	県	石造九重塔 附 伝米一丸墓石及び境内板碑群	東区箱崎六丁目
		崇福寺山門	博多区千代四丁目
		崇福寺唐門	博多区千代四丁目
		福岡県立福岡高等学校校舎 附 正門 一棟	博多区堅粕一丁目
		潮見櫓	中央区城内
		崇福寺仏殿	中央区城内 ※解体保管中
旧母里太兵衛邸長屋門		中央区城内	
福岡城下之橋御門		中央区城内	

分野	指定区分	名称	所在地
有形文化財 (建造物)	県	旧福岡城祈念櫓	中央区城内
		曲淵五重石塔	早良区曲淵 曲淵小学校校内
		西南学院大学博物館（ドージャー記念館）	早良区西新三丁目
	市	東長寺六角堂 附 仏龕1基および卓1脚	博多区御供所町
		旧三浦家住宅	博多区冷泉町
		住吉神社能楽殿	博多区住吉三丁目
		住吉神社唐門	博多区住吉三丁目
		承天寺開山堂	博多区博多駅前一丁目
		承天寺唐門	博多区博多駅前一丁目
		承天寺鐘楼	博多区博多駅前一丁目
		名島門	中央区城内
		浄満寺山門	中央区地行二丁目
		九州大学西新外国人教師宿舍 第3号棟	早良区西新二丁目
		曲淵水源地水道施設 附 平尾浄水場配水池点検用通路入口 建物1棟	早良区大字曲淵, 中央区南公園
		飯盛神社本殿	西区大字飯盛
		旧山下家住宅 附 明治八年(1875)の棟札	西区能古
		白鬚神社拝殿	西区能古
		白鬚神社本殿 附 棟札11枚	西区能古

[資料：「福岡県指定文化財目録 福岡県教育庁総務部文化財保護課」(平成27年)、
「教育要覧 福岡市教育委員会」(平成26年度)]

(4) 文化レクリエーション施設

(H28. 6. 4 現在)

施設種別	名称	所在地
美術館・博物館	福岡アジア美術館	博多区下川端町 3-1 リバレインセンタービル 7・8F
	文化芸術情報館アートルエ	博多区下川端町 3-1 リバレインセンタービル 7F
	福岡市美術館	中央区大濠公園 1-6
	福岡市博物館	早良区百道浜三丁目 1-1
図書館・市民センター	東市民センター（東図書館）	東区千早四丁目（千早駅西側）なみきスクエア内
	コミセンわじろ（和白図書館）	東区和白丘一丁目 22-27
	博多市民センター（博多図書館）	博多区山王一丁目 13-10
	さざんびあ博多（博多南図書館）	博多区南本町二丁目 3-1
	博多駅地区土地区画整理記念会館	博多区博多駅前四丁目 23-9
	中央市民センター（中央図書館）	中央区赤坂二丁目 5-8
	南市民センター（南図書館）	南区塩原二丁目 8-2
	男女共同参画推進センター・アミカス図書室	南区高宮三丁目 3-1
	福岡市総合図書館	早良区百道浜三丁目 7-1
	早良市民センター（早良図書館）	早良区百道二丁目 2-1
	城南市民センター（城南図書館）	城南区片江五丁目 3-25
	西市民センター（西図書館）	西区内浜一丁目 4-39
	さいとびあ（西部図書館）	西区西都二丁目 1-1
	体育館	東体育館
博多体育館		博多区山王一丁目 9-5
福岡市民体育館・プール		博多区東公園 8-2
中央体育館		中央区赤坂二丁目 5-5
福岡市九電記念体育館		中央区薬院四丁目 14-1
南体育館		南区塩原二丁目 8-1
早良体育館		早良区四箇六丁目 17-6
ももち体育館		早良区百道二丁目 3-15
城南体育館		城南区別府六丁目 14-22
西体育館		西区拾六町一丁目 13-35
プール	東市民プール	東区名島二丁目 42-1
	博多市民プール	博多区東那珂一丁目 9-15
	中央市民プール	中央区西公園 14-30
	南市民プール	南区三宅三丁目 31-1
	早良市民プール	早良区曙一丁目 3-15
	城南市民プール	城南区片江一丁目 5-1
	総合西市民プール	西区西の丘一丁目 4-1
子ども健全育成・青少年学習施設	海の中道青少年海の家	東区大字西戸崎（海の中道海浜公園内）
	中央児童会館	中央区今泉一丁目 19-22
	えがお館（こども総合相談センター）	中央区地行浜二丁目 1-28
	背振少年自然の家	早良区板屋 530
	今宿野外活動センター	西区今宿上ノ原 217-2
ホール・劇場・音楽・演劇練習場	博多座	博多区下川端町 2-1
	福岡国際会議場	博多区石城町 2-1
	福岡サンパレス	博多区築港本町 2-1
	マリンメッセ福岡	博多区沖浜町 7-1
	福岡国際センター	博多区築港本町 2-2

施設種別	名称	所在地
ホール・劇場・音楽・演劇練習場	ぼんプラザホール（祇園音楽・演劇練習場）	博多区祇園町 8-3
	パピオビールーム（千代音楽・演劇練習場）	博多区千代一丁目 15-30
	福岡市民会館	中央区天神五丁目 1-23
	アクロス福岡（福岡シンフォニーホールほか）	中央区天神一丁目 1-1
	健康づくりサポートセンター・あいれふホール	中央区舞鶴二丁目 5-1
	ゆめアール大橋（大橋音楽・演劇練習場）	南区大橋一丁目 3-25
	男女共同参画推進センター・アミカスホール	南区高宮三丁目 3-1
	映像ホール・シネラ	早良区百道浜三丁目 7-1
文化施設・文化財	板付遺跡弥生館（板付弥生のムラ）	博多区板付三丁目 21-1
	金隈遺跡展示館	博多区金の隈一丁目 39-52
	埋蔵文化財センター	博多区井相田二丁目 1-94
	赤煉瓦文化館（福岡市文学館）	中央区天神一丁目 15-30
	福岡城跡	中央区城内
	鴻臚館跡展示館	中央区城内
	福岡城むかし探訪館	中央区城内 1-4
	野方遺跡展示館	西区野方五丁目 11-25
動物園・植物園・水族館	マリンワールド海の中道	東区大字西戸崎 18-28
	福岡市動物園	中央区南公園 1-1
	福岡市植物園	中央区南公園 1-1
観光・レクリエーション	雁の巣レクリエーションセンター	東区奈多 1302-53
	博多ポートタワー	博多区築港本町 14-1
	ベイサイドプレイス博多	博多区築港本町 13-6
	月隈パークゴルフ場	博多区月隈三丁目 18-21
	立花寺緑地リフレッシュ農園	博多区立花寺二丁目 9-15
	油山市民の森・自然観察の森	南区桧原 855-4
	もーもーらんど油山牧場	南区柏原 710-2
	福岡タワー	早良区百道浜二丁目 3-26
	ロボスクエア	早良区百道浜二丁目 3-2 TNC 放送会館 2 階
	海づり公園	西区大字小田字池ノ浦地先
	今津リフレッシュ農園	西区今津 5685
	公園・海浜公園・日本庭園	アイランドシティ中央公園
海の中道海浜公園		東区大字西戸崎 18-25
青葉公園		東区青葉四丁目
東平尾公園		博多区東平尾公園二丁目 1-2
楽水園（池泉回遊式日本庭園）		博多区住吉二丁目 10-7
大濠公園		中央区大濠公園 1-2
舞鶴公園		中央区城内 1
松風園（文化交流公園）		中央区平尾三丁目 28
西公園		中央区西公園
桧原運動公園		南区桧原五丁目 30-1
花畑園芸公園		南区柏原七丁目 571-1
シーサイドももち海浜公園		早良区百道浜二丁目
西南杜の湖畔公園		城南区七隈六丁目
友泉亭公園（池泉回遊式日本庭園）		城南区友泉亭 1-46
かなたけの里公園		西区大字金武字の菅 1367
今津運動公園		西区今津字津本 2201
西部運動公園		西区飯盛 385
小戸公園		西区小戸二丁目

4. 外来生物

(1) 外来生物による影響と問題点

外来生物とは、人為的活動に伴って本来いなかった場所に生息・生育するようになった生物のことです。外来生物の中には、在来生物の生息・生育環境を奪ってしまい、生態系や農林水産業に大きな影響を与えるもの、人に危害を加えることで問題となるものがあります。

現在日本で確認されている外来生物のうち、特に影響の懸念される生物を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）（平成17年6月施行）では特定外来生物に指定し、“飼育・栽培・保管・運搬”、“輸入”、“野外に放つ・植える・まくこと”、“譲渡・引き渡し”行為を禁止し、違反行為には重い罰則を規定しています。さらに、平成27年3月には「外来種被害防止行動計画」の策定により、各主体が採るべき役割、種別の対応が具体的に提示され、これと同時に“我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト”が公開されました。

外来生物は、ペットや産業利用で意図的に導入されるほか、物資の運搬などの非意図的な行為が原因で侵入することがあります。事業活動の活発な福岡市では特に警戒が必要です。

外来生物の問題点

外来生物の中には生態系や人間、農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすものがあります。

●生態系への影響

■生態系のかく乱



＜ツマアカスズメバチ＞
スズメバチの仲間では日本の在来種との競合や、捕食対象となる昆虫の減少が懸念されます。近年、長崎県対馬市や北九州市で確認されており、福岡市への侵入が心配されています。

■生育環境での競合



＜オオキンケイギク＞
自然なお花畑を形成する植物として、緑化目的で導入されました。生育旺盛で大群落をつくることで、在来植物を駆逐した例が報告されています。

■雑種の形成



＜タイリクバラタナゴ＞
食用で持ち込まれたその他魚種の種苗に混入して分布を上げたと言われています。希少種のニッポンバラタナゴと近縁にあり、本種との交雑により遺伝的攪乱が起きています。

●人の生命・身体への影響



＜セアカゴケグモ＞
オーストラリア原産のクモでコンテナ等に付着して侵入したのではないかとされています。神経毒を持ち刺咬により痒痛などの症状を引き起こします。

●農林水産業への影響



＜アライグマ＞
飼育困難となったペットの遺棄から各地に定着したと言われています。トウモロコシをはじめとする畑地作物の食害などの被害が報告されています。

※写真は環境省ホームページ“外来生物写真集”より引用

(2) 外来生物の被害防止のための取り組み方針

「外来種被害防止行動計画」(平成27年3月策定)では、外来種被害予防三原則として、“入れない”、“捨てない”、“拡げない”を掲げています。

特に植物、動物を直接取り扱う事業者は、外来種の適正管理には気を配る必要があります。その他、物資の運搬時に無自覚にセアカゴケグモの拡散に寄与したり、輸入時のバラスト水による外来生物の非意図的な導入の可能性もあります。早期発見のためのモニタリングなどの予防措置も必要となります。見つけた場合には、市区への連絡を含め、駆除をお願いします。

また近年、緑化・カバープランツとして使用される植物の中には取り扱いに注意を必要とするものがあります。緑化樹種を選定する際には“我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト”などを参考にする必要があります。

外来種被害予防三原則

1 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

2 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。

3 拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさない)。

表 福岡市で注意すべき主な外来種と対応方法(その1)

	主な侵入経路	代表的な生物種	主な対応方法
意図的 導入	導入時・導入後の遺棄 (学術研究、ペットなど)	アカミギガメ(総_緊) カミツキガメ(総_緊 特) 外国産メジロ(予_定着) など	●適正管理の徹底 輸入、販売、ブリーディングなどの動植物を直接生業として取り扱う事業者による適正管理の徹底 ・国内への新たな導入の抑制 ・逸走の防止、遺棄の禁止
	産業利用による逸出		●代替措置の検討 外来種導入に先立って、生態系への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果の得られる代替措置がないか検討して下さい。
	種子による拡散	カモガヤ(産) オニウシノケグサ(産) ドクムギ属(産) オオアワガエリ(産) など	<飼料用植物など> ・種子の逸出防止のため、結実前の刈り取りなどの適切な実施に努める。
		ハリエンジュ(産) ビワ(産) キウイフルーツ(産) モウソウチクなどの竹類(産) など	<果樹・緑化植物など> ・生物多様性保全上の重要地域、特殊な立地環境に侵入おそれのある場所には持ち込まない。 ・栽培中止の場合には適切な処置を行う。
逃げ出しによる拡散	セイヨウオオマルハナバチ(産) など	・逸出防止のための適切な施設の設置 ・定期的な施設のチェックと補修 ・廃棄時の確実な処分	

備考) 代表的な生物種の項の()内は“我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト”のカテゴリ一区分を示す。

- ・予_定着：定着予防外来種(その他の定着予防外来種)
- ・産：産業管理外来種
- ・総_緊：総合対策外来種(緊急対策外来種)
- ・特：特定外来生物

表 福岡市で注意すべき主な外来種と対応方法（その2）

主な侵入経路	代表的な生物種	主な対応方法
非意図的導入		<ul style="list-style-type: none"> ●主務大臣等の指示の遵守 輸入物の取り扱いについては、各種関連ガイドライン等に則り主務大臣等より指示を受ける場合があります。 ●分布拡大の抑制 外来生物の生息・生育が確認されている場所で事業活動を行う際には、分布の拡大に寄与する行為は控えて下さい。
貨物への混入	アカカミアリ(総_緊_特) アルゼンチンアリ(総_緊_特) ハイロゴケグモ(総_緊_特) セアカゴケグモ(総_緊_特) など	・輸入物資に付着、混入している特定外来生物等の消毒方法の基準(環境省、農林水産省策定)に基づき、主務大臣より輸入車へ対し消毒等の措置を行うよう指示されることがあります。
バラスト水への混入	ヨーロッパミドリガニ(予_侵入) など	・「海洋汚染等および海上災害防止に関する法律」に則り、船舶所有者に対してバラスト水処理設備の設置などの対応が求められます。
船底への付着	ムラサキイガイ(総_その他) タテジマフジツボ(総_その他) など	・「船体付着生物の管理ガイドライン 平成 23 年 IMO 策定」に基づいた対応が求められます。
土砂や植木の運搬などへの付随	ブラジルチドメグサ(総_緊_特) オオフサモ(総_緊_特) ボタンウキクサ(総_緊_特) など	・埋土種子が含まれている可能性のある土砂や植物体などは事業区域外に持ち出さない

備考) 代表的な生物種の項の () 内は“我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト”のカテゴリ一区分を示す。

- ・予_侵入：定着予防外来種（侵入予防外来種）
- ・総_緊：総合対策外来種（緊急対策外来種）
- ・総_その他：総合対策外来種（その他の総合対策外来種）
- ・特：特定外来生物

＜コラム 生態系被害防止外来種：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト＞

“生態系被害防止外来種”のリストでは、外来生物法指定の生物に加え、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある種を広く選定し、対策の方向性を示すカテゴリーに区分しています。事業者の配慮が特に求められるものとして、「産業管理外来種」への対応がありますが、当該カテゴリー以外にも緑化植物など福岡市内でよく用いられている種の扱いの記載もあります。事業計画検討の際には、種毎に利用上の留意事項を確認する必要があります。

・生物リスト等の入手先 <http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/list.html>

リスト掲載種のカテゴリ区分	福岡市内に関係の深い掲載種の例	
<p>定着予防外来種 (101種類)</p> <p>(定着を予防する外来種)</p> <p>—国内に未定着なもの—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●導入の予防や水際での監視による侵入防止、管理下にあるものは野外への逸出・定着の防止、野外で発見した場合には早期防除 <p>侵入予防外来種</p> <p>その他の定着予防外来種</p>	<p>写真出典：環境省ホームページ ヒアリ（アカヒアリ）</p>  <p>写真出典：環境省ホームページ ヒアリ（アカヒアリ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の記録はない。物資について侵入することから、港湾などの水際で侵入・定着を防ぐ必要がある。 ・毒針をもち攻撃性が強い。刺傷による健康被害、家畜殺傷などの農業被害、在来生物の減少などの被害の可能性がある。 	<p>タテジマフジツボ</p>  <p>タテジマフジツボ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼生のバラスト水への混入により、市内沿岸域に侵入する。 ・在来フジツボを被覆し、潮間帯の生物相に変化をもたらすほか、取水施設や養殖カキに付着し、被害をもたらしている。
<p>総合対策外来種 (310種類)</p> <p>(総合的に対策が必要な外来種)</p> <p>—国内定着が確認されたもの—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防除、遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発。このうち、「緊急対策外来種」、「重点対策外来種」は大きな被害が予想されるため、積極的な防除が必要。 <p>緊急対策外来種</p> <p>重点対策外来種</p> <p>その他の総合対策外来種</p>	<p>ブラジルチドメグサ（特外）</p>  <p>ブラジルチドメグサ（特外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内では瑞梅寺川水系のため池、那珂川で確認される。 ・ちぎれた植物体が岸辺に定着して分布を拡げるなど生育旺盛な水生植物。テンジソウ等の希少植物と競合する可能性がある。 ・除草の際に下流に流さない、浚渫土砂を系外に持ち出さないなどの注意が必要。 	<p>ツルニチニチソウ</p>  <p>ツルニチニチソウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内では海岸に成立する松原の林床に群落を形成する。 ・西区、生ノ松原ではツルニチニチソウ群落に被覆され、カワラサイコ等希少植物が減少。 ・カバープランツとして活用されることが多いが、生物多様性保全上重要な地域での使用は避けることが望ましい。 <p>スクミリンゴガイ</p>  <p>スクミリンゴガイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内では各地の水田や用水路等でみられる。水域より高い位置に赤い卵塊を産み付ける。 ・田植え後のイネを食害するほか、広東住血吸虫の中間宿主となる。 ・積極的な防除が望ましい。
<p>産業管理外来種 (18種類)</p> <p>(適切な管理が必要な産業上重要な外来種)</p> <p>—産業・公益的な役割より代替不可能なもの—</p> <p>例) 緑化、牧草利用、養蜂の蜜源、果樹、養殖・放流、施設栽培の受粉利用 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適切な管理、利用の抑制、侵略性のない代替種の開発 <p>▲事業者の配慮が特に求められる事項</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチ（特外）</p>  <p>セイヨウオオマルハナバチ（特外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内では西区、トマト農家で受粉利用している。 ・在来マルハナバチ類との競合や交雑による駆逐、盗蜜による在来植物の種子生産の阻害等が懸念される。 ・トマト等の作物の花粉媒介を行う園芸資材としての利用に有用。外来生物法を遵守する。 	<p>ハリエンジュ（ニセアカシア）</p>  <p>ハリエンジュ（ニセアカシア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地で確認されている。 ・種子が風や水に運ばれて河原や海岸に侵入、在来種と競合、駆逐する。 ・庭木や街路樹、養蜂の蜜源植物等に利用。生物多様性保全上重要な地域へ侵入する恐れのある地域では使用を避けることが望ましい。

5. 自然環境情報地図

自然環境情報地図は、区毎に以下の構成としています。

- ① 貴重・希少生物確認地図 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類
- ② 貴重・希少生物確認地図 鳥類
- ③ 貴重・希少生物確認地図 昆虫類・貝類・甲殻類その他
- ④ 貴重・希少生物確認地図 植物・植物群落
- ⑤ 快適環境資源地図

①～④貴重・希少生物確認地図は、福岡市環境局が実施した平成8年以降の自然環境調査及び関連の環境調査などで確認された貴重・希少生物の確認記録を、原則として世界測地系の標準地域メッシュ3次メッシュ（緯線方向30秒、経線方向45秒、1辺約1km）で示したものです。鳥類については移動性が高く出現種数が多いことから、2倍3次メッシュ（緯線方向1分、経線方向1分30秒、1辺約2km）で示しています。貴重・希少生物とは、貴重・希少生物リスト（164～177ページ）に掲載されている生物種を指します。なお、確認位置が明確でない記録と乱獲・盗掘のおそれがある一部の種については、確認位置をメッシュで表示せず、地図の欄外に表示している場合があります。

④植物・植物群落の確認地図では、メッシュで表示した貴重・希少植物以外に、平成25年度自然環境調査（植生調査）で作成された福岡市の植生図（環境省統一凡例）に基づき、福岡県レッドデータブックの植物群落の項に掲載されている群落と対応づけられる群落（貴重・希少生物リストの植物群落の項（178ページ）参照）を表示しています。

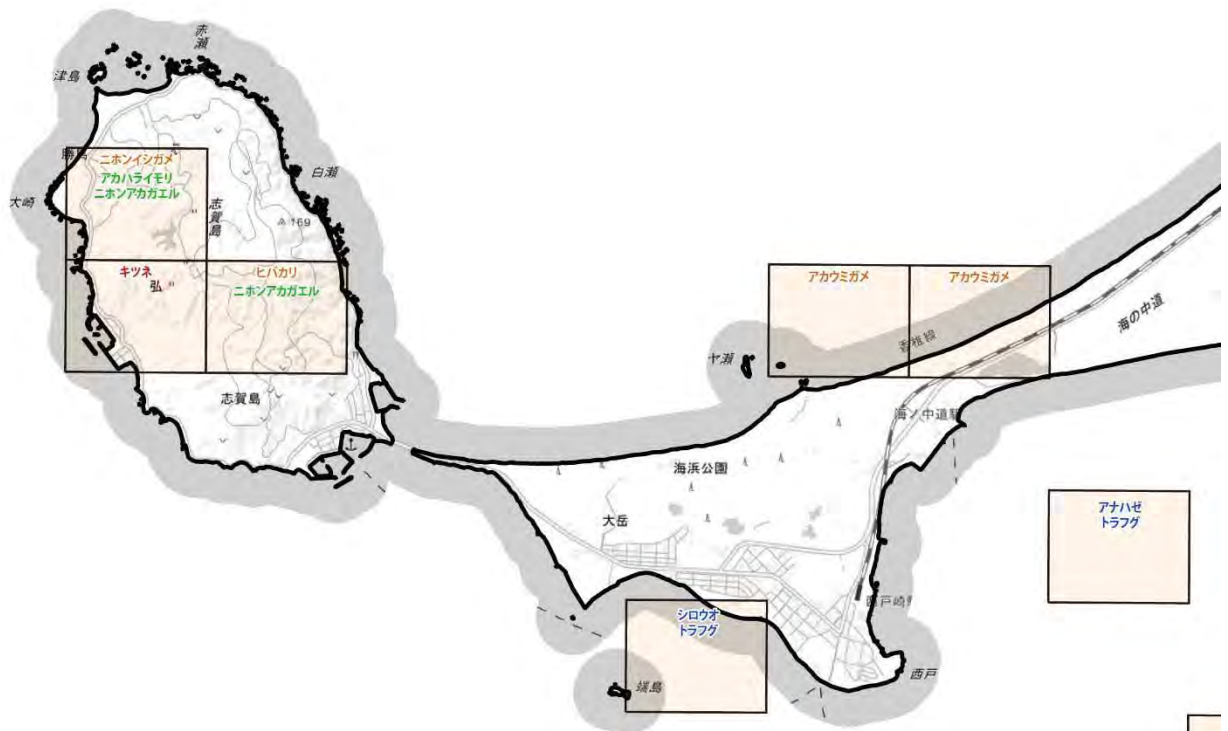
⑤快適環境資源地図では、福岡市内にある主要な文化レクリエーション施設、指定文化財、自然景観、特定植物群落を示しています。自然景観は、環境省の第3回自然環境保全基礎調査における資源景観資源調査（「自然景観資源調査報告書」（平成元年／都道府県別））のうち、福岡市内の調査地点について示しています。特定植物群落は、環境省の第5回自然環境保全基礎調査における特定植物群落調査（「特定植物群落調査報告書」（平成12年3月））のうち、福岡市内の調査地点について示しています。

計画段階の配慮書等、文献調査によって環境配慮の対象を選定する場合は、この貴重・希少生物確認地図を用いて、事業対象地が含まれるメッシュで確認されている貴重・希少生物を検討対象としてください。

ただし、貴重・希少生物確認地図は、実際に調査で確認された記録を元としているため、生物の分布範囲を示しているものではありません。生物の記録が無いメッシュでも、貴重・希少生物が生息している可能性があります。現地調査を行ったり、この地図に掲載されている以外の情報を根拠として環境配慮対象種を選定しても問題ありません。

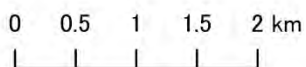
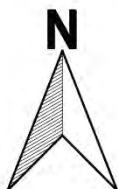
環境配慮の対象とする生物を選定する際に現地調査を実施できない場合には、事業対象地の周辺で環境特性が類似しているメッシュで確認されている貴重・希少生物について、図鑑等で生息環境を調査してください。そのような種の生息環境が事業対象地に存在する場合は、環境配慮の対象として取り上げることができます。

自然環境情報地図【東区①】
 貴重・希少生物確認地図
 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類



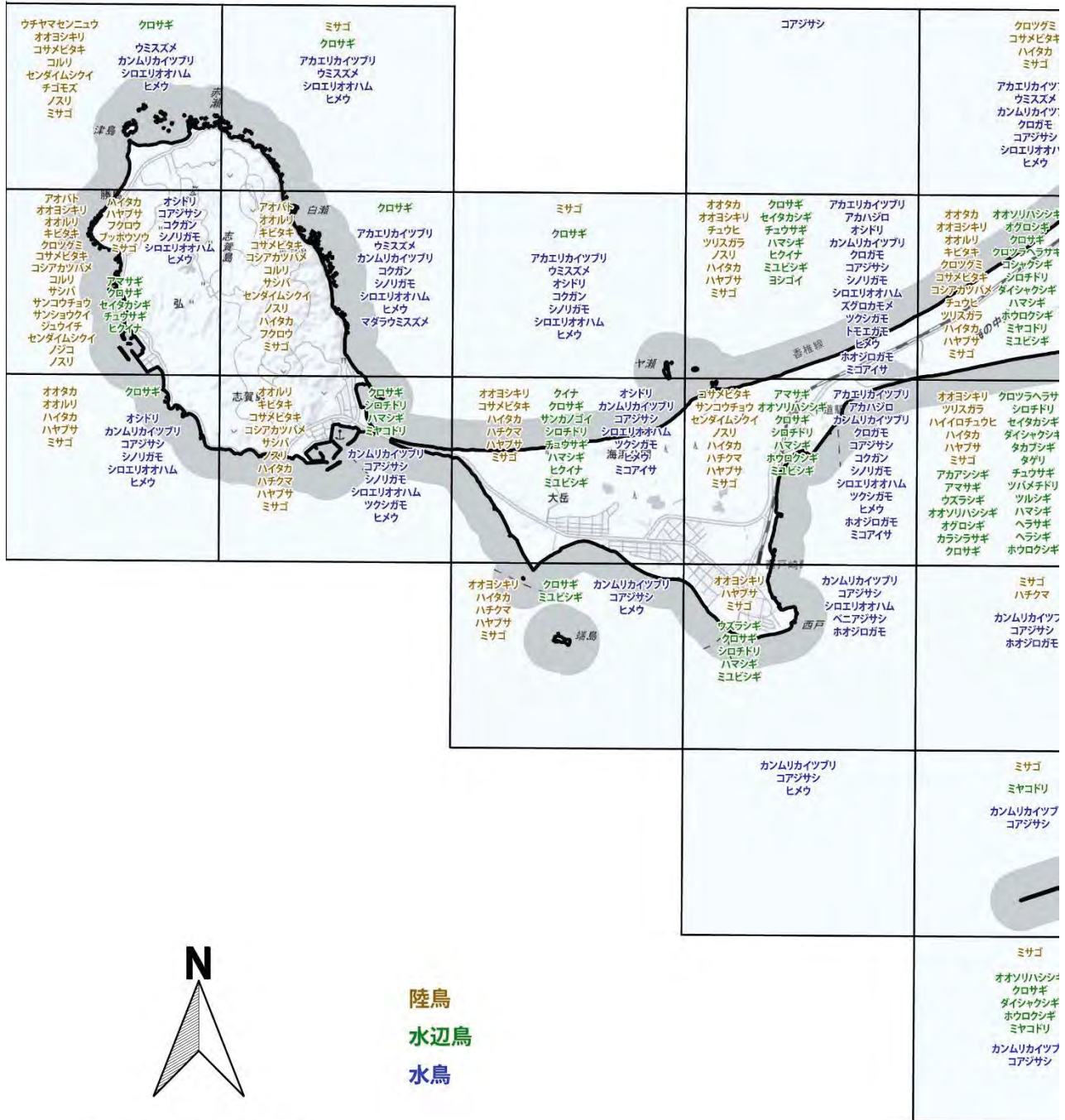
このほかの東区内で確認されている貴重・希少生物
 カヤネズミ (哺乳類), アカウミガメ (爬虫類),
 オヤニラミ, カワバタモロコ, シロウオ, セボシタビラ, トビハゼ,
 ニッポンバラタナゴ, ニホンウナギ (魚類)

- 哺乳類
- 爬虫類
- 両生類
- 魚類

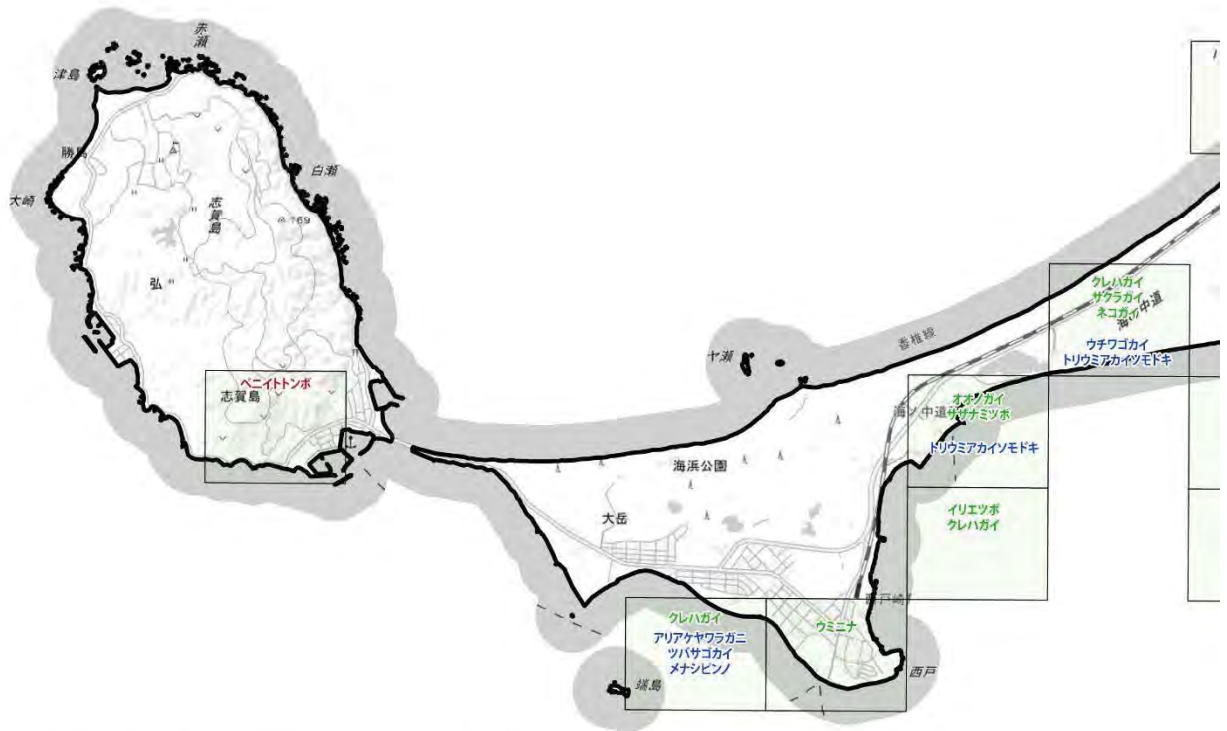


自然環境情報地図【東区②】 貴重・希少生物確認地図 鳥類

オオヨシキリ	アカアシギ	タカブシギ	オオハクチョウ
クロツグミ	アマサギ	タゲリ	カンムリカイツブリ
コサメビタキ	ウスラシギ	チュウサギ	コアジサシ
コチョウゲンボウ	オオソリハシシギ	ツルシギ	コハクチョウ
コムシク	オクロシギ	ハマシギ	スズカモメ
サンバ	カラササギ	ヘラサギ	ツクシガモ
サンショウクイ	クワガ	ヘラサギ	トモエガモ
センダイムシクイ	クロツグミ	ホウロクシギ	ヒシギ
フェウヒ	ナリ	ホウロクシギ	ヒメウ
ツリスガラ	コウノトリ	ミユビシギ	ホオジロガモ
ノスリ	コシヤクシギ		マガン
ハイロチウビ	シベリアオオハシシギ		ミコアイサ
ハイタカ	シロチドリ		
ハヤブサ	セイタカシギ		
ミサゴ	ダイシャクシギ		



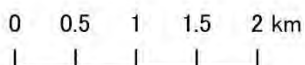
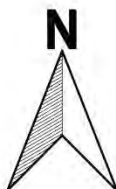
自然環境情報地図【東区③】
 貴重・希少生物確認地図
 昆虫類・貝類・甲殻類その他

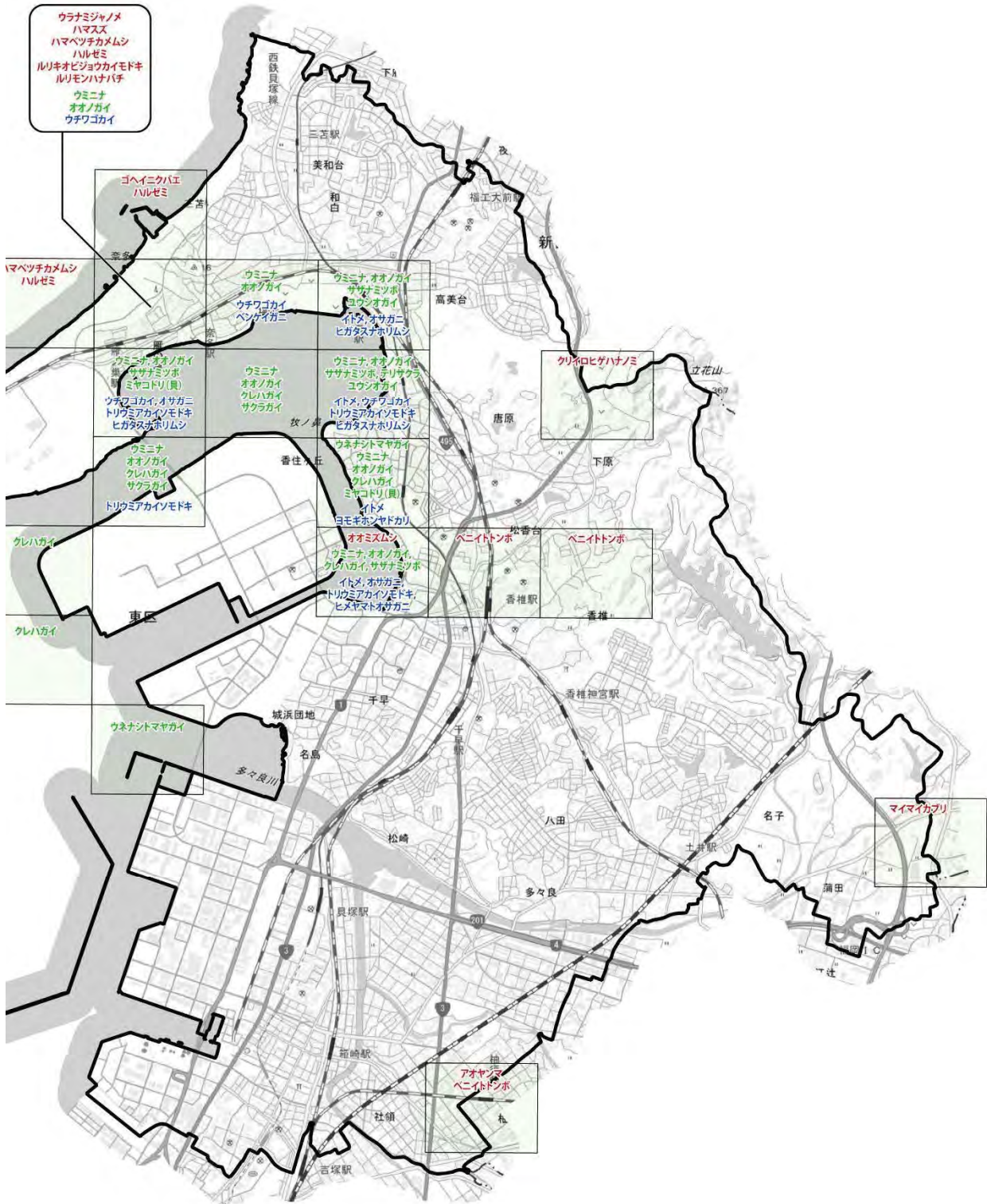


このほかの東区内で確認されている貴重・希少生物
 カワラハンミョウ, ツヤハマベエンマムシ, ハマベウスバカゲロウ, ハラビロ
 ハンミョウ, ハルゼミ, ヤノトラカミキリ (昆虫類)
 オカミミガイ, キヌカツギハマシノミ, クレイロカワザンショウ, ナラビオカ
 ミミガイ, ヒロクチカノコ, フトヘナタリ, ヘナタリ, ミズゴマツボ (貝類)
 ウモレベンケイガニ, オオヨコナガピンノ, オサガニ, クシテガニ, シオマネ
 キ, ハクセンシオマネキ, ヒメアシハラガニ (甲殻類その他)

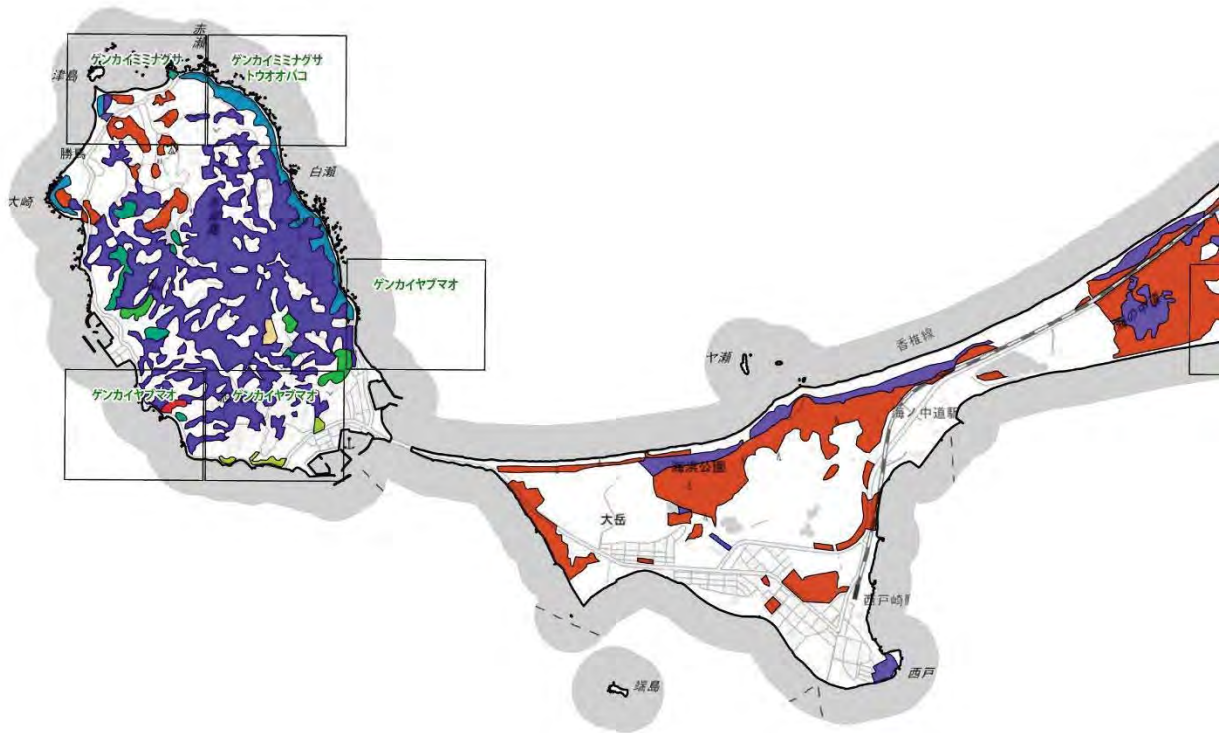
クレハガイ

昆虫類
 貝類
 甲殻類その他





自然環境情報地図【東区④】
貴重・希少生物確認地図
植物・植物群落

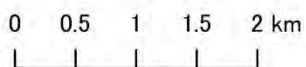
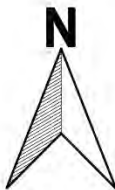


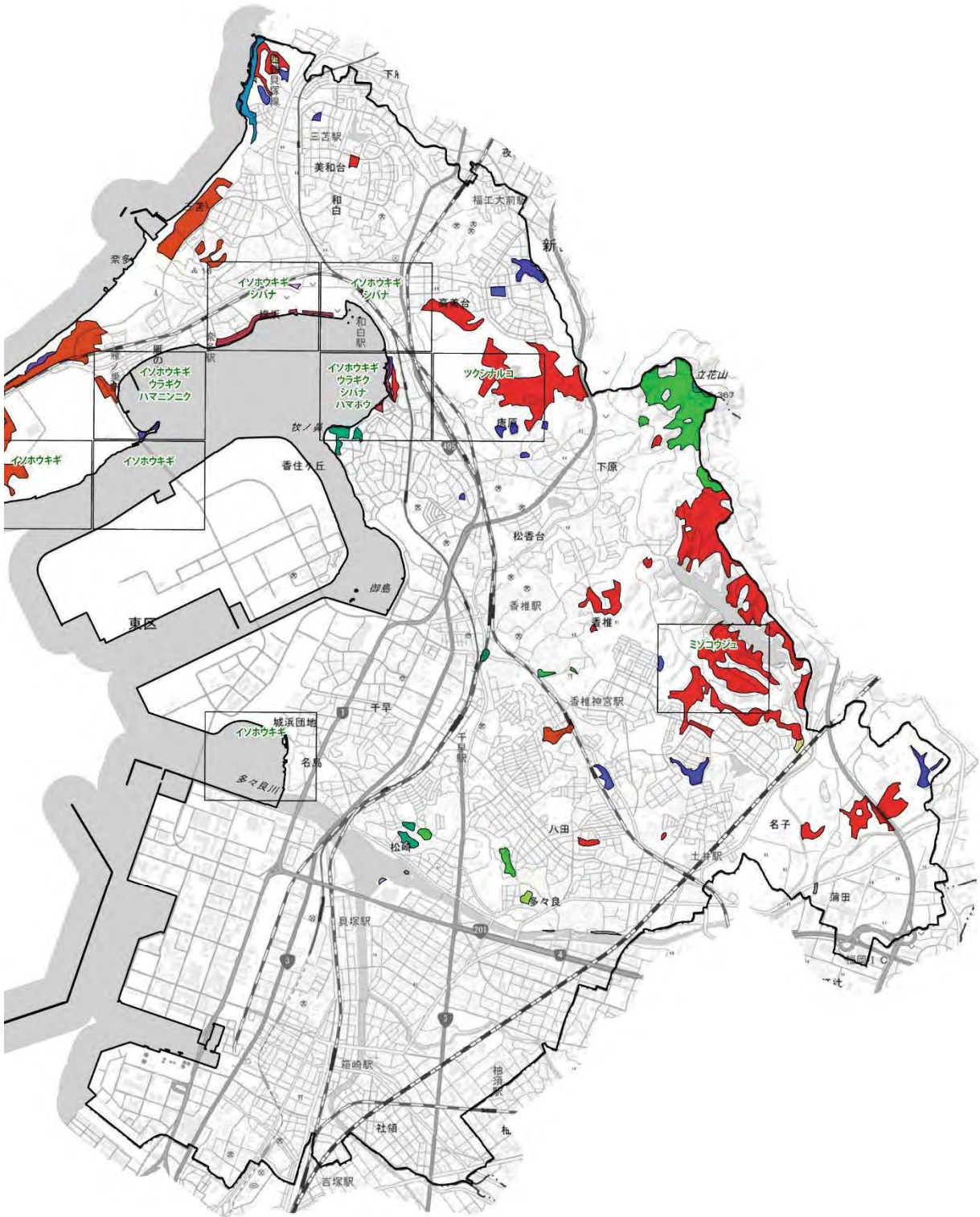
このほかの東区内で確認されている貴重・希少生物
ゲンカイミミナグサ, シバナ, ツクシナルコ (植物)

凡例

貴重・希少植物群落

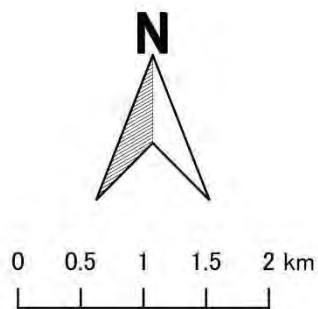
アカマツ群落 (VII)	ヒルムシロクラス
オニヤブソテツ - ハマビワ群集	ホソバカナワラビ - スダジイ群集
クスノキ巨木林	マサキ - トベラ群集
クロマツ群落	ミミズバイ - スダジイ群集
コナラ群落 (VII)	ムクノキ - エノキ群集
チガヤ - ススキ群集	ムサシアブミ - タブノキ群集
ネザサ - ススキ群集	ヤブコウジ - スダジイ群集
ハクサンボク - マテバシイ群落	ヨシクラス
ハチジョウススキ群落	塩沼地植生
	砂丘植生





自然環境情報地図【東区⑤】

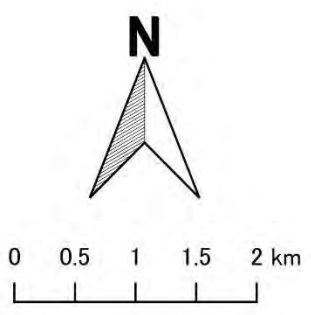
快適環境資源地図



土地利用状況	
	自然的樹林地
	植林地・竹林
	草地・畑地・果樹園
	水田
	河川・溜池・ダム
	公園・緑地

凡例	
	文化レクリエーション施設
	指定文化財
	特定植物群落
	自然景観

自然環境情報地図【博多区①】
 貴重・希少生物確認地図
 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類



- 哺乳類
- 爬虫類
- 両生類
- 魚類